

写 令和 6 年第 3 回定例会

(9 月 9 日招集)

町議会会議録

益城町議会

令和6年第3回益城町議会定例会目次

○9月9日（第1日）

出席議員	2
欠席議員	2
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	2
説明のため出席した者の職・氏名	2
開会・開議	2
・ 諸般の報告（議席配付）	
日程第1 会議録署名議員の指名	3
日程第2 会期決定の件	3
日程第3 報告第9号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	3
日程第4 報告第10号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	4
日程第5 報告第11号 町営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分の報告について	6
日程第6 報告第12号 町営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分の報告について	9
日程第7 報告第13号 令和5年度健全化判断比率の報告について	11
日程第8 報告第14号 令和5年度公営企業資金不足比率の報告について	13
日程第9 報告第15号 株式会社未来創生ましきの経営状況の報告について	14
日程第10 議案第56号 令和6年度益城町一般会計補正予算（第2号）	15
日程第11 議案第57号 令和6年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	15
日程第12 議案第58号 令和6年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	15
日程第13 議案第59号 令和6年度益城町介護保険特別会計補正予算（第1号）	16
日程第14 議案第60号 令和6年度下水道事業会計補正予算（第2号）	16
日程第15 議案第61号 令和5年度益城町一般会計決算認定について	16
日程第16 議案第62号 令和5年度益城町国民健康保険特別会計決算認定について	16
日程第17 議案第63号 令和5年度益城町後期高齢者医療特別会計決算認定について	16
日程第18 議案第64号 令和5年度益城町介護保険特別会計決算認定について	16
日程第19 議案第65号 令和5年度益城町産業団地特別会計決算認定について	16
日程第20 議案第66号 令和5年度下水道事業会計利益の処分及び決算認定について	16
日程第21 議案第67号 令和5年度水道事業会計利益の処分及び決算認定について	16
日程第22 議案第68号 益城町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	16
日程第23 議案第69号 工事請負契約の締結について	16
日程第24 議案第70号 工事請負契約の締結について	16
日程第25 議案第71号 工事請負契約の変更について	16
日程第26 議案第72号 物品の購入について	16
日程第27 議案第73号 字の区域の変更について	16

日程第28 議案第74号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について	16
散会	31

○9月10日（第2日）

出席議員	32
欠席議員	32
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	32
説明のため出席した者の職・氏名	32
開議	33
日程第1 総括質疑	33
散会	53

○9月11日（第3日）

出席議員	54
欠席議員	54
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	54
説明のため出席した者の職・氏名	54
開議	55
日程第1 一般質問	55
5番 富田徳弘議員	55
1 GIGAスクール構想の取り組みとして整備・導入した教育ICTタブレット等の活用状況と機器等の更新に係る予算・財源について	
2 防災重点農業用ため池に係る対策について	
8番 吉村建文議員	63
1 防災・減災対策について	
2 見守り活動について	
3 教職員の負担軽減について	
4 認知症対策について	
4番 上村幸輝議員	74
1 学校給食費の次年度以降の課題について	
2 谷川展望広場の今後の構想について	
3番 西山洋一議員	82
1 木山仮設団地跡地開発について	
2 上益城5町のごみ処理施設の進捗状況は	
3 県営野球場誘致を益城町も検討しては	

散会	91
----	----

○9月12日（第4日）

出席議員	92
欠席議員	92
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	92
説明のため出席した者の職・氏名	92
開議	93
日程第1 一般質問	93
9番 甲斐康之議員	93
1 あんま・はり・きゅうマッサージ治療費補助金の増額を求 める	
2 高齢者への新型コロナウイルスワクチン接種への補助を求 める	
3 熊日新聞の「益城町職員法廷で偽証か」で報じられた記事 について、真相を明らかにすべきである	
1番 坂井金次郎議員	100
1 公の施設あり方検討委員会について	
2 子どもの夏の遊び場確保について	
3 情報教育について	
4 外国人との意思疎通について	
17番 榮 正敏議員	109
1 優良農地保護政策について	
2 本町における、ふるさと納税対策は万全であるか。また、 この貴重な財源の使用方法は	
3 全国の就労事業所329か所閉鎖とあるが、本町における影 響はあったのか。また、県内の子どもの貧困率13%とある が、相乗的な影響はなかったのか。	
散会	117

○9月18日（第5日）

出席議員	118
欠席議員	118
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	118
説明のため出席した者の職・氏名	118
開議	119

日程第1	各常任委員会委員長報告 質疑 討論 採決	119
日程第2	議案第75号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について	142
日程第3	議員提出第2号 益城町議会会議規則の一部を改正する会議規則の制定について	143
日程第4	議員提出第3号 国による学校給食費無償化を求める意見書	144
日程第5	議員派遣の件	146
日程第6	閉会中の継続調査の件	146
閉会		146

9 月 9 日 (月 曜 日)

令和6年第3回益城町議会定例会会議録

1. 令和6年9月9日午前10時00分招集
2. 令和6年9月9日午前10時00分開会
3. 令和6年9月10日午後0時13分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 益城町議会本会議場
6. 議事日程
 - 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期決定の件
 - 日程第3 報告第9号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について
 - 日程第4 報告第10号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について
 - 日程第5 報告第11号 町営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分の報告について
 - 日程第6 報告第12号 町営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分の報告について
 - 日程第7 報告第13号 令和5年度健全化判断比率の報告について
 - 日程第8 報告第14号 令和5年度公営企業資金不足比率の報告について
 - 日程第9 報告第15号 株式会社未来創生ましきの経営状況の報告について
 - 日程第10 議案第56号 令和6年度益城町一般会計補正予算（第2号）
 - 日程第11 議案第57号 令和6年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
 - 日程第12 議案第58号 令和6年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 - 日程第13 議案第59号 令和6年度益城町介護保険特別会計補正予算（第1号）
 - 日程第14 議案第60号 令和6年度下水道事業会計補正予算（第2号）
 - 日程第15 議案第61号 令和5年度益城町一般会計決算認定について
 - 日程第16 議案第62号 令和5年度益城町国民健康保険特別会計決算認定について
 - 日程第17 議案第63号 令和5年度益城町後期高齢者医療特別会計決算認定について
 - 日程第18 議案第64号 令和5年度益城町介護保険特別会計決算認定について
 - 日程第19 議案第65号 令和5年度益城町産業団地特別会計決算認定について
 - 日程第20 議案第66号 令和5年度下水道事業会計利益の処分及び決算認定について
 - 日程第21 議案第67号 令和5年度水道事業会計利益の処分及び決算認定について
 - 日程第22 議案第68号 益城町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第23 議案第69号 工事請負契約の締結について
 - 日程第24 議案第70号 工事請負契約の締結について
 - 日程第25 議案第71号 工事請負契約の変更について
 - 日程第26 議案第72号 物品の購入について
 - 日程第27 議案第73号 字の区域の変更について
 - 日程第28 議案第74号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

7. 出席議員（18名）

1番 坂井金次郎君	2番 木村正史君	3番 西山洋一君
4番 上村幸輝君	5番 富田徳弘君	6番 下田利久雄君
7番 松本昭一君	8番 吉村建文君	9番 甲斐康之君
10番 野田祐士君	11番 宮崎金次君	12番 坂田みはる君
13番 中村健二君	14番 稲田忠則君	15番 渡辺誠男君
16番 荒牧昭博君	17番 榮正敏君	18番 中川公則君

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 遠山伸也

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	西村博則君	副町長	濱田義之君
教育長	酒井博範君	政策審議監	清田聡美君
土木審議監	持田浩君	会計管理者	山口拓郎君
総務課長	荒木薫君	総務課審議員	中山貴文君
危機管理課長	森川博君	企画財政課長	松本浩治君
企画財政課審議員	藤田智久君	税務課長	坂井浩章君
住民課長	田上恵美君	福祉課長	菊川和幸君
福祉課審議員	川原さおり君	こども未来課長	吉住由美君
健康保険課長	吉本秀一君	産業振興課長	岩本武継君
都市計画課長	齊藤計介君	建設課長	竹林浩幸君
復興整備課長	水口清君	下水道課長	相良憲二君
水道課長	豊田博文君	学校教育課長	内村康成君
生涯学習課長	中村康広君		

開会・開議 午前10時00分

○議長（中川公則君） 皆さん、おはようございます。令和6年第3回益城町議会定例会が招集されましたところ、議員の皆さん方には大変お忙しい中に御出席いただきまして、ありがとうございます。

議員定数18名、出席議員18名です。

ただいまから令和6年第3回益城町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

まず、閉会中における諸般の報告をいたします。内容については、議席に配付のとおりです。それでは、日程に従い会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中川公則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第111条の規定により、9番甲斐康之議員、16番荒牧昭博議員を指名します。

日程第2 会期決定の件

○議長（中川公則君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月18日までの10日間にしたいと思います。これに御異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（中川公則君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月18日までの10日間に決定いたしました。

次に、本定例会の日程について申し上げます。

本日は、報告7件と本定例会に提案されました議案の説明及び決算審査の報告を行います。明日10日は総括質疑、11日、12日は一般質問、13日は各常任委員会議案審査、14日、15日、16日は休会、17日は各常任委員会現地視察、18日は常任委員長報告、質疑、討論、採決、その他ということでもまいりたいと思います。

日程第3 報告第9号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

○議長（中川公則君） 日程第3、報告第9号「損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 皆さん、おはようございます。令和6年第3回益城町議会定例会開会に当たり、一言御挨拶を申し上げまして、提案理由の説明をさせていただきます。

傍聴席には早朝からお越しいただきまして、誠にありがとうございます。

8月22日にマリアナ諸島で発生しました台風10号は迷走を続け、発達しながら九州に上陸し、九州南部を中心に猛烈な風が吹き荒れました。さらに、関東を中心として雨雲が断続的にかかり、記録的な大雨が降り続き、日本全国に甚大な被害をもたらしたところです。

そういったことを踏まえ、8月26日から29日まで予定していました熊本県町村会による台湾総統府への訪問は、出発前に急遽延期をしたところです。

8月29日に暴風警報が発令されたことから、災害警戒本部を設置しますとともに、避難所を総合体育館と保健福祉センターに開設し、115世帯、209名の方々が避難をされております。

被害状況としましては、倒木倒竹が28か所、ビニールハウスの被害が4か所発生をしております。

今後も、台風シーズンを迎えますので、空振りを恐れず、しっかりと備えてまいりたいと考えております。

8月16日には、パリオリンピック女子バドミントンで活躍されました再春館製菓所所属の山口茜選手、志田千陽選手、松山奈未選手の3選手が、益城町役場を表敬訪問されております。

女子シングルの山口選手が3大会連続のベスト8、女子シングルの志田、松山選手が銅メダルを獲得されております。益城町をはじめ日本全国に元気と感動を与えてくれました3選手に心から感謝したいと思います。

また、8月20日には臨空テクノパークにおきまして、半導体製品のメッキ処理などを行う株式会社JCUの安全祈願祭が行われました。2万6,000平米の土地に84億円投資して建設され、新規雇用も50人予定をされているところです。

さらに、9月の3日には、益城町文化会館におきまして金婚式を開催し、60組の皆様がめでたく結婚50年を迎えられております。今後も健康に気をつけられて、これまで培われた経験を私たちに御助言していただければと思っております。

それでは、早速御説明申し上げます。

報告第9号、損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について御説明申し上げます。専決第9号でございます。

本件は、県道熊本高森線を走行中の自動車が、路外敷地に右折進入する際、進路上に設置されたマンホールと路面との高低差で発生しました段差により、車体底部が損傷した物損事故における損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

調査の結果、過失割合は県40%、町40%、相手方20%でしたので、修繕費用2万3,900円のうち、町が9,560円を損害賠償として支払うことで和解をしております。

なお、損害賠償金9,560円につきましては、保険会社から直接相手方へ支払います。

以上が報告第9号となります。

○議長（中川公則君） 報告第9号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（なし）

○議長（中川公則君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

報告第9号「損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について」を終わります。

日程第4 報告第10号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

○議長（中川公則君） 日程第4、報告第10号「損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 報告第10号、損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について御説明を申し上げます。専決第12号でございます。

本件は、町職員が運転する公用車が、民間駐車場敷地内の化粧ブロックに接触し、損傷を与えた物損事故における損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

調査の結果、過失割合は町100%でしたので、修繕費用4万4,000円全額を町が損害賠償として支払うことで和解いたしました。

なお、損害賠償金4万4,000円につきましては、保険会社から直接相手方へ支払います。

以上が報告第10号となります。

○議長（中川公則君） 報告第10号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

13番中村議員。

○13番（中村健二君） 13番中村です。報告第10号について、ちょっと質問いたします。

この修理代については、化粧ブロックの修理代だけと思うんですけど、あと、これ公用車の修理代とかはどうなっているんですかね。

その辺と、最近ちょこちょここういう職員による事故が上がってきておりますが、町として交通安全指導は行われているのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

それから、もう一つ、人身の場合は何か、全然上がってきてないですが、これは、そちらのほうで処理されとるのか。前々回からだったかな、どこかから出るときに自転車をあれして、自転車の修理代は上がってきたんですけど、あれは人身になっていたはずですけど、それについては全然議会には、人身の場合は報告ないのか、その辺をちょっと伺いたいと思います。以上です。

○議長（中川公則君） 荒木総務課長。

○総務課長（荒木 薫君） おはようございます。総務課長の荒木です。

13番中村議員の御質問にお答えいたします。

報告第10号、損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について、まずは、車の公用車のほうですね。公用車のほうの修理は、すみません、ここの手元にはありませんので、また後ほどお答えしたいと思います。

多分、推測では申し上げられないんですけど、自分のほうの保険になるとは思っておりますけれども、また詳細は後ほど御報告させていただきます。

あとは、職員の指導ということですかね、職員の事故の多いということについてですけども、こちらのほうの損害賠償の報告をさせていただいている分は、住民の方の道路にできた穴とかの損害のほうが多く報告されていると思うんですけども、今回は職員ということで、ただいま公用車の運転につきましては、まず、アルコールチェックを必ずし、その後安全運転の車の確認とかして車に乗るようにはなっておりますので、今後ともアルコールチェックをはじめ、職員の安

全運転意識、運転マナーの向上に一層取り組んでまいりたいと思っております。

先ほど申し上げられました人身事故ということで、まだ協議が続いております。まだ最終的な決定というのが下りておりませんので、まだ報告のほうは議会のほうには済んでないという状況でございます。すみません、よろしく願いいたします。

○議長（中川公則君） 13番中村議員。

○13番（中村健二君） 公用車のほうは車両保険にかたっているのかな、どうなのか、その辺ですね。そうしたら、保険のほうからそれもあるんじゃないかなと思いますけれども。いや、前回の場合も、何か駐車場で配管かパイプか何かに当たって、その修理代を払ったと。その前が、どこか駐車場か何かを出るときに、自転車をぶつけてしまったというふうに、ちょっとした不注意による事故が、ちょっと多いもんですからね、やっぱり安全指導というか、その辺の指導を徹底して行ってもらいたいなと思って質問したところです。以上です。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） ないようですので、これで質疑を終わります。

報告第10号「損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について」を終わります。

日程第5 報告第11号 町営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分の報告について

○議長（中川公則君） 日程第5、報告第11号「町営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 報告第11号、町営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分の報告について御説明を申し上げます。専決第10号でございます。

本件は、町営住宅の家賃を長期にわたり滞納しており、再三にわたる督促や催告にもかかわらず、これを支払わず、また呼出しにも応じられなかったため、益城町営住宅条例第41条第1項の規定及び益城町営住宅明渡し等請求訴訟提起基準に基づきまして、住宅の明渡しなどを求める訴えを提起したもので、地方自治法第108条第1項の規定により、専決処分をしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

滞納家賃71万7,800円の支払い及び建物の明渡しなどを求めます。

以上が報告第11号となります。

○議長（中川公則君） 報告第11号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番坂田議員。

○12番（坂田みはる君） すみません、12番坂田でございます。

この中に、訴訟の遂行の方針の中に、被告からの本件請求に関する一切の債務を解消する旨の申出があり、かつその履行が見込まれる場合は和解するものとするという文面がありますけれど

も、これまでに再三にわたる督促などにかかわらず、明渡し請求及び滞納家賃支払い請求にも応じなかったということからの流れでございますので、今度は町として、いつまでの期間が履行見込みとされるのかを伺いたしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（中川公則君） 齊藤都市計画課長。

○都市計画課長（齊藤計介君） おはようございます。都市計画課長の齊藤です。

12番坂田議員の御質問にお答えいたします。

報告第11号、町営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分の報告についての中で、和解に応じる町の履行期間はいつまでなのかという御質問かと思えます。

当事者の方には、催告状等を郵送し、また弁護士さんからも催告状などを郵送していただきながら、定期的に納付について、郵送などで、電話もかけておりますけれども、そういったことをしている中で、

（「課長、もうちょっとマイクを上げて」と呼ぶ者あり）

ああ、すみません。この明渡しを行うまでの納付に対する履行期間というのは、既に過ぎております。この方につきましては、令和6年の3月29日までにこういった納付があれば、今後の明渡しの訴えを行いませんというような通知文を送っておるんですが、そういったことにも応じていただけませんので、今回明渡しの訴訟、訴えを提起するということとなります。

今後裁判ということになりますけれども、裁判所のほうから第1回の期日が設けられて、その期日に出廷するような送付が、当事者に行われると思えます。その1回の期日に出廷されて、今後和解というような申請をされた場合に、町としては、弁護士さんを通じて和解に応じるかどうかというのが決まっていくのかなというふうに思っております。

期日とおっしゃったのが、どういった期日なのかなということで、ちょっとお尋ねしてもよろしいでしょうか。すみません。

○議長（中川公則君） 12番坂田議員。

○12番（坂田みはる君） 今課長から御説明をいただきましたので、3月の段階で既に履行期間は過ぎていくということは今分かりました。

先ほどこの文章の中で、私のほうでその履行が見込まれる期間が町としてどれぐらいですかというお尋ねをしたのは、その文章の中での流れの中で訴訟をされる前の段階だったということにちょっと私が気づくのが遅かったのかなと思えます。申し訳ありません。よく説明の中で分かりましたので、皆様方の再三にわたる御努力が、最終的にはこのような訴訟を起こさなくてはならないという今の町の現状に対しましては、少し考えるところがございましたので、ちょっとお尋ねをしました。ありがとうございました。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

6番下田議員。

○6番（下田利久雄君） 6番下田です。

この2件について、裁判に勝ったとして、もし払い切らんときは、不納欠損か何かで落とすんですかね。追い出すとは追い出すとですかね。その辺をちょっと教えてもらいたい。

○議長（中川公則君） 齊藤都市計画課長。

○都市計画課長（齊藤計介君） 都市計画課長の齊藤です。

6番下田議員の御質問にお答えいたします。

報告第11号、町営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分の報告についての中で、今回明渡し
の訴えを起し、その後滞納家賃についてどうするのか、退去させるのかという御質問の内容で
よろしいでしょうか。

今回、第1回の期日後に、もし出廷されなければ裁判所のほうから判決が下りることになりま
す。その判決に基づきまして、滞納家賃についてはさらに強制的に給料差押え、例えば財産があ
れば財産の差押え等する場合には、町のほうから再度申立てをする必要があります。

今回判決が下りることになりますと明け渡しということになりますので、それは明け渡してい
ただくことになります。

また、明け渡さずそのまま入居し続けられる場合については、強制退去という強制執行の措置
を取るようになります。以上でございます。

○6番（下田利久雄君） 分かりました。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

11番宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） おはようございます。11番宮崎です。私もちょっと1点だけ御質問させ
ていただきます。

この明渡しの訴訟で、滞納家賃の合計がそれぞれその対象者によって違うと思うんですが、こ
れについては、どこを基準に、どれで、どういうふうに判断して訴訟に持つていくのかという基
準について教えていただきたいと思います。

多分借りるとき、契約書の中には、きちっと何か月遅れたら出てもらいますよという内容があ
ったんじゃないかと思うんですよね。それとの関連で、この訴訟はどういう関連で、そういう基
準がなされているのかについて教えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（中川公則君） 齊藤都市計画課長。

○都市計画課長（齊藤計介君） 都市計画課長の齊藤です。

11番宮崎議員の御質問にお答えいたします。

報告第11号、町営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分の報告についての中で、この明渡し
訴訟を行うまでの間の基準があるのかという御質問の内容でよろしかったでしょうか。

まず、町の住宅条例の中には、3か月滞納があった場合、明渡しを求める請求をすることがで
きるというふうになっております。当然3か月滞納があった場合には、家賃の滞納に対して納め
ていただくような督促状や催告状をお送りしているところです。また、そういった納付の相談等
も受け付けておりますが、そういったことに応じていただけない場合には、6か月目に弁護士サ
イドから新たに催告状を郵送していただくことにしております。

また、この明渡しは町の基準にございまして、その明渡し基準につきましても、12か月の滞納
または20万円以上の滞納というふうになっております。当然各入居の方につきましても、滞納が

あった際、働き先を辞められたとか、病気で仕事ができなくなったとか、個人個人で事情がございますと思いますので、そういった納付ができない際には丁寧に担当のほうから御相談をお受けして、分納といった対応をさせていただいておりますが、今回のケースにつきましては、そういった町の呼びかけ、それから弁護士さんからの呼びかけに応じていただけない、また連絡を取ってそういった約束を取り付けても、そういったことに応じていただけなかったということがございまして、今回訴訟ということに踏み切ったということになります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 11番宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） 答弁ありがとうございました。よく分かりました。

もう1点だけちょっと確認したいんですが、今回の71万7,800円というのは何か月の滞納だったんですか、この人については。それを最後の質問とします。教えてください。

○議長（中川公則君） 齊藤都市計画課長。

○都市計画課長（齊藤計介君） 11番宮崎議員の2回目の御質問にお答えいたします。

滞納家賃何か月分だったのかということだと思いますが、この71万7,800円につきましては19か月分でございます。以上でございます。

○11番（宮崎金次君） はい、分かりました。ありがとうございました。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） ないようですので、これで質疑を終わります。

報告第11号「町営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分の報告について」を終わります。

日程第6 報告第12号 町営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分の報告について

○議長（中川公則君） 日程第6、報告第12号「町営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 報告第12号、町営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分の報告について御説明を申し上げます。専決第11号でございます。

本件は、町営住宅の家賃を長期にわたり滞納しており、再三にわたる督促や催告にもかかわらず、これを支払わず、また呼出しにも応じられなかったため、益城町営住宅条例第41条第1項の規定及び益城町営住宅明渡し等請求訴訟提起基準に基づき、住宅の明渡しなどを求める訴えを提起したもので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

滞納家賃46万7,100円の支払い及び建物の明渡しなどを求めます。

以上が報告第12号となります。

○議長（中川公則君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番吉村議員。

○8番（吉村建文君） おはようございます。8番吉村でございます。

専決10号と11号の分なんですけれども、専決11号では滞納家賃が46万7,100円で支払いを求めるといことになってはいますが、先ほど同僚議員から基準はどうなっているのかということで質問がありました。今回の46万7,100円の支払いを求める、これ月数は17か月分というふうに聞いているんですけれども、前は71万7,800円で、今回は46万7,100円で、専決10号では19か月分、今の11号では17か月分となっているんですけれども、これは金額なのか、それとも不払い月数によるのかというのがちょっと分からないので、その辺のところを教えてくださいと思います。

○議長（中川公則君） 齊藤都市計画課長。

○都市計画課長（齊藤計介君） 都市計画課長の齊藤です。

8番吉村議員の御質問にお答えいたします。

報告第12号、町営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分の報告についての中で、先ほどの報告第11号と、今回の12号、月数と額が違うということで、どういった基準で行っているのかという御質問でよかったですでしょうか。

町の条例の中では、先ほど申したように、12か月の滞納または20万円以上の家賃滞納があればという基準がございますけれども、また、先ほども御説明しましたが各滞納される方につきましては事情がございます。おのおの事情が違っていて、そういった滞納の納付相談等をうちのほうで行わせていただいている中で、一定期間は支払うことができたにもかかわらず途中で納付をやめられたとか、その後一切連絡に応じていただけなかったとか、そういったものがございまして、全て一様ではないんですけれども、そういった中で、弁護士さんから催告状あたりも送っていただきながら、弁護士さんからの呼びかけ等も行っていただいて、そういった約束を守れなかったとか、呼出し、そういった相談をさせてもらうために連絡を取っても、約束を取り付けても、その約束を守っていただけないといったことが続きましたので納付をする意思がないという結論に至った時点で、今回の2件は訴訟という形を取らざるを得なかったということになります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 8番吉村議員。

○8番（吉村建文君） ありがとうございます。事情はそれぞれだと思うんですけれども、今後またこういう案件というのは出てくるんじゃないかと思えます。現在のところ、町のほうで、住宅使用料の請求等に関する案件というか、それはどれくらいあるのか、把握されている部分だけで結構ですので、お答え願いたいと思います。

○議長（中川公則君） 齊藤都市計画課長。

○都市計画課長（齊藤計介君） 8番吉村議員の2回目の御質問にお答えいたします。滞納家賃の中で基準を満たしているということですのでよろしいですか。

今後訴訟を行うような件数がどれくらいあるのかということでございますけれども、まず、12か月以上の滞納がある方が29件です。よろしいですか。

○8番（吉村建文君） 20万円以上の。

○都市計画課長（齊藤計介君） また、20万円以上の滞納がある方につきましては34件でございます。

○8番（吉村建文君） ありがとうございます。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） ないようですので、これで質疑を終わります。

報告第12号「町営住宅に係る訴えの提起に関する専決処分報告について」を終わります。

日程第7 報告第13号 令和5年度健全化判断比率の報告について

○議長（中川公則君） 日程第7、報告第13号「令和5年度健全化判断比率の報告について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 報告第13号、令和5年度健全化判断比率の報告について御説明を申し上げます。

健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により議会への報告等が義務づけられておりますので、今回報告するものです。

健全化判断比率には、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率及び将来負担比率の四つがあり、本町の令和5年度決算における健全化判断比率は御覧のとおりです。

昨年度と比較しますと、実質公債比率が0.6ポイント悪化し、将来負担比率は9.9ポイント改善しております。

なお、全ての項目におきまして、財政健全化計画の策定が義務づけられる早期健全化基準からは大きく下回っております。

監査委員からは、今後も公債費の増加が続くと予想される財政運営は、年を追うごとに厳しい状況となり、シビアなかじ取りが求められる多種多様な事業を確実に進めながらも、将来への負担をできる限り軽減するためにも、長期的な視点を持った健全かつ無駄のない財政運営を要望するとの意見をいただいております。今後とも健全で持続可能な財政運営に努めてまいります。

以上が報告第13号となります。

○議長（中川公則君） 報告13号の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

11番宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） 11番宮崎です。健全化判断比率について質問をいたします。

まず、今回は、先ほど町長の御説明のとおり、実質公債比率では0.6ポイント悪化したにもかかわらず、将来負担比率は9.9ポイント改善をしたという御報告がありました。これはなぜなのか、まずお聞きをしたいと思います。

○議長（中川公則君） 藤田企画財政課審議員。

○企画財政課審議員（藤田智久君） 企画財政課の藤田でございます。

11番宮崎議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

議案第13号、令和5年度健全化判断比率の報告についての中で、実質公債比率につきましては、昨年度と比較した場合に0.6%悪化をしている、一方で、将来負担比率については22.4%で、昨年度よりも9.9ポイントよくなっている、この理由を説明していただきたいという御質問だったかと思えます。

まず、実質公債比率につきましては3か年の平均ということで作成をしております。令和4年度の3か年平均が9.4%でございます、この内訳としては令和2年、3年、4年の平均ということになります、おおむねの数字で申しますと、令和2年度が9.3、令和3年度が7.6、そして令和4年度が11.5という、この3か年の平均で9.4ということでございました。令和5年度を令和4年度と比べますと、ほぼ数字としては変わりませんが、単年度では11.1ということで、若干数字としてはよくなっているところでございますけれども、3か年平均で見ましたときには、9.4から10.0に数字としては悪化をしているところでございます。

この実質公債比率につきましては、当然その当該年度にお支払いをする元利償還金、こちらが基本的な負担という部分を、それを町の標準的な財政規模を元とした数字で割ったときにどれだけの数値なのかということになります。そのような状況となっております。

それから、将来負担比率につきまして御説明をいたします。

将来負担比率は、これは単年度で計算をしていくものでございまして、当然率でございますので、分母と分子とございます。この率が下がる要件としては、分母が大きくなり、そして分子が小さくなるという形になれば、その負担の割合が減っていくということになります。

令和5年度決算におきましては、分子の部分の地方債の現在高、これは約10億円ほど増加しておりますけれども、それを解消するための基金の積立金、これが約11億円ほど増えております。ですので、分子の負担が少し減ってきているということと、分母の主になる数字が、いわゆる税をはじめとした標準財政規模と呼ばれる数値になります。この数値が、昨年度に比べて大きくなっているということでございますので、この両方の要因から、今回数値がよくなっているということでございます。以上でございます。

○議長（中川公則君） 11番宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） 今答弁いただきました。

実質公債比率、これは3か年の平均とは言いながら、悪化をしていると。つまり年々公債費は、5年度、6年度、7年度、8年度、これは、着実に公債費は増加をしまいりますという先般の中期財政見通し、これのおりでございますが、ただ、実質公債費が増えるというのはよく分かるんですけど、それだけ借金をしてきたんだから、増えるというのは分かるんですけど、返済はですね。ただ、将来負担比率が、このように公債費が増えるにもかかわらず、その公債費が減る。いろんな要因で減るんでしょうけど、そうすると、非常に誤解を生じるんですよ。要は、将来負担比率が減るということは、町の負担は軽くなっていくんじゃないかと、こういうふうに捉えられる可能性がある。これはそういう計算式でやりなさいということですから、やむを得な

いんだらうと思えますけれども、今我が町は、基本的には実質公債費の比率であったように、着実に毎年毎年公債費が増加をしまいであります。そうすると、町の財政が非常に厳しくなる。先ほど町長が述べられたとおりですよね。監査委員から言われたとおり、非常にそういうふうになると。これは我々議員もちろん、執行部の皆さんも認識をして財政運営をしなきゃいかんのじゃないかと、こういうふうに思います。

私がここで2回目の質問をしますのは、去年だったと思いますが、将来負担比率の計算方法が変わりましたよね。変わってなかったっけ。ああ、そうですか。じゃあ、その質問はやめます。

将来負担比率は、では、今年は減りました。じゃあ、来年はどうでしょうか。このままいったら減る。22.4より減る、増える。現時点での見通しだけ、最後の質問にします。よろしくお願ひします。

○議長（中川公則君） 藤田企画財政課審議員。

○企画財政課審議員（藤田智久君） 企画財政課の藤田でございます。

11番宮崎議員の2回目の御質問にお答えいたします。

将来負担比率について、来年度以降の見込みについてのお尋ねでございます。

こちらにつきましては、当然基金の残高が増えていっているという状況もございますので、負担額としては、やはり徐々に増えていくのではないかとというふうに推測をしているところでございます。

しかしながら、この地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく早期健全化基準、こちらは350という一つ基準がございますので、ここまで大きくなって、要は町が早期健全化団体になるという状況まではないというふうに考えております。以上でございます。

○11番（宮崎金次君） 分かりました。ありがとうございました。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） ないようですので、これで質疑を終わります。

報告第13号「令和5年度健全化判断比率の報告について」を終わります。

日程第8 報告第14号 令和5年度公営企業資金不足比率の報告について

○議長（中川公則君） 日程第8、報告第14号「令和5年度公営企業資金不足比率の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 報告第14号、令和5年度公営企業資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により議会への報告等が義務づけられておりますので、今回報告するものです。

本町では、公営企業に該当する水道事業会計及び下水道事業会計の二つの会計があり、いずれ

も資金不足比率なしとなっており、健全な経営の状態にあります。引き続き計画的な管理運営に努めてまいります。

以上が報告第14号となります。

○議長（中川公則君） 報告第14号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

報告第14号「令和5年度公営企業資金不足比率の報告について」を終わります。

日程第9 報告第15号 株式会社未来創生ましきの経営状況の報告について

○議長（中川公則君） 日程第9、報告第15号「株式会社未来創生ましきの経営状況の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 報告第15号、株式会社未来創生ましきの第5期経営状況につきまして御報告を申し上げます。

まず、2ページをお開きください。

貸借対照表となります。資産の部は合計618万5,080円となっております。負債の部が合計99万6,321円、純資産の部が合計で518万8,759円となっております。

続きまして、3ページを御覧ください。

第5期の損益計算書になります。売上高は2,039万129円となっており、そのうち主な収入は、67%が仮設店舗の運営業務やコワーキングスペース、シェアオフィス、チャレンジショップの運営業務と町からの委託事業の受託による収入、32%が惣領にぎわい拠点の土地賃料による収入となっております。

次に、売上原価は1,165万89円となっており、主に惣領にぎわい拠点の土地賃借費やコワーキングスペース、シェアオフィスの事業費が経費としてかかっております。

また、販売費及び一般管理費は696万1,867円となります。

給料手当は、コワーキングスペースの運営に関わるスタッフへの給料手当となっております。

なお、営業外費用として、繰延消費税償却費が、特別損失として前期損益修正損が計上されていますが、これらはいずれも第4期までに実施しておりました惣領にぎわい拠点の整備に係る支払消費税について、消費税法及び法人税法に従って損金に算入しているものです。このうち特別損失につきましては、本来であれば、第4期に計上されるべき経費が、税務署との調整に時間を要しましたため、第5期に計上されたもので、第6期以降は発生しない経費です。

以上により、第5期は営業利益が177万8,173円、税引き後の当期純利益が35万9,981円となっております。

また、4ページに、株主資本等変動計算書をおつけしております。利益剰余金が368万8,759円となっておりますが、こちらは株主配当はせずに、第6期以降に実施する事業の準備資金として内部留保をいたします。

最後に、5ページに、個別注記表をおつけしておりますので、御覧いただきたいと思います。続きまして、第6期の予算書を御説明させていただきます。

10ページの第6期収支計画を御覧ください。

第6期の売上高は2,212万1,000円を見込んでおり、その内容は、主として町からの委託事業の受託、惣領にぎわい拠点の土地の賃貸等による収入を予定しております。

なお、少額ではございますが、町の特産品を贈答品として取りまとめて販売する業務を行います。また、売上げ原価は1,094万8,000円、販売費及び一般管理費は933万8,000円を見込んでおります。

以上が報告第15号となります。

○議長（中川公則君） 報告第15号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（なし）

○議長（中川公則君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

報告第15号「株式会社未来創生まじきの経営状況の報告について」を終わります。

ここで暫時休憩します。11時10分から再開します。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時12分

○議長（中川公則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの損害賠償の件で、総務課長より補足説明の申出がありましたので、発言を許します。総務課長。

○総務課長（荒木 薫君） 総務課の荒木です。

先ほどの報告第10号の中村議員からの御質問について、補足で説明させていただきます。

公用車の物損事故の修理代につきましては、保険の方で対応をさせていただいています。確認をしてみいました。

それと、損害賠償の案件ではございませんので、その分につきましては、議会のほうの報告はございません。以上でございます。

日程第10 議案第56号 令和6年度益城町一般会計補正予算（第2号）

日程第11 議案第57号 令和6年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第12 議案第58号 令和6年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

- 日程第13 議案第59号 令和6年度益城町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第60号 令和6年度下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第61号 令和5年度益城町一般会計決算認定について
- 日程第16 議案第62号 令和5年度益城町国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第17 議案第63号 令和5年度益城町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第18 議案第64号 令和5年度益城町介護保険特別会計決算認定について
- 日程第19 議案第65号 令和5年度益城町産業団地特別会計決算認定について
- 日程第20 議案第66号 令和5年度下水道事業会計利益の処分及び決算認定について
- 日程第21 議案第67号 令和5年度水道事業会計利益の処分及び決算認定について
- 日程第22 議案第68号 益城町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第69号 工事請負契約の締結について
- 日程第24 議案第70号 工事請負契約の締結について
- 日程第25 議案第71号 工事請負契約の変更について
- 日程第26 議案第72号 物品の購入について
- 日程第27 議案第73号 字の区域の変更について
- 日程第28 議案第74号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

○議長（中川公則君） お諮りします。

日程第10、議案第56号「令和6年度益城町一般会計補正予算（第2号）」から、日程第28、議案第74号「熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について」までの19議案を一括議題にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（中川公則君） 異議なしと認めます。よって、日程第10、議案第56号「令和6年度益城町一般会計補正予算（第2号）」から、日程第28、議案第74号「熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について」までの19議案を一括議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

まず、日程第10、議案第56号「令和6年度益城町一般会計補正予算（第2号）」から、日程第14、議案第60号「令和6年度益城町下水道事業会計補正予算（第2号）」までの説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） それでは、議案第56号、令和6年度益城町一般会計補正予算（第2号）から、議案第60号、令和6年度益城町下水道事業会計補正予算（第2号）までの5議案について御説明申し上げます。

議案第56号、一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ5億1,340万円を増額しまして、歳入歳出総額222億6,883万9,000円とするものです。

補正の主なものは、児童手当の制度拡充による扶助費や、高齢者新型コロナウイルス予防接種の自己負担を見直すことによる委託料、益城中央土地区画整理事業負担金、飯野小学校の給水施設の改修工事費等を計上しております。

また、第2表、債務負担行為補正では、土地開発公社の先行買収等に伴う債務負担行為の追加を行っております。

第3表、地方債補正では、三つの事業債を変更しております。

次に、特別会計関係の補正で、議案第57号、国民健康保険特別会計補正予算（第1号）では2億1,305万3,000円の増額補正、議案第58号、後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）では1,564万1,000円の増額補正、議案第59号、介護保険特別会計補正予算（第1号）では1億9,236万6,000円の増額補正、議案第60号、下水道事業会計補正予算（第2号）では、益城町浄化センターストックマネジメント計画改築更新工事の債務負担行為を行っております。

なお、各会計の補正予算の詳細につきましては、企画財政課審議員に説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（中川公則君） 藤田企画財政課審議員。

○企画財政課審議員（藤田智久君） 企画財政課の藤田です。

それでは、御説明させていただきたいと思います。

まず、議案第56号でございます。ページをお開きください。

令和6年度益城町一般会計補正予算（第2号）でございます。

第1条で歳入歳出の補正、歳入歳出それぞれ5億1,340万円の追加ということでございまして、歳入歳出がそれぞれ222億6,883万9,000円とすると。

それから、第2条で債務負担行為の補正です。

第3条で地方債の補正を行っております。

5ページをお願いいたします。

債務負担行為の補正でございます。こちらは追加です。事項、期間、限度額とございますけれども、都市防災総合推進事業（福富地区2号避難路の整備）、期間が令和7年度、限度額が4,600万円となっております。こちらは、本年度土地開発公社への用地の先行買収等の依頼を行いまして、来年度都市防災総合推進事業（国庫補助事業）にて買戻しを行うというための債務負担行為となっております。

次のページをお願いいたします。

地方債補正でございます。変更です。3件の補正を行っております。

次に、9ページをお願いいたします。

歳入になります。15款2項1目民生費負担金の社会福祉費負担金です。上益城障がい者相談支援事業他町村負担金172万9,000円でございます。こちら、障がい者相談支援事業等の委託料等につきまして、これまで消費税の非課税取扱いをしておりましたけれども、国からの通知によりまして、課税対象となったために、遡って支払いを行うものということでございます。これは郡内の構成町村からの負担金分ということでございます。

次に、17款1項1目民生費国庫負担金の児童福祉費負担金です。こちらにつきましては、合わせまして1億4,884万円になります。児童手当法の改正が10月から行われることによります国庫負担金の増額分でございます。

次に、17款2項の2目民生費国庫補助金です。社会福祉費の補助金です。障がい者総合支援事業費補助金75万円で、障がい者サービスの制度改正に伴うシステム改修による補助で、2分の1補助となっております。

それから、児童福祉費の補助金です。

次のページ、10ページをお願いいたします。

子ども・子育て支援事業費補助金（児童手当制度改正実施分）ということで、事務費への補助ということで232万円でございます。

それから、7目の土木費補助金の住宅費補助金です。社会資本整備総合交付金（耐震補助）100万円です。こちらは耐震改修に基づく2分の1の国庫補助となっております。

次に、9目教育費の国庫補助金です。小学校費の補助金、九州防衛局訓練交付金524万7,000円で、こちらは高遊原分屯地で行われました自衛隊のオスプレイ訓練の分でございます。歳出につきましては、飯野小学校の給水設備の改修工事に充当しているところでございます。

それから、次に、18款1項1目民生費県負担金です。こちらは3件ございますが、合計いたしますと208万1,000円で、こちらも国庫負担金と同じく、児童手当の法改正によるものでございます。

次、11ページです。

18款2項2目民生費県補助金です。児童福祉費補助金で、保育所等物価高騰対策支援補助金でございます。95万7,000円です。私立保育所の光熱費の補助分ということで2分の1補助となっております。

それから、次に、民生費の県補助金で、若年がん患者QOL向上事業補助金9万円、こちら新規事業になりますが、18歳から39歳までの若年がん患者の訪問治療に対する補助ということで、2分の1県補助をいただく予定です。

それから、次に、18款3項1目総務費の委託金、こちらが自衛隊の募集事務の委託金9万円、懸垂幕作成を、これで10分の10で行うというところでございます。

次に、21款2項1目基金繰入金です。財政調整基金繰入金、減債基金繰入金、それから公共下水道建設基金繰入金につきましては、決算によりまして、繰越額が確定したことによる繰越しの取崩しを戻しているところでございます。

次に、12ページをお願いいたします。

一番上になりますが、同じく基金の平成28年熊本地震復興基金繰入金8,000万円でございます。こちらは、木山の土地区画整理事業に対する県への負担金へ充当しているものでございまして、交付税措置がない部分も、基金を取り崩して対応しているところでございます。

次に、22款1項1目繰越金です。7億7,531万3,000円で、決算額確定によるものということでございます。

次に、23款5項4目でございます。こちら合わせますと1,766万1,000円でございますが、令和5年度精算による追加交付分でございます。

それから、5目の雑入です。国保、それから後期高齢、介護の令和5年度の精算返還金、それ

から一番下のところが、スポーツ振興くじ助成金261万7,000円ということでございますが、こちら町で実施しておりますロードレース大会が、助成の対象として採択をされたということからの計上でございます。

次に、24款1項6目土木債です。土地区画整理の事業債330万円、こちらは公共事業等債を活用いたしまして、充当率90%、交付税措置率80%となっております。

教育債では、小学校施設の整備事業債、こちらは充当率が90%の交付税措置率が40%、それから幼稚園の施設整備事業債、こちらは学校教育関係の事業債になりますが、充当率が75%、交付税措置率はございません。

次のページ、14ページをお願いいたします。

歳出になります。2款1項1目の一般管理費の需用費です。消耗品費で9万円、こちらは自衛隊の募集の懸垂幕になります。

次に、役務費で通信運搬費34万8,000円、10月からの郵便料金値上げによるものです。

次に、2款2項2目賦課費の需用費で印刷製本費、それから、委託料で固定資産税納付書の通知書の印刷発送業務の委託料、こちらが230万円減額となっております。当初予定では業務委託を行う予定でございましたけれども、直接印刷を行って発送するというに切り替えた関係での歳出の組替えということでございます。

次に、15ページをお願いいたします。

3款1項1目社会福祉総務費でございます。まず、役務費では通信運搬費を郵便料金の値上がりで10万2,000円増額をしております。

委託料では、障がい福祉サービス等のシステム改修委託料150万円、2分の1が県補助となっております。そして、その次の上益城郡の障がい者相談支援事業委託料、それから、次のページまでの16ページの、補償補填及び賠償金の一番上でございますけれども、上益城障がい者相談支援事業等補償金54万5,000円までにつきましては、消費税分につきましては、遡って事業所へお支払いするというに伴う追加の予算となっております。

次に、3款1項4目の老人福祉費です。介護保険の特別会計の給付費の繰出金7,853万9,000円で、令和5年度精算による追加交付分となっております。

次に、3款2項1目の児童福祉総務費です。こちらは報酬でパートタイム会計年度任用職員報酬81万7,000円ほか、児童手当改正に伴う事務費がこちらで計上されております。

それから、10節の需用費の中の修繕料158万1,000円、こちらは中央小学校の児童クラブの施設の軒天井、手すりなどの修理となっております。

それから、17ページをお願いいたします。

負担金補助になります。私立保育所等の物価高騰対策支援金355万4,000円で、光熱費と副食費の支援を行うというところでございます。

それから、22節の償還金利子及び割引料につきましては、合わせまして1,514万円でございますが、令和5年度の精算による返還金でございます。

それから、次に、2目の児童措置費でございます。児童手当1億5,312万1,000円で、10月から

の法改正に対応する追加の予算となっております。

次のページをお願いいたします。18ページです。

4款1項1目保健衛生総務費です。負担金補助で若年がん患者在宅医療生活支援事業の助成金18万円、18歳から39歳までの若年がんの方々に対する訪問治療に対して助成を行うというところで、県の補助を2分の1受けて実施する事業でございます。

次に、繰出金では、国保の特別会計への事務費の繰出金40万9,000円、令和5年度精算によるものでございます。

次に、2目の予防費でございます。こちらは委託料等、それから負担金補助でございますが、高齢者新型コロナウイルス予防接種業務委託料2,400万円、それから同じく補助金20万円ということでございます。この予算につきましては、本年度の6月補正に計上してございましたけれども、その当時の自己負担を7,000円というふうにしてございましたが、3,000円に見直したことによる町負担の増額分ということでございます。

次に、3目の環境衛生費です。負担金補助です。上益城郡広域連合施設整備費負担金1,160万円でございます。こちら上益城広域連合が実施いたします造成工事の予備設計に係る負担金ということになっておまして、5町均等負担となっております。

それから、次のページ、19ページをお願いします。

11目の新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保事業費です。償還金利子及び割引料でございますけれども、新型コロナウイルスワクチンの接種対策費の国庫負担金の返還金、それから国庫補助金の返還金と合わせて2,059万3,000円で、令和5年度精算によるものでございます。

次に、6款1項5目農地費です。需用費の修繕料300万円、それから13節の使用料・借上料の農地農業用施設の機械の借上料150万円につきましては、当初予算の計上分が、予算執行が進みまして、今後の対応分として追加で計上しているものでございます。

それから、12節委託料の防災重点農業用ため池防災工事基本構想策定委託料400万円につきましては、町内11か所の防災重点農業用ため池の工法であったり、または概算の事業費の算定であったり、優先度の検討などを行う予算というところでございます。

20ページをお願いいたします。

7款1項2目の商工業振興費です。負担金補助及び交付金で、夏祭りの補助金1,387万円の増額です。こちら花火実施に伴う警備費用であったり、ステージ業務の委託または物価高騰による影響により増額補正を行っているものでございます。

次に、8款4項1目都市計画総務費です。負担金補助で戸建て木造住宅の耐震改修等の事業補助金200万円ということございまして、こちら、現在相談があっている2件分というところで、予算を計上してあります。補助が2分の1でございます。

次に、5目の公園費です。公園施設の修繕料241万円です。当初予算で計上してございました分、予定していなかった修理があったということございまして、改めて増額し、要望を行うものということでございます。

次に、21ページをお願いいたします。

6目の土地区画整理費です。益城中央土地区画整理事業の負担金8,365万4,000円で、木山地区の土地区画整理事業に対する県営事業負担金となっております。

次に、8款5項1目の住宅管理費です。こちら修繕料150万円となっておりますが、公営住宅の扉の改修や、側溝の改修、それから通路の改修などに関する費用を計上してあります。

次に、一番下になりますが、10款2項1目学校管理費の12節委託料、小学校施設整備設計・調査等業務委託料220万円。

次のページをお願いいたします。22ページです。

飯野小施設整備費4,950万円、こちら併せまして、給水設備の改修の委託工事関連となります。

次に、10款3項1目の学校管理費です。施設器具の購入費43万円、車椅子用の机とテーブルを各2個ずつ購入するというございます。

次に、10款5項1目幼稚園費、長寿命化改修設計・監理委託料100万円、こちらはトイレ改修に伴います監理委託料の増額分のございます。

23ページをお願いいたします。

10款6項4目集会所の運営費です。修繕料といたしまして99万9,000円、平田集会所の雨漏りの対策分として計上してあります。

次に、6目文化財保護対策費が、役務費、樹木伐採等手数料60万円、こちら広崎地区の猫伏石のイチョウ3本の剪定分のございます。

それから、委託料では測量業務の委託料といたしまして140万円、谷川展望広場の東屋設置などの測量です。サイン等の作成業務の委託料30万円は、同じく谷川展望広場のトイレ壁面へのサインを計画しているところです。

14節の工事請負費では、布田川断層帯の保存整備の工事費765万円で、こちらは潮井自然公園内の旧社殿の傾きを防止するための対策工事を実施するものでございます。

次に、9目の交流情報センター運営費です。光熱水費が500万円不足見込み分を増額、修繕料は363万円、中央制御盤の改修を予定しております。

24ページをお願いいたします。

10款7項1節保健体育総務費です。負担金補助でロードレース大会の補助金361万7,000円で、財源としてはスポーツ振興くじを261万7,000円と、それから令和5年度に明和不動産さんより企業版ふるさと納税としていただいていた100万円、それを合わせまして361万7,000円の補助としております。

次に、14款1項1目予備費でございます。709万円となっております。

議案第56号につきましては、以上でございます。

次に、議案第57号でございます。ページをおめくりいただきたいと思ひます。

令和6年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、第1条、歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算それぞれ2億1,305万3,000円を追加と。歳入歳出それぞれ39億2,356万9,000円とすると。

6ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。10款1項1目一般会計への繰入金でございます。総務費の事務費等繰入金40万9,000円、令和5年度精算による一般会計からの繰入金となっております。

それから、11款1項1目の繰越金です。2億1,255万4,000円で、決算額確定によるものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。

歳出です。1款1項1目一般管理費です。11節の役務費では、通信運搬費10万2,000円、こちらは郵便料金の値上げによるものです。市町村事務処理システムプリンター設定手数料10万9,800円。

それから、次に、9款1項3目の償還金では、総務費の事務費の返還金186万8,000円、出産育児一時金返還金107万5,000円、令和5年度精算分として一般会計へお返しするものでございます。

10款1項1目予備費は2億961万1,000円となっております。

議案第57号は、以上でございます。

次に、議案第58号でございます。ページをおめくりください。

令和6年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）です。

第1条です。歳入歳出予算の補正です。歳入歳出それぞれ1,564万1,000円を追加し、歳入歳出が、それぞれ6億468万4,000円とすとなっております。

6ページをお願いいたします。

歳入です。6款1項1目繰越金です。1,564万1,000円で、決算額確定によるものでございます。

7ページが、歳出となっております。

2款1項1目後期高齢者広域連合納付金でございます。被保険者の保険料の負担金1,441万8,000円、令和5年度精算による広域連合への負担金となっております。

4款1項3目償還金です。事務費の繰入金の精算返還金112万8,000円で、こちらも令和5年度の精算によるものでございます。

10款1項1目予備費では9万5,000円の補正を行っております。

議案第58号は、以上でございます。

次に、議案第59号でございます。ページをおめくりください。

令和6年度益城町介護保険特別会計補正予算（第1号）、第1条、歳入歳出予算の補正です。歳入歳出にそれぞれ1億9,236万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出がそれぞれ36億3,637万5,000円となっております。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。4款2項4目国庫補助金です。認知症施策等総合支援事業補助金76万円、こちら2分の1補助となっております。

それから、10款1項1目介護給付費繰入金、過年度の介護給付費繰入金7,853万8,000円で、令和5年度精算による一般会計からの繰入れとなっております。

次に、11款1項1目の繰越金1億1,298万7,000円で、決算額確定によるものでございます。

次に、7ページの歳出でございます。

1 款 4 項 1 目でございます。こちらは委託料で、認知症の伴走型の支援事業委託料152万円でございます。こちら新規事業になりますけれども、認知症の高齢者及びその家族への専門的な相談等の委託事業ということでございまして、国からの2分の1の補助を受けるというところでございます。

次に、9 款 1 項 2 目の償還金でございます。こちら幾つかございますが、合わせますと1億748万円でございます。令和5年度の精算による返還でございます。

次のページ、8 ページをお願いいたします。

10 款 1 項 1 目予備費です。8,336万6,000円となっております。

議案第59号は、以上でございます。

次に、議案第60号です。ページをおめくりください。

令和6年度益城町下水道事業会計補正予算（第2号）です。

第1条、債務負担行為です。債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定めると。

まず、事項です。益城町浄化センターストックマネジメント計画改築更新工事、期間が令和7年度、限度額が1億1,300万円となっております。これは浄化センターのストックマネジメント計画の更新に伴いまして、今年度及び来年度の2か年にわたる工事を実施するための債務負担行為の設定となっております。

議案第60号につきましては、以上でございます。

○議長（中川公則君） 日程第10、議案第56号「令和6年度益城町一般会計補正予算（第2号）」から、日程第14、議案第60号「令和6年度益城町下水道事業会計補正予算（第2号）」までの説明が終わりました。

続いて、日程第15、議案第61号「令和5年度益城町一般会計決算認定について」から、日程第21、議案第67号「令和5年度益城町水道事業会計利益の処分及び決算認定について」までの説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第61号、令和5年度益城町一般会計決算認定についてから議案第67号、令和5年度益城町水道事業会計利益の処分及び決算認定についてまでの7件について御説明を申し上げます。

それでは、令和5年度益城町一般・特別会計歳入歳出決算書の1ページをお開きください。

まず、議案第61号、令和5年度益城町一般会計決算認定についてです。

2ページをお開きください。

一般会計歳入歳出決算書の歳入につきましては、2ページから7ページにかけて記載のとおりでございます。

6ページ及び7ページの最下段の歳入合計ですが、収入済額は250億276万8,149円となっております。そのほかに予算現額、調定額、不納欠損額、収入未済額、そして予算現額と収入済額との比較の合計額を記載しております。

8 ページを御覧ください。

8 ページから11ページまでが歳出となっており、記載のとおりでございます。

10ページ及び11ページの最下段の歳出合計ですが、支出済額は234億5,933万8,915円、そのほかに予算現額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較の合計金額を記載しております。

12ページを御覧ください。

歳入歳出差引残額は15億4,342万9,234円となっております。

歳入歳出の詳細な内容につきまして、歳入につきましては14ページから、歳出につきましては36ページから記載をしております。

次に、108ページを御覧ください。

実質収支に関する調書です。歳入総額250億276万8,000円、歳出総額234億5,933万9,000円、歳入歳出差引額15億4,342万9,000円、繰越明許費繰越額 4 億3,995万4,000円、事故繰越繰越額 2,816万2,000円、実質収支額10億7,531万3,000円となっております。

議案第61号につきましては、以上でございます。

続きまして、139ページをお開きください。

議案第62号、令和5年度益城町国民健康保険特別会計決算認定についてです。

140ページを御覧ください。

国民健康保険特別会計歳入歳出決算書について御説明を申し上げます。

歳入につきましては、140ページ及び141ページに記載しているとおりでございます。歳入合計の収入済額は37億9,880万8,002円、そのほかに予算現額、調定額、不納欠損額、収入未済額、そして予算現額と収入済額との比較を記載しております。

142ページを御覧ください。

歳出につきましては、142ページから145ページにかけて記載をしているとおりでございます。歳出合計の支出済額は33億8,625万3,024円、そのほかに予算現額、不用額、そして予算現額と支出済額との比較を記載しております。

146ページを御覧ください。

歳入歳出差引残額は 4 億1,255万4,978円となっております。歳入歳出の明細につきましては、148ページから159ページにかけて記載をしております。

次に、160ページを御覧ください。

実質収支に関する調書です。歳入総額37億9,880万8,000円、歳出済額33億8,625万3,000円、歳入歳出差引額 4 億1,255万5,000円、実質収支額も同額となっております。

議案第62号につきましては、以上でございます。

続きまして、167ページをお開きください。

議案第63号、令和5年度益城町後期高齢者医療特別会計決算認定についてです。

168ページを御覧ください。

後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書について御説明を申し上げます。

歳入につきましては、168ページ及び169ページに記載をしているとおりでございます。歳入合計の収入済額は5億2,559万7,572円となっております。そのほか予算現額、調定額、不納欠損額、収入未済額、そして予算現額と収入済額との比較を記載しております。

170ページを御覧ください。

歳出につきましては、170ページ及び171ページに記載をしているとおりでございます。歳出合計の支出済額は5億715万6,241円、そのほか予算現額、不用額、そして予算現額と支出済額との比較につきましては、記載をしているとおりでございます。

172ページを御覧ください。

歳入歳出差引残額は1,844万1,331円となっております。歳入歳出の内容につきましては、174ページから179ページにかけて記載をしております。

180ページを御覧ください。

実質収支に関する調書です。歳入総額5億2,559万8,000円、歳出総額5億715万6,000円、歳入歳出差引額1,844万1,000円、実質収支額も同額となっております。

議案第63号につきましては、以上でございます。

続きまして、185ページをお開きください。

議案第64号、令和5年度益城町介護保険特別会計決算認定についてです。

186ページを御覧ください。

介護保険特別会計歳入歳出決算書について御説明を申し上げます。

歳入につきましては、186ページから187ページに記載をしているとおりでございます。歳入合計の収入済額は33億4,886万6,931円、そのほか予算現額、調定額、不納欠損額、収入未済額、そして予算現額と収入済額との比較を記載しております。

歳出につきましては、188ページから191ページに記載しているとおりで、歳出合計の支出済額は31億8,587万9,226円、そのほか予算現額、不用額、そして予算現額と支出済額との比較を記載しております。

192ページを御覧ください。

歳入歳出差引残額は1億6,298万7,705円となっております。歳入歳出の詳細な内容につきましては、194ページから209ページに記載のとおりです。

210ページを御覧ください。

実質収支に関する調書について、歳入総額33億4,886万7,000円、歳出総額31億8,587万9,000円、歳入歳出差引額1億6,298万8,000円、実質収支額も同額となっております。

議案第64号につきましては、以上でございます。

続きまして、217ページをお開きください。

議案第65号、令和5年度益城町産業団地特別会計決算認定についてです。

218ページを御覧ください。

産業団地特別会計歳入歳出決算書について御説明を申し上げます。

歳入につきましては、218ページ及び219ページに記載をしているとおりでございます。歳入合

計の収入済額は7億4,617万172円、そのほか予算現額、調定額、そして予算現額と収入済額との比較を記載しております。

歳出につきましては、220ページ及び221ページに記載をしているとおりで、歳出合計の支出済額は1億7,352万5,138円、そのほか予算現額、翌年度繰越額、不用額、そして予算現額と支出済額との比較を記載しております。

222ページを御覧ください。

歳入歳出差引残額は5億7,264万5,034円となっております。歳入歳出の詳細な内容につきましては、224ページから227ページに記載のとおりです。

228ページを御覧ください。

実質収支に関する調書について、歳入総額7億4,617万円、歳出総額1億7,352万5,000円、歳入歳出差引額5億7,264万5,000円、繰越明許費繰越額5億6,387万7,000円、実質収支額876万8,000円となっております。

議案第65号につきましては、以上でございます。

続きまして、下水道事業会計決算書を御覧ください。表紙をおめくりください。

議案第66号、令和5年度益城町下水道事業会計利益の処分及び決算認定についてです。

それでは、1ページをお開きください。

令和5年度下水道事業決算報告書について御説明を申し上げます。

収益的収入及び支出について、収入の決算額は14億9,544万1,019円、支出の決算額は13億4,925万3,333円となっております。内訳は記載のとおりです。

2ページをお開きください。

資本的収入及び支出について、収入の決算額は14億784万8,501円、支出の決算額は16億8,516万251円となっております。内訳は記載のとおりです。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額2億7,731万1,750円は、当年度損益勘定留保資金で補填をしております。

3ページを御覧ください。

キャッシュフロー計算書でございます。資金の流出入のことで、一番下の資金期末残高12億5,945万4,927円となっております。年度末の現金、預金残高でございます。

4ページをお開きください。

経営成績を判断する損益計算書でございます。下から5行目、当年度純利益は1億13万5,645円となっております。

6ページが、剰余金処分計算書案でございます。損益計算書の当年度純利益1億13万5,645円を減債基金へ積み立てようとするもので、これは議決事項になります。

なお、各種明細書を、16ページ以降に記載をしておりますので、御覧いただきたいと思っております。

議案第66号につきましては、以上でございます。

続きまして、水道事業会計の決算書を御覧ください。表紙をおめくりください。

議案第67号、令和5年度益城町水道事業会計利益の処分及び決算認定についてです。

1 ページをお開きください。

令和5年度水道事業決算報告書について御説明を申し上げます。

収益的収入及び支出について、収入の決算額は5億3,192万6,058円、支出の決算額は4億6,324万5,281円となっております。内訳は記載のとおりでございます。

2 ページを御覧ください。

資本的収入及び支出につきまして、収入の決算額は3億512万4,506円、支出の決算額は6億2,971万3,821円となっております。内訳は記載のとおりでございます。

3 ページをお開きください。

キャッシュフロー計算書でございます。資金の流出入のことで、一番下の資金期末残高7億450万189円となっております。年度末の現金、預金残高でございます。

4 ページを御覧ください。

経営成績を判断する損益計算書でございます。下から3行目、当年度純利益は4,621万1,155円となっております。

6 ページが、剰余金処分計算書案でございます。損益計算書の当年度純利益4,621万1,155円を建設改良積立金へ積み立てようとするもので、これは議決事項になります。

なお、各種明細書につきましては、18ページ以降に記載しておりますので、御覧いただきたいと思えます。

議案第67号につきましては、以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（中川公則君） 日程第15、議案第61号「令和5年度益城町一般会計決算認定について」から、日程第21、議案第67号「令和5年度益城町水道事業会計利益の処分及び決算認定について」までの説明が終わりました。

ここで、監査委員に令和5年度決算審査の報告を求めます。

上村監査委員。

○監査委員（上村幸輝君） 皆さん、おはようございます。監査委員の上村でございます。

令和5年度決算審査の結果を御報告いたします。

決算審査は、7月12日から7月31日までの期間、令和5年度益城町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書、水道事業会計決算書、下水道事業会計決算書、健全化判断比率及び資金不足比率について、関係各課に資料の提出と説明を求め、戸塚監査委員と私で慎重に審査いたしました。

その結果、各会計の決算は、それぞれ関係法令等に準拠して作成されており、それらを会計課所管の関係諸帳簿、その他証拠書類と照合した結果、計数等に誤りはなく、正確であると認めました。

健全化判断比率及び資金不足比率については、総合的に健全な状態を維持しておりますが、震災前に比べ公債費が増加しており、その影響等から将来負担比率は今後も悪化していくと考えられ、予断は許されない状況です。

令和5年度決算審査は、国際情勢の不安定化を伴う物価高騰等が、町行政にも様々な制約や影響を与えたものの、各種事業は着実に進展していることがうかがえる決算内容でした。

令和5年度の一般会計及び特別会計の純計決算規模は、歳入約319億円、歳出約292億円と、昨年度と同水準で推移しています。

翌年度繰越額は、昨年度に比べ約25億円増加していますが、これは産業団地に関わる予算や、令和5年7月豪雨災害の復旧事業予算によるところが主なものとなっております。

熊本地震から8年が経過し、事業も町の進展を見据えた新規事業へとシフトしています。産業団地の造成や複合施設の建設だけではなく、既存施設の更新、長寿命化など大きな支出を伴う事業が山積していることに加え、物価高騰などの新たな課題への対応も迫られていることから、行財政運営は、さらに厳しさを増していると感じます。

一般会計につきましては、まず歳入では、自主財源のうち町税に関しては、収納対策等を進められてきたことにより収納率が向上しています。

また、繰越金が昨年度に比べ約12億9,887万円増加しており、自主財源全体として約14億4,451万円の増加となっております。

また、依存財源としては、町債が17億7,840万円減少した一方、県支出金が約8億8,757万円増加しており、依存財源全体としては約8億5,713万円の減少となっております。

繰越金が大きく増加したことにより、昨年度に比べると、自主財源の比率が高くなっています。自主財源の確保は、財政運営の要とも言えるので、引き続き町税、使用料等の収納力強化を進め、ふるさと納税の寄附向上施策についても、さらなる推進に努めてください。

歳出では、民生費が物価高騰重点支援地方交付金や保育所等整備交付金の影響もあり、昨年度に比べ約13億円増加しています。

総務費は、基金への積立てを昨年度の約2億円から、当年度は約10億円と、約8億円の増額を行ったことなどにより、支出額が10億円増加しています。

災害復旧費は、7月豪雨災害対応のため予算額は増加しましたが、繰越しによる対応が主なため、支出額は約15億8,916万円減少しています。

歳出構成比では、民生費が28.2%と多く、年々負担が増している状況となっております。

国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計については、昨年度から大きな変動はありませんが、加入者の高齢化や医療等の高度化により右肩上がりの上昇傾向が続いています。

引き続き健康増進事業や介護予防事業に重点を置き、保険給付費抑制のための施策を推し進めていきたい。

また、保険給付費の動向には十分留意しながら、財源確保については、保険税、保険料の収納対策の強化に努め、国、県、町の支出金、繰越金等の見通しを的確に把握して、安定した財政運営に努めていきたい。

産業団地特別会計については、令和6年度より造成が始まるため、さらなる増額が予想されます。

水道・下水道事業については、総合的に健全な財政状況を維持していますが、復興事業や益城台地の区画整理事業に多額の費用が発生しています。それらを含め、既存施設の更新を計画的に

進めるためにも、経営財政状況の的確な見通しに努め、コスト管理を徹底しながら経営の合理化を図ることを要望します。

総括として、令和5年度において決算構成を見ても、熊本地震の影響から徐々に脱却し始めていることがうかがえ、地震前の姿に戻りつつあります。しかしながら、今後はさらに既存施設の更新や長寿命化など、さらなる大きな支出を伴う事業が山積しており、加えて物価高騰など新たな課題にも対応していかなばなりません。

町は、それらの様々な財政、経営的課題と併せて、少子高齢化、人口減少、社会保障等の多様な課題を解決する必要にも迫られています。このような厳しい局面において、限られた財源と人的資源をもって、合理的、効率的、効果的な行財政運営を行うためのさらなる努力が求められます。将来を見据えた多面的な分析に基づく財政計画とその運営に期待します。

なお、審査結果の詳細につきましては、決算審査意見書としてお配りしておりますので、御高覧いただければと思います。

以上、決算審査結果報告を終わります。

○議長（中川公則君） 監査委員の決算審査報告が終わりました。

次に、日程第22、議案第68号「益城町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」から、日程第28、議案第74号「熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について」までの説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第68号、益城町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明を申し上げます。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例を改正するものです。

主な改正内容としましては、本年12月2日から被保険者証が廃止となることにより、関連する条項の修正を行うものです。

なお、本条例の施行は本年12月2日からとなります。

議案第69号、工事請負契約の締結について御説明を申し上げます。

本議案は、条件付一般競争入札により実施しました津森グラウンド電気設備改修工事につきまして、契約を締結しようとするものでございます。

本工事の概要ですが、津森グラウンドの経年劣化により機能が低下した既照明器具のLED更新、受変電設備の切替えなど、電気設備の改修工事を行うものです。

契約金額は5,617万7,000円で、契約の相手方は、熊本県熊本市中央区八王子町38番22号、太陽電気株式会社でございます。

議案第70号、工事請負契約の締結について御説明を申し上げます。

本議案は、条件付一般競争入札により実施しました交通広場整備工事（その3）につきまして、契約を締結しようとするものでございます。

本工事の概要ですが、益城町立地適正化計画に基づく都市拠点整備として、交通結節点である

交通広場にバス停及び簡易倉庫の建築工事を行うものです。

契約金額は1億6,036万9,000円で、契約の相手方は、熊本県熊本市東区戸島西五丁目5番57号、山王株式会社でございます。

議案第71号、工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

本議案は、令和6年第1回定例会におきまして議決いただきました議案第36号、益城町立益城幼稚園園舎改修工事の請負金額の変更を行うものでございます。

当初契約金額7,319万5,045円を7,937万7,093円に変更するもので、618万2,048円の増額となります。

変更の主な理由は、工事施工実施に伴う外壁部の劣化詳細調査により劣化補修箇所の追加施工が生じたこと、また保育室及びプレールーム出入口の段差解消と既存外部倉庫の移設や園庭の樹木伐採を追加することによるものです。

議案第72号、物品の購入について御説明申し上げます。

益城町地域共生センター建設に伴う什器・備品等購入につきまして、指名競争入札により実施し、お手元の議案の内容で契約締結を行おうとするものでございます。

購入予定の主なものは、多目的ホールや研修室、相談室の事務机、椅子、キッズプレーエリアの什器等です。

買入れ価格は2,640万円で、買入れ先は、熊本県上益城郡益城町宮園541-4、東文堂でございます。

議案第73号、字の区域の変更について御説明を申し上げます。

本議案は、益城台地中地区の土地区画整理事業に伴い、施工区域内の字を変更するため、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

主な変更内容は、土地区画整理事業区域内の大字古閑、大字広崎及び大字福富につきまして、事業区域内の町道を大字界として、大字古閑と福富に再編するものです。

また、字の変更に合わせて、事業区域内の小字につきましても廃止することとしております。

議案第74号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更につきまして御説明を申し上げます。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、地方自治法第291条の3第1項の規定により、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更するため、地方自治法第291条の11の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

主な改正内容は、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更を行うものです。

なお、本議案は、熊本県後期高齢者医療広域連合構成団体議会の同文議決となります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 日程22、議案第68号「益城町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」から、日程第28、議案第74号「熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更」

ついて」までの説明が終わりました。

以上をもちまして本日の日程を全部終了いたしました。

これにて散会いたします。

散会 午後0時13分

9 月 10 日（火曜日）

令和6年第3回益城町議会定例会会議録

1. 令和6年9月9日午前10時00分招集
2. 令和6年9月10日午前10時00分開会
3. 令和6年9月10日午前11時55分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 益城町議会本会議場
6. 議事日程
日程第1 総括質疑

7. 出席議員（18名）

1番 坂井金次郎君	2番 木村正史君	3番 西山洋一君
4番 上村幸輝君	5番 富田徳弘君	6番 下田利久雄君
7番 松本昭一君	8番 吉村建文君	9番 甲斐康之君
10番 野田祐士君	11番 宮崎金次君	12番 坂田みはる君
13番 中村健二君	14番 稲田忠則君	15番 渡辺誠男君
16番 荒牧昭博君	17番 榮正敏君	18番 中川公則君

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 遠山伸也

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	西村博則君	副町長	濱田義之君
教育長	酒井博範君	政策審議監	清田聡美君
土木審議監	持田浩君	会計管理者	山口拓郎君
総務課長	荒木薫君	総務課審議員	中山貴文君
危機管理課長	森川博君	企画財政課長	松本浩治君
企画財政課審議員	藤田智久君	税務課長	坂井浩章君
住民課長	田上恵美君	福祉課長	菊川和幸君
福祉課審議員	川原さおり君	こども未来課長	吉住由美君
健康保険課長	吉本秀一君	産業振興課長	岩本武継君
都市計画課長	齊藤計介君	建設課長	竹林浩幸君
復興整備課長	水口清君	下水道課長	相良憲二君

水道課長 豊田博文君 学校教育課長 内村康成君
生涯学習課長 中村康広君

開会・開議 午前10時00分

○議長（中川公則君） 皆さん、おはようございます。定刻に達しましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、皆さんのお手元に配付してありますとおり、昨日、提案理由の説明を受けました議案の総括質疑を行います。

日程第1 総括質疑

○議長（中川公則君） それでは、日程第1、総括質疑を行います。

まず初めに、議案第56号「令和6年度益城町一般会計補正予算（第2号）」から、議案第60号「令和6年度益城町下水道事業会計補正予算（第2号）」までの5議案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

6番下田議員。

○6番（下田利久雄君） おはようございます。6番下田です。1点だけ質問したいと思います。一般会計補正予算中、20ページ。番号は、一般会計補正予算、第56号。20ページの商工費商工業振興費の1,387万円について質問したいと思います。

これは、実行委員会に対して夏祭り用として当初予算で900万円ほど組まれておりますが、それに対して、また1,387万円の追加をするということですかね。2,300万円ぐらいになりますが。その、あれをちょっと説明してもらいたいと思いますが。

○議長（中川公則君） 岩本産業振興課長。

○産業振興課長（岩本武継君） おはようございます。産業振興課長の岩本でございます。

6番下田議員の御質問の、議案第56号、令和6年度益城町一般会計補正予算書（第2号）中、歳出20ページ、7款商工費1項商工費2目商工業振興費18節負担金補助及び交付金の夏祭り補助金に関する御質問だったと思います。これに対しまして、お答えいたします。

まず、夏祭りの開催に伴う経緯について、先ほど下田議員がおっしゃられましたとおり当初予算には900万円を予算計上しております。夏祭りにつきましては、平成27年度に開催して以来9年ぶりの開催ということになります。この開催につきましては、まず6月6日、夏祭り実行委員会におきまして、ステージや総踊り、出店や打ち上げ花火など基本的な内容は変更せず、11月4日に会場を総合運動公園一帯に変更して行うということが決定されております。

その中で、基本的な内容は変更なしということになりましたものですから、開催にかかる経費といたしまして、まず花火代金が、以前と比べますと人件費の高騰であったり、諸物価の高騰などによりまして、200万円を超える増加になっております。まず第1点ですね。

その次が、花火打ち上げに伴います交通規制とか警備計画、警備関係ですね。これについて、

警察や消防署と協議を重ねる上で、警察のほうから、今までは交通安全協会だとか交通指導員、消防団とかで担っていた警備員を、専門の警備員でなければならないということで、どうしてもその部分が、警察のほうの協議として専門の警備員を置かなければならなくなりました。そこで警備員の増加、交通規制の看板とか事前告知とかで320万円、300万円を超える分が増えております。

それと、あとは会場設営とかに関わりますテントであったり椅子とかのレンタル料。それと、11月4日開催ということで、3日の日にはほかのイベントが総合運動公園一帯で入っております。どうしても夜間での設営とかになるものですから、そこに対する人件費の高騰とかで、約350万円。基本的にはそういったところですね。

それと、あとありますのは、9年ぶりの開催となる上で、かつ会場が変更となっております。交通規制計画とか警備計画、それについて夏祭り実行委員会のほうで、イベント企画業者のほうに警備計画とか交通規制計画の策定、警察とか消防との折衝関係、そういったものを委託しております。その分が委託料として200万円を超えております。

こういったものをもろもろ足し合わせますと、それに消費税とか掛け合わせますと、今回、総額で1,387万円の増額補正予算の要求となっております。したがって、当初予算900万円と合わせますと、2,287万円の経費というところで予算を計上させていただいております。よろしくお願いたします。

○議長（中川公則君） 6番下田議員。

○6番（下田利久雄君） 答弁ありがとうございました。物価高騰なりガードマンの数とかいうのは分かりましたけど、夏祭り実行委員会が役場が変わったのは、何か意味があるんですかね。その辺を一つ。

○議長（中川公則君） 岩本産業振興課長。

○産業振興課長（岩本武継君） 産業振興課岩本です。6番下田議員の2回目の御質問、夏祭り実行委員会の事務局が、今まで商工会だったのが、なぜ町のほうに事務局が移ったのかというところの御質問だったと思います。

これにつきましては、今年の3月に、夏祭り実行委員会の事務局を担っておられました商工会様から、事務局を町のほうに移管したい旨、申出がっております。その申出があったものですから、6月6日の夏祭り実行委員会、親会ですね、こちらのほうに商工会からの申出を諮りましたところ、事務局を町の産業振興課のほうに移管するというところで決まっております。

なぜ商工会様から町のほうに移管するという、その詳細な理由については、あまり申し上げられてはいなかったと記憶しております。以上です。

○議長（中川公則君） 6番下田議員。

○6番（下田利久雄君） 答弁ありがとうございました。これ名前を変えないかんですね、秋祭りに。以上です。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

17番榮議員。

○17番（榮 正敏君） おはようございます。17番榮です。1点だけお願いします。

議案第59号、益城町介護保険特別会計補正予算書の中で、7ページ、1款総務費4項1目趣旨普及費の中の12節認知症伴走型支援事業委託料152万円。この伴走型支援ということについて、ちょっと詳細に教えていただきたい。

○議長（中川公則君） 川原福祉課審議員。

○福祉課審議員（川原さおり君） おはようございます。福祉課川原です。17番榮議員の御質問に回答いたします。

議案第59号、令和6年度介護保険特別会計補正予算書（第1号）、7ページ、歳出1款4項1目趣旨普及費に関しまして、どういったものか詳しくお伺いしたいということだったと思います。

こちら認知症伴走型支援事業につきましては、認知症に関しまして、包括支援センター・市町村社協とそれぞれ相談対応をしているところなんですけれども、国から地域の社会資源等々、グループホーム・特別養護老人ホーム、そういったものを活用して、認知症の人・家族に対して専門的な相談・助言等を継続的に伴走してやっていってくださというようなこともありまして、町のほうから町内の事業所等に事業の参加意思、そういったものを確認しまして今年度取り組むことといたしました。

認知症の方は増えていきますし、家族介護者の方もたくさん負担も抱えていらっしゃると思いますので、通常の相談窓口以外にも、より専門的な支援を行うということで、ネットワークの強化だったり、地域での暮らしを支えていきたいというふうに考えまして、今回補正予算として計上いたしました。回答は以上になります。

○議長（中川公則君） 17番榮議員。

○17番（榮 正敏君） これは国からの、今年から始まった支援事業と思いますけど、この伴走型、これは一人の患者さんって言うていいのかな、認知症の人に対する家族に対しての、何ですか、支援。そっちのほうも重点的にやっていきなさいと。ただ、今まで患者がどっちこちおるのを町のほうで把握して拾い上げて、認知症の総括支援のほうのグループで援助していたのを、家族のほうにもひとつ、しっかりと追従して支援していこうという、そういう対策なんですかね。そこをもう一つ。

○議長（中川公則君） 川原福祉課審議員。

○福祉課審議員（川原さおり君） 17番榮議員の2回目の質問に回答いたします。

もちろん地域包括支援センターでも家族介護者の支援等をしておりますけれども、やはり地域資源というところでは、専門的に実際に御家族・御本人様の介護・介助等含めて、専門的知識・経験等もありますので、よりその方に特化した、もちろん家族の方の対応に関しましても、専門的知識・知見を生かして伴走して。ただ、やってくださいという助言ではなくて、その後どう変わっていったのか、その方々の変化にも応じて、より丁寧に伴走して支援できる仕組みになっていくであろうというふうに思っていますし、町も積極的に関わっていききたいというふうに考えております。以上です。

○議長（中川公則君） 17番榮議員。

○17番（榮 正敏君） ありがとうございます。認知症の進行に伴い、家族の支援体制もいろいろ変わってくると思います。それを追従して伴走して一緒に支援していきたいという、そういうことだろうと思いますが、しっかりやっていただきたいと思います。

ただ、152万円で何ができるかなというところありますね。大体何人ぐらいここにサポートチームをつくっていくのか。152万円、ちょっと足りんとじゃなかですかねえ。ここ、どう思います。はっきりと言うてよかです。足らんなら足らんで。

○議長（中川公則君） 川原福祉課審議員。

○福祉課審議員（川原さおり君） 17番榮議員の3回目の御質問に回答いたします。

こちら認知症等の総合支援事業ということで、国からメニューの一つとしてお示しされていて、基準額というものを設けておりますので、町としましても、その基準額の範囲内でどういったことができるかということも含めて事業所様に提示をして、金額が安いかどうかというところは実際に取組をやっていくということなんですけれども、実際にそこに拠点を設けまして、電話での相談対応も含めアウトリーチということで、実際に家庭に訪問して、あるいは地域に出向いてということも考えております。

今回10月から実施するという事で考えておりますけれども、そちらの実績に基づいて、どうしても基準額は決まっておりますから、いろいろ各事業所ともその辺は検討して、実際に実績に応じたものなのか、不足しているのか、精査しながらやってまいりたいと考えております。以上です。

○17番（榮 正敏君） ありがとうございます。介護の現場は、今、ものすごく予算も足りない、人手も足りないと悲鳴を上げております。町長、後頼みます。

○議長（中川公則君） ほかに質疑ありませんか。

10番、野田議員。

○10番（野田祐士君） おはようございます。10番野田です。同僚議員からも質問がありましたけれども、議案第56号、7款商工費1項商工費2目の商工振興費18節夏祭りについて、ちょっと再度質問をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

その前に、今、課長のほうから答弁があった中で、事務局が変更になったと。ずっと商工会でやっていたのが町のほうに移管したということで、理由は分からないというふうにおっしゃいましたけれども、今の岩本課長は分からなくても、多分企画財政課長は、当初の内容は十分理解されていると思うんで、企画財政課長から答えがあってもいいと思うんですけれども。

私も会議と一緒にいましたので、私のほうからも一言。内容については、課長が分からないのであれば、私のほうからちょっと答えていきたいと思います。

まず、事務局が商工会から役場のほうに移ったと。夏祭りの実行委員長は、当初からずっと町長です。今回で言えば、西村町長が夏祭り実行委員長ということは、もう変わりません。その中で、ずっと商工会さんのほうでやられていたんですけれども、場所ですね、今回商工会からのほ

うは、町民グラウンドで行いたいという申出を役場のほうにしております。役場のほうは、町民グラウンドでは駄目ですよという回答がっております。まず、それが大きな点ですね。

なぜ町民グラウンドでやるかというのと、商工会さんいわく、夜店の人をグラウンドという一つの中に囲み込んでおかないと、いつまででもやると。グラウンドであれば、夜の10時には電気消えますので、必然的に夜店の人も出ていかんといかんと。もし道路とかほかの場所でやれば、11時、12時まで、もしかすると朝方までやられた場合、警備もしくは何かあった場合が大変だから、グラウンドの中でやりたいというのを言ったんですけれども、役場のほうからグラウンドでは駄目だよというお話があったんで、まず、それが1点ですね。

それと、交通協議とかいろいろおっしゃっていましたが、警察協議に商工会さんのほうが行かれたときに、役場のほうから今回は厳しいというお話を警察のほうからされたという点が2点です。

3点目が、大きな話の中として、今、商工会で夏祭りをやっているところはないと。基本的に、観光協会とかでやられている分が多いんで、役場のほうに移管したいと。

この3点が大きな点で、岩本課長のほうから回答が分からないということだったんで、私のほうから付け加えさせていただきました。

質問に移りたいと思います。

当初予算が900万円。これ間違いないと思うんですけれども、もし今回、トップは町長、事務局は商工会でやっていたならば、多分900万円でやったんだろうと。物価が少し上がっているという分は、多分今年になってからがメインなんで、多分当初予算はそのままされていたんだろうと思いますので、この900万円の根拠があれば教えていただきたいというのが1点と、今、回答がありました花火代が200万円プラス、専門警備でプラス300万円、会場設営が350万円、会場変更の委託が200万円。

この中で、花火については200万円上がりましたということであれば、規模を少し縮小する、もしくは200万円上げて今までの規模でやる、この2択があると思います。これはまずいいとして、この警備保障の320万円、今までは商工会の青年部とか地元の方々とか、いろんな方々にお手伝いをいただいて、多分警備をやっていたと思います。それも専門的でやれということであればしょうがない、300万円。200万円と300万円増えます。この会場設営と会場変更、350万円と200万円で550万円。これは今までと全く変わらないですね。

だから、もし商工会でやるのであれば、プラスアルファにすれば900万円プラス200万円と320万円で、1,387万円のプラスじゃなくて520万円のプラスなんですよ。最後の二つは、今までやっていたのと全く同じです。というのがあって、この積算根拠が少し間違っているんじゃないかということで、質問をさせていただきました。それが2点目。

それと3点目が、今回1,375万円を補正で出していますので、合計金額が2,287万円、当初から合わせてですね。これは、もし来年やるとするならば、その金額で当初に計上されるのかというのを、3点目にお尋ねしたいと思います。以上3点よろしくお願いたします。

○議長（中川公則君） 岩本産業振興課長。

○産業振興課長（岩本武継君） 産業振興課岩本でございます。10番野田議員の御質問の議案第56号、令和6年度益城町一般会計補正予算書（第2号）中、歳出20ページ、7款商工費1項商工費2目商工業振興費18節負担金補助及び交付金の夏祭り関係の補助金について、3点の御質問だったと理解しております。

その前に、商工会から産業振興課へ事務局が移った理由、教えていただきまして、ありがとうございました。

1点目は、当初予算で900万円計上してあるけれども、この900万円の根拠は何なのかというところの御質問だと思います。

令和6年度の当初予算の900万円の計上につきましては、例年ずっと夏祭り、27年度開催以来毎年900万円で計上させていただいております。それを前例踏襲で令和6年度にも上げられていたものだと推察しております。

2点目、会場設営に関わるテントのリース代であったり準備代金、また事前準備の費用550万円については、もっと削減できるのではなかったのか、商工会さんが事務局をやっていたら削減できたのではなかろうかというところなんです。今回の設営テントのリース、イベント会社のほうからテントをリースしてまいります。机・椅子とかも全部リースしてまいります。設営についても、専門の作業員とかにやってもらいます。したがって、商工会さんとかの御協力というか、実際の労務を伴うということはないようなところで計画をいたしております。

それと三つ目、当初の900万円と今回の補正金額をトータルすれば2,287万円の補助金となるけれども、来年度以降、当初予算をこの金額で計上するのかという御質問だったと思います。

これにつきましては、まず減ってくるものとしまして、交通規制計画とか事前準備に対する委託料、これが200万円ほどありますから、これは少なくとも減ってくると思います。ですから、2,287万円から200万円は減らすことができます。

今回の夏祭り、名称はどうなるかちょっと分かりませんが、祭りにつきまして、実際やってみまして、この経費は削減できるであろうというものが出てきたら、その分が削減できるのではなかろうかと。この分は来年度からの補助金として削減していこうという見込みは、今のところはございません。実際やってみまして、必要なものを精査しまして、来年度以降に生かしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 10番野田議員。

○10番（野田祐士君） 1回目の御回答ありがとうございました。

ちょっと不思議に思うのが、今まで平成27年からずっと900万円でやってきたから900万円ですよ。一応、今回の令和6年までその予算で組んでいますよ。不思議に思うのが何かといいますと、今回、事務局が変わったわけですね。商工会から役場の産業振興課に。実行委員長は一緒ですよ、西村町長だったから。事務局が変わるだけで倍以上の予算を、要するに900万円が2,300万円になるわけですから、倍以上の予算を取る必要があるのかと。

だったら、今まで商工会さんは何だったんですかというふうにとられてもしょうがないのかなと。つまり、今回の1,387万円ですね、正確に言うと。プラスアルファの予算計上は、今まで900万円でやられていたことに対して、全くつじつまが合わないだろうと。じゃあ来年からも2,287万円ですかという質問に対しては、いや、削減できるのであればしますと。じゃあ今回、削減できたんじゃないんですかと。その900万円をする前に、いろいろ検討してこなかったのに、何で今回だけ、そこを検討したんですかというふうな、つじつまが合わないだろうと。

今まで、900万円でやられていた商工会さんに対して、ちょっと失礼な話になりはせんかというふうな危惧をしております。危惧をですね。来年からどこがやられるか分かりませんが、いずれにしても実行委員長が西村町長なんで、西村町長をトップに町民でつくり上げていく祭りだと思っておりますが、今までの900万円と今回の2,287万円、倍以上ですね。物価上昇で倍以上というのが、まずもう物価はほとんど変わってないからですね。今年になって少しずつ上がっていますけれども、基本的なものは変わってないと思います。

それについて、これ町長が実行委員長なんで、町長からも一言、私の質問に対してお答えというのは可能ですか。もしよければ、その変わった金額、倍以上になったんだから予算がですね。町長の実行委員長としての考え方をお聞かせいただくと助かると思いますけれども、よろしくお願いたします。

○議長（中川公則君） 岩本産業振興課長。

○産業振興課長（岩本武継君） 産業振興課岩本です。10番野田議員2回目の御質問の、内容としましては、2倍以上になるのは変じゃないだろうかと。そういうことですかね、900万円の。

先ほど申し上げましたように、警備の金額、交通規制計画の300万円、320万円、それと打ち上げ花火代金の200万円超、230万円ぐらいになります。この分については、少なくとも商工会様がやられていたとしてもしょうがない分だと思っております。あとの会場設営に対しましては、今回のこの計画については、あくまでも夏祭り実行委員会が委託している業者に頼むことによりまして、負担を減らすというところで、商工会さんの負担も減っているところでございます。

その中には、テーブルであったり椅子であったり、そういったもののレンタル料とかも入っております。これについては、出店とかのところで、今までは出店で一旦お買い求めいただいて、レジャーシートを敷くなり、そういったところに行って食べられるとか、立ったまま食べられるとかが主流でした。ただ、今の御時世、ある程度はイートスペースを設けなければいけないというところで、ステージと出店の間にはテーブルであったり椅子であったり、座って食べるようなところも設けたいと考えております。ですから、そういったところについても、もしこれをやるとするならば変わらないものだと思います。

いずれにしても、先ほど1回目の答弁で申し上げましたとおり、今回、一旦この計画でやらせていただきまして、これ事務局のほうからの申し出ですね、やらせていただきまして、この後、この総括がございまして、反省会とかございまして。その中で、この部分については、もっと増強したほうがいいとか、この部分については、もうちょっと縮減できるんじゃないだろうとか、

そういった意見が出てくるものと思います。その御意見を踏まえまして、来年度以降にそれを生かさせていけたらばと思っております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 10番野田議員の2回目の質問ということで、まず今回の夏祭りにつきましては、日程のほうから、熊本市の江津湖の花火と全く一緒の日になっていると、こちらのほうが当たっているということで、まず、日程決めで非常に苦慮したところです。

その中で、会場が町民グラウンドが使えないと。使えないわけではないので、中に車を入れて設営ができないという話で、今、皆さん方御承知のように、天然芝をつけた野球場、ソフトボール場ができています。土曜・日曜あたりも、先週見たんですが、多くの方々でにぎわっていたと。

その中で、天然芝の会場で車を入れてというイベントをするというのは、まず、私の中では何か記憶にないかなというのがあります。そして北海道のスタルヒン球場辺りで実際イベントをやられて、2,000万円、あと回収を図ったとか、そういったケースもあったということで、これはもう商工会青年部あたりと一緒に考えてさせていただいて、今の場所に設営をしたということで。

また、事務局につきましても、商工会が持っているところもありますし、役場が持っているところもあるということで、そういった様々な事情があつて役場のほうが受けたということなんです。ただ、実行については商工会の青年部の皆さん方が頑張ってやっただけというところで、なるだけ負担をかけないようにということで話が出ておりますので、今回の費用につきましても、しっかりと、先ほど岩本課長が申しましたように、例えばテントあたりの貸出しとかですね。ただ、テントあたりの貸出しをやったときに、やっぱり天幕に臭いがついたりとか、そこあたりがして、イベント会社のほうにお願いするとかそういったものもありますし、椅子につきましても、こちらのほうも、あと町民グラウンドのやつを今どのくらい使えるのかどうかも分かりませんが、そこあたりも考えると、それと出店料をいただくとか、いろんな企業からの協賛金をいただくとか、そこあたりも、しっかりとまた検討しながら。

ただ、今回は11月4日に決めたということで、まず皆さん方もとにかくやってくれと。夏祭り、秋祭りをやってほしいという話もありましたので、今回そういった形でやっておりますが、しっかり今回の結果を踏まえて、削減するところは削減すると。そういったことで、また考えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○議長（中川公則君） 10番野田議員。

○10番（野田祐士君） 町長の御回答ありがとうございました。

いずれにいたしても、今まで900万円でやっていたものを今回2,287万円でやるということですので、だいぶ盛大なものになるのかと思っておりますけれども。ただ岩本課長、先ほど言われた、総括すると。これって重要なことで、いろんなことを精査していただきたいと、金額も変えていただきたいと。

もしよければ、私一般質問でも言いましたけれども、夏祭りの900万円の予算を上げてくれと

いう一般質問させていただいております、たしかですね。なぜかという、精査できてなかったから、商工会大変苦慮されていたという意味で精査してくださいと。今回は2,300万円に上げて、来年精査するということですので、しっかりと精査をしていただきたいと思っております。

質問は以上までですけれども、最後に一つだけ、今まで900万円でやられていた商工会様に対して、町のほうからどのような話をされているのか。今度の予算について、補正について、されているのかを教えてくださいたいと思います。最後の質問です。

○議長（中川公則君） 岩本産業振興課長。

○産業振興課長（岩本武継君） 産業振興課岩本です。10番野田議員の3回目の御質問、商工会さんにこの件について、予算関係とか夏祭りの件で、こういった形で伝えたのかということですね。

今現在におきましては、まだ、この補正予算の内容については伝えておりません。こういったイベント内容については、商工会の事務局とかと話をしておりますけれども、あくまでも、この補助金の補正予算が承認されないことには、実際やれるのかやれないのかということにかかってくるものですから、この議会終了後、採択をいただけるのでありましたら、今後、9月19日に夏祭り実行委員会の役員会を予定しております。

その中には、副会長であります住永商工会長様も出席される予定となっております。その中におきまして、この補正予算が承認された旨をお話して、内容については、この予算が通ったことによって、こうこうこういったイベント内容となりますということが御報告できるものと思っております。それをもって、商工会長様が商工会様のほうに伝達いただければと思っております。以上でございます。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

8番吉村議員。

○8番（吉村建文君） おはようございます。吉村です。議案第56号、令和6年度益城町一般会計補正予算書中、ページ数が20ページ。土木費都市計画総務費18節の負担金補助及び交付金について、戸建木造住宅耐震改修等事業補助金で200万円計上されておりますけれども、昨日の説明もちょっと分からなかったもので、これ2件分で200万円というふうに言っていたらと思うんですけども、正確なところをよろしくお願いいたします。

それから、5目の公園費、公園施設修繕費で241万円が計上されております。これも具体的にはどういったことなのか教えてくださいたいと思います。

それから10款教育費1目学校管理費で、小学校施設整備設計・調査等業務委託料で220万円計上されております。これも具体的にどういったことなのかお知らせください。

それから、教育費で9目交流情報センター運営費、需用費で863万円計上されております。この光熱水費で500万円計上されているのは、これは一体どういうことなのか。当初予算で光熱費等も計上されていると思うんですけども、どうしてこの500万円が追加になったのか知りたいと思います。修繕料は中央制御盤の修理というふう聞いておりますけれども、これも詳しく御

説明をお願いいたします。以上です。

○議長（中川公則君） 齊藤都市計画課長。

○都市計画課長（齊藤計介君） 都市計画課長の齊藤です。8番吉村議員の御質問にお答えいたします。

議案第56号、令和6年度益城町一般会計補正予算（第2号）中、ページ数20ページ、8款土木費4項都市計画費1目都市計画総務費の18節負担金補助及び交付金の200万円、戸建木造住宅耐震改修等事業の補助金の詳しい内容ということで、よろしかったでしょうか。

この戸建木造耐震改修等の補助金につきましては、昭和56年以前に建築された旧耐震設計の木造住宅ですね、熊本地震で被災を受けた木造住宅を診断されまして、その基準に満たないものを新耐震の基準に見合うような改修を行う際に、最高額で上限100万円を補助するものです。当初予算でも、この補助金は計上しておりましたが、今回当初予算を上回り2件分の申請がございましたので、上限100万円の2件分200万円を今回計上しております。この補助金の予算の内訳としましては、2分の1が国の補助ということになっております。

次に、5目公園費10節需用費、公園修繕料240万円の使用の目的についてだと思えますけれども、今回公園の緊急性を要する修繕箇所がございました。具体的には、防球ネットの破損している箇所がありますので、子どもたちがボール等で遊ぶ際に場外へ出てしまいますと、家屋に被害があったり、通行人さん等に被害を及ぼす可能性がございますので、その防球ネットの修繕。それから公園に手すりが設置されている箇所がございますが、その手すりが破損しているところの修繕。それからまた、秋津川の河川公園に看板等がございますが、看板がちょっと倒れるような老朽化したものがございますので、その改修等。

もろもろ7か所ぐらいございますので、緊急性がある部分について、7か所の修繕費を今回計上させていただいております。説明は以上になります。

○議長（中川公則君） 内村学校教育課長。

○学校教育課長（内村康成君） 学校教育課の内村です。8番吉村議員の御質問にお答えいたします。

議案第56号、令和6年度益城町一般会計補正予算（第2号）、歳出ページ21ページ、10款2項1目12節委託料の内容について、お答えいたします。

こちらにつきましては、次ページの一番上に、工事費のほうで上程しております4,950万円、飯野小学校の給水施設の整備工事に伴いまして、こちらの工事の監理の委託料になります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村康広君） 生涯学習課長の中村です。8番吉村議員の御質問にお答えさせていただきます。

議案第56号、令和6年度益城町一般会計補正予算書（第2号）の23ページ、歳出10款6項9目交流情報センター運営費の10節需用費の光熱水費500万円についての、まず1点目の御質問かと

思います。

こちらについては、交流情報センターの電気代不足ということで計上させていただいております。昨年までは、総合運動公園の電気代は、全体として総合運動公園の指定管理者がお支払いをしておりました。令和6年度から、今年度からは交流情報センター分につきましては、当初予算に計上し、交流情報センターで支払いを行うこととなっていました。電気料の高騰等により電気代が不足したための補正予算として計上させていただくものでございます。

次に、同じく需用費の修繕料363万円についての御質問にお答えさせていただきます。こちらは交流情報センター中央制御盤取替え修繕費の不足ですが、交流情報センターの空調設備が今年7月に故障しました。夏場ですので、急遽交流情報センターの中央制御盤取替え修繕費用から流用し、応急的に修理を行ったことにより、当初予算として確保しておりました交流情報センター中央制御盤取替え修繕費が不足したため、今回補正として計上させていただいたものです。以上となります。

○議長（中川公則君） 8番吉村建文議員。

○8番（吉村建文君） 1回目の回答ありがとうございました。都市計画総務費の200万円ということで2件分ということで、回答いただきましたけれども、当初予算では補助金は幾ら計上してあったのでしょうか。で、累計で何件補助金がなされたのか、それをお聞きしたいと思います。

それから、交流情報センターについては、電気代が不足というのはあまりにも積算が甘いんじゃないかと思っておりますので、その辺はしっかり、今後このようなことがないようによろしくお願いいたします。

それでは、2回目の質問の回答をお願いいたします。

○議長（中川公則君） 齊藤都市計画課長。

○都市計画課長（齊藤計介君） 都市計画課の齊藤です。8番吉村議員の2回目の御質問にお答えいたします。

戸建木造耐震改修等の補助金、当初予算では幾らだったのか、何件分を見込んでいたのかということですが、当初予算では468万円を見込んでおります。これは耐震木造を改修するための、まず調査が必要になりますが、調査だけですと町の補助金が6万8,000円というふうになっておりまして、調査を行って耐震改修をする必要があるという家屋に対してのみ改修を行った場合、上限100万円の補助ということになっております。

例年の申請数からしまして、当初予算の468万円ということで、上限100万円の改修につきましては4件分を見込んでいたところではございますけれども、今回はそれを上回る件数の申請があったということで、この耐震改修につきましては、今後の地震等にも備えていただくためには必要なものということになりますので、上限を超えた2件についても、今回申請されたものに対して補助をしたいというふうな考えでございます。以上です。

○議長（中川公則君） 8番吉村議員。

○8番（吉村建文君） ありがとうございました。ということであれば、累計では4プラス2で

6件を補助するという事なんですけれども、これはあくまでも申請主義だと思うので、じゃあ、これからまた住宅地震耐震工事をやっていただきたいという住民の方がおられたら、その方について調査をして、また補助金を出すということなんでしょうか。それは可能なんでしょうか。お聞きいたします。

○議長（中川公則君） 齊藤都市計画課長。

○都市計画課長（齊藤計介君） 都市計画課長の齊藤です。8番吉村議員の3回目の御質問にお答えいたします。

今後、また申請があった場合、補助を出すことが可能なのかということです。この財源につきましては、先ほど御説明もさせていただきましたとおり、100万円の補助に対して半分が国の補助ということになっております。県を通じて、その財源につきましては、まず補正が必要な場合は県への要請といたしますか、追加補正の要は要請をすることになりますけれども。まず町の負担の分ですね、2分の1の負担の部分は今、基金のほうを充当させていただいておりますので、今回これ以上に申請があった場合、この申請を行う場合には、耐震のまず調査をやって、それで改修が必要だと。

上限100万円に対して、その申請の方がどれぐらいの改修費に対して、する意欲があるかとかいうことも当然関係してきますけれども、それが工期的にも年度内に終わるのか、それか翌年度までかかるのかにもよりますので、もし新たな申請があった際、国の追加配分が厳しい場合には、翌年度の国補助の分に申請していただくか、もしくは、どうしても急いでやりたいというような申請であった場合は、町の財政サイドとも相談しながら、検討していかざるを得ないのかなというふうに思っております。以上でございます。

○8番（吉村建文君） ありがとうございます。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

15番渡辺議員。

○15番（渡辺誠男君） 15番渡辺でございます。1点だけお伺いいたします。

議案第56号ですかね、議案第56号、令和6年度の益城町一般会計補正予算（第2号）の中の、14ページの歳出の総務費徴税費の中の、12節委託料230万円の減額。固定資産税納税通知書印刷発送委託料の中で230万円減額してありますが、これちょっと説明を聞きましたら、ちょっと詳細な説明をお願いしたいと思います。

○議長（中川公則君） 坂井税務課長。

○税務課長（坂井浩章君） 税務課の坂井でございます。15番渡辺議員の御質問にお答えいたします。

議案第56号、令和6年度益城町一般会計補正予算書（第2号）の14ページになりますが、歳出の2款総務費2項徴税費2目賦課費の12節委託料の固定資産税納税通知書印刷発送業務委託料ということですが、こちらは、当初予算で国が推進する標準準拠システムへの移行を、令和7年の1月に予定しておりましたが、標準仕様の頻繁な変更などによりまして、システムベンダーの開

発等が逼迫し、移行時期が令和7年8月以降に延期されることになりました。

それを受けて、当初令和7年度の固定資産納税通知書は、アウトソーシングによって委託料を予算計上しておりましたが、標準準拠システムの移行延期に伴いアウトソーシングが実施できなくなったために、例年どおり当町でデータ印刷作業を行うことになりましたもので、この委託料の予算230万円を減額し、新たにこちらの需用費の印刷製本費のほうで116万5,000円の計上をさせていただくという、節の組替えをさせていただいた次第でございます。以上でございます。

○議長（中川公則君） 15番渡辺議員。

○15番（渡辺誠男君） ありがとうございます。何か節の組替えと申し上げましたが、これ何か職員のほうでやったから、これだけ減額になったという説明があったかと思いますが、それをもう一度お願いしたいと。

○議長（中川公則君） 坂井税務課長。

○税務課長（坂井浩章君） 渡辺議員、2回目の質問にお答えします。

アウトソーシングで、今回標準システムへの移行に伴って、今までは町のほうで印刷やっていたものを業者に委託するというので、その辺の委託の部分が、こちら230万円から116万5,000円というかなり単価のほうが安くなりましたので、その分の差額が出てきたということになります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 15番渡辺議員。

○15番（渡辺誠男君） ありがとうございます。そうしますと230万円、今後も、今まで、例えばこれ、追加分だったのが減額になったということで、追加じゃなくして計画どおりにやっていたのが減額になったということで、今後はこの230万円の引いた分の委託料だけしかしないということになりますかね。ちょっと、もう1回。

○議長（中川公則君） 坂井税務課長。

○税務課長（坂井浩章君） 渡辺議員の3回目の御質問にお答えします。

はい。先ほど標準準拠システムへの移行ということ、国が推奨しております令和7年度の1月ということ、それに伴っての今回の当初予算でのアウトソーシングによる委託料でございましたので、今回それが8月に延びたので、当初の印刷、自前でやるということでございます。

また、こちらのほうが8月以降でシステムがうまく移行できれば、また同じように今度委託料という形での予算の計上を考えております。以上でございます。

○15番（渡辺誠男君） どうもありがとうございます。以上です。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） ないようですので、これで議案第56号「令和6年度益城町一般会計補正予算（第2号）」から議案第60号「令和6年度益城町下水道事業会計補正予算（第2号）」までの5議案に対する質疑を終わります。

ここで、暫時休憩します。11時15分まで休憩します。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時17分

○議長（中川公則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第61号「令和5年度益城町一般会計決算認定について」から議案第67号「令和5年度益城町水道事業会計利益の処分及び決算認定について」までの7議案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

11番宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） おはようございます。11番宮崎です。

私は議案第61号、令和5年度益城町一般会計決算認定について、3点伺います。

まず、1点目は、ページ4ページ目です。13款地方交付税49億8,751万円の中で、普通交付税と特別交付税の区分け、これが分かりませんので、ぜひ教えていただきたい、こういうふうに思います。さらに、4年度の決算からの普通交付税と特別交付税の増加額が分かれば教えていただきたい。これが1点目であります。

2点目は、5年度の町債残高についてであります。ページ6ページ目の24款町債は31億1,270万円で、同じくページ10ページの12款公債費、これが22億7,011万円であることから、5年度の未償還金は8億4,259万円となっていると思います、計算すると。そこで4年度末の未償還残高、これは中期財政見通しの中で出てきた数字なんです、町債残高は約488億円です。このことから、単純にプラスをしますと、5年度の町債残高は約497億円。こういうふうになると思いますので、これでいいのかどうか、これを教えていただきたいと思います。つまり497億円、これでいいのかどうか。

それから3点目でございます。監査委員の意見書、これでございますけれども、監査委員の意見書が今回印刷して配付されております。これの24ページ目に、24ページをお持ちになっている方はどうぞ見ていただきたいと思いますが、24ページ目の下の段のほうにあります。中間から不用額について、その下に予算の流用等についてと、こういう項目がございます。この予算の流用等について、ここの文面を読みますと、流用が365件、予備費からの流用が38件、計403件で昨年度よりも44件減少していると。計は書いてありませんけれども、大体計算しますとそういうことです。しかし、1,000万円以上の流用が24件であるとのことで、流用の総額、これが幾らになっているのか、これを教えていただきたいと思います。

もう1回言います。1番目の質問は、地方交付税の普通交付税と特別交付税の内訳について。2番目が、5年度の町債残高、これが497億と、こういうふうに計算できるんだけれども、それでいいのかどうか。それから3番目に、監査委員の意見書の中にあります流用。この流用の総額、これについて教えていただきたい。この3点だけ質問をします。よろしくお願いします。

○議長（中川公則君） 藤田企画財政課審議員。

○企画財政課審議員（藤田智久君） 企画財政課の藤田でございます。11番宮崎議員の御質問にお答えいたします。

議案第61号、令和5年度益城町一般会計決算認定についての中でございます。まず、1点目は、地方交付税の令和4年度、それから令和5年度の推移についての御質問でございました。金額を申し上げます。100万円単位で申し上げますが、普通交付税につきましては、令和4年度が約40億2,000万円でございます。令和5年度につきましては、41億3,000万円でございます。増減といたしましては、1億1,000万円ほど増額しているところでございます。

次に、特別交付税が令和4年度は8億1,800万円、令和5年度が8億5,300万円、3,500万円ほど増額をしております。合わせますと、交付税のみで1億4,500万円ほど増額をしているというところでございます。

それから次に、地方債残高のことにつきましても御質問をいただきました。令和4年度の地方債残高、こちらが488億4,200万円という残高になっております。それから5年度末の起債の残高が498億5,400万円というふうになっております。増減といたしましては、10億1,200万円の増額ということでございます。

それから3点目で、監査委員の御意見を踏まえまして、令和5年度の流用・充用について御質問がございました。まず、件数といたしましては403件の流用・充用がございまして、金額は合計いたしますと、7億5,439万5,000円でございます。以上でございます。

○議長（中川公則君） 11番宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） 今答弁いただきました。まず、地方交付税につきましては、普通交付税と特別交付税、これの数字、それから4年度から5年度の推移。これについては了解をしました。よく分かりました。

それから、2番目の5年度の町債残高につきましても、一応、4年度末の約488億円から10億円プラスになっていると。こういうことで、5年度末の残高は498億円、こういうことだろうと思います。これで、よく分かりました。

続きまして、3番目の監査委員の話の中で流用の総額、これが7億、ちょっとよく分からなかったんですが5,000万円。まあ7億という話なんですが。これは、当然不用額の中から流用は使われていると、こういうふうに思います。ですから、最終的に予算で計上されたのを執行して、つまり執行済額といいますかね、から不用額が最後に残るんですが、その不用額の中から流用が使われておりますので、執行率というのは、最終的に流用で使った分も含めて執行率という形に出ているんじゃないかと思いますが、これについてはいかがでしょうか。もう一度お尋ねをします。

○議長（中川公則君） 藤田企画財政課審議員。

○企画財政課審議員（藤田智久君） 企画財政課の藤田でございます。11番宮崎議員の2回目の御質問にお答えいたします。

執行率と、それから流用の関係につきましても御質問であったかと思っております。この執行率は、

流用を行った金額、流用後の金額を基にした率が執行率ということになります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 11番宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） 分かりました。要は、予算で計上されたのを執行し、残ったのが不用額。その不用額の中から流用に転用されるので、その転用された分も含めて執行率のほうに入っていくと。こういうことでした。ですから、当然、執行率は約5億円ですかね、7億円。7億円が執行に含まれているということになるかと思います。

そこで最後の質問なんですが、最後に、この監査委員さんの意見書の中でちょっと気になったのがございましたので、これについて最後の質問とします。

この24ページの下から3行目なんですが、これまでの指摘と同様、予算の計画性、意義を考えさらなる是正を図り、特に高額な流用に関しては、これは1,000万円を大体高額とこういうふうに言っとるんですが、ついては事業計画の調整や予算管理に十分努めた上で慎重に行っていただきたい。また、流用等の事務処理等に誤りがないかのチェック体制の強化をお願いしたいと。これが今回、出てきたんですね。これはどういう意味なのか。

つまり、流用等の事務処理等に誤りがないかのチェック体制の強化をお願いしたい。このことについて、執行部のほうとして心当たりがあるならば、ちょっと教えていただきたい、こういうふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（中川公則君） 藤田企画財政課審議員。

○企画財政課審議員（藤田智久君） 11番宮崎委員の3回目の御質問にお答えいたします。

益城町一般会計・特別会計歳入歳出の決算に対する監査委員からの御意見の中で、24ページの下から3行でございますけれども、「これまでの指摘と同様、予算の計画性、意義を考えさらなる是正を図り、特に高額な流用に関しては事業計画の調整や予算管理に十分努めたうえで慎重に行っていただきたい。また、流用等の事務処理等に誤りがないかのチェック体制の強化をお願いしたい」ということでございます。

特に、高額な流用に関しては、できるだけやはり控えたほうがいだろうというような御意見も含まれているかと思いますが、やはり事業を行っていく中で、やむを得ず流用を行うということもございますので。しかしながら、できるだけそこは事業計画の調整であったり、また予算の管理に十分努めて、そこはできるだけ控えるようにしたほうがいいのではないかという御提言であると、御意見であるというふうに、まず捉えております。

それから、流用等の事務処理等に誤りがないかチェック体制ということでございますが、これは具体的な誤りの内容が記載されているわけでございませぬが、流用という執行の手続の中の一つで、これは予算に当初組んであるものを別の用途に流用をするという手続になりますので、その手続については誤りがないよう、しっかりとチェックをしてくださいというような御意見であるというふうに捉えております。以上でございます。

○11番（宮崎金次君） ありがとうございます。ちょっとニュアンスが違うんですけどね、は

い。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

10番野田議員。

○10番（野田祐士君） 10番野田です。今回決算認定について、1点だけ質問と教えていただきたいところをよろしくお願いします。

今回の決算書の中で不納欠損が上がっております。不納欠損の推移、流れですね、がもし分かれば教えてください。

○議長（中川公則君） 坂井税務課長。

○税務課長（坂井浩章君） 税務課の坂井です。10番野田議員の御質問にお答えします。

今回の不納欠損の推移ということでの御質問かと思えます。

議案第61号、令和5年度益城町一般会計歳入歳出決算書の15ページになります。益城町一般会計歳入歳出事項明細書の歳入ですが、令和5年度の町税の不納欠損額は、425万6,866円と計上させていただきます。

うち、税目別に不納欠損額は、まず個人の町民税でございます。1款町税1項町民税1目個人2節の滞納繰越分の不納欠損額が、235万9,972円ということで計上させていただきます。これが法別の、税法上の内訳として、まず滞納処分の執行停止後3年ということで、これは第15条の7第4項をしたものが、32件の金額が105万3,573円ということです。

続きまして、即時停止。第15条の7第5項をしたものが、これは死亡、倒産ということになりますけれども、これが2件で5,898円。執行停止後3年経過する前に、5年の時効が到来した18条の1、時効優先になりますけれども、こちらが31件の103万501円ということです。課税から単純に時効が到来したものはございません。合わせて個人町民税の不納欠損額が235万9,972円、計65件ということになります。

続きまして、法人町民税になります。1款町税1項町民税2目法人2節滞納繰越分の不納欠損額が3件、15万円でございます。こちらも地方税法上の条件内訳は、即時停止第15条の7第5項のしたものが、こちらについてはございませんでした。執行停止後3年経過する前に5年の時効が到来したものが、2件で10万円でございます。また、滞納処分の執行停止後3年経過、第15条の7第4項をしたものが1件で5万円。合わせて15万円ということになります。

続きまして、固定資産税になります。固定資産税の1款町税2項固定資産税1目固定資産税1節現年課税分の不納欠損額が、14万500円と計上させていただきます。税法上の内訳ですけれども、即時停止、法的には第15条の7第5項をしたものが6件で、14万500円でございます。これについては、本人死亡により相続人がいないために即時停止をしたということでございます。

続きまして、固定資産税の1款町税2項固定資産税1目固定資産税2節滞納繰越分の不納欠損額が、116万7,433円となっております。こちらの税法上の内訳でございますけれども、滞納処分の執行停止後3年経過した第15条の7第4項をしたものが30件で、56万5,133円となっております。

続きまして、第15条の7第5項即時停止です。こちらが24件の32万6,800円。執行停止後3年経過する前に5年の時効が到来した18条の1をしたものが、17件の27万5,500円ということで、合わせて116万7,433円となっております。

続きまして、軽自動車になります。1款町税3項軽自動車税2目種別割2節の滞納繰越分の不納欠損額が43万8,961円となっております。こちらの税法上の条件内訳は、滞納繰越分執行停止後3年経過の第15条の7第4項をしたものが26件で20万4,500円となっております。また、執行停止後3年経過する前に5年の時効が到来した第18条の1をしたものが、39件で23万4,461円。こちらについて、町税に関しましては、課税から単純に5年の時効が到来したものはございません。いかに時効を完了していくかということ、常に業務のほうで踏まえながら事務を進めております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 齊藤都市計画課長。

○都市計画課長（齊藤計介君） 都市計画課の齊藤です。10番野田議員の御質問にお答えします。

議案第61号、令和5年度益城町一般会計決算認定についての中で、不納欠損の内容ということですが、住宅関係では、ページ数21ページになります。16款使用料及び手数料1項の使用料4目土木使用料2節住宅使用料で、令和5年度分の不納欠損額が246万7,100円でございます。

その内容につきましては、昨年度、令和5年6月の定例議会において承認いただきました、亡くなられた方の相続人からの債権放棄ということで不納欠損になったものが、1件の182万8,600円です。それから、破産申立てにより不納欠損となったものが、1件で22万6,800円、既に亡くなれた相続人からの時効の援用申出があったものが、2件で41万1,700円の計4件分でございます。

推移につきましては、その一昨年前、令和4年度分が125万6,000円でございます。以上でございます。

○議長（中川公則君） 10番野田議員。

○10番（野田祐士君） 詳細な説明ありがとうございます。不納欠損を毎年聞かせていただいているんですけども、これ不納欠損は、納税義務者の不公平性を生むと思っておりますので、基本的には0、解消するものだという思いでおります。もちろん今、執行部のほうでも、いろいろな取組行われておると思うんですけども、代表してでも結構ですけども、不納欠損、いわゆる滞納とか納税いただけない方に対する今の取組と、今後さらにこのような取組を行いたいというものがあれば、教えていただきたいと思っております。

○議長（中川公則君） 坂井税務課長。

○税務課長（坂井浩章君） 税務課の坂井です。2回目の10番野田議員の御質問にお答えします。

現状の取組ということですが、令和6年度4月から組織的に納税係から債権係ということで名称を変えて、人員も増やしていただいて、極力、現在の滞納繰越を圧縮するということがスタートしております。現在も差押え等はかなりやっておりますので、それで執行部としても圧縮につながればということで、今取り組んでいるところでございます。

あと滞納されている方は、やはりそれぞれ背景というか、資産あるいは給与体系、家族の構成とか、いろいろ違いますので、私たちもアプローチしていく上では、一人一人の案件をどうするかということで課内、係内でもんで、そこで対応をしておる次第でございます。もちろん財産調査なりを行った上で、何も換価できるものがなかったりとかする場合には、やはりこの法令上に基づいた執行停止あたりをせざるを得ないというのが、今の現状でございます。

ただ極力、議員が御指摘されているように、そこは何とか分納とか納税相談、そこも含めて両輪で今後やって、滞繰が少しでも減少できるように取り組んでいきたいというふうに思っております。以上でございます。

○10番（野田祐士君） しっかり取り組んでいただけているとは思っておりますので、またさらに、御苦勞かけますけれども、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

13番中村議員。

○13番（中村健二君） 13番中村です。議案第61号、令和5年度益城町一般会計決算認定の中から1点だけお伺いします。ページ数でいうと32、33ですね。33の23款諸収入4項貸付金元利収入1目貸付金元利収入。この中の1節の貸付金元利収入について、ちょっとお伺いします。

これは災害援護資金貸付金だと思いますけれども、これ予算現額のほうでは、元利収入のほうで1,087万6,000円で、収入済額のほうで1,112万5,497円ということで、予算現額よりも収入済額が増えておりますが、これはもういいことですが、ただ、昨年の返済額、収入済額が1,547万5,000円ぐらいになっているんですね。

ということは、今回の収入済額というのが400万円以上、ちょっと減っているんですが、これについては、結局もう返済を終了した人がおって減ったのか、それとも返済未納者というんですか、返済ができなかった人が多くなって、こんだ金額が少なくなったのか、どっちなのか。その辺がちょっと、収入済額が。減額は1,000万円ですから減額よりも増えているけれども、昨年からすると400万円ぐらい減っているということは、それだけ、もう支払済になったことが増えたのかどうなのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（中川公則君） 菊川福祉課長。

○福祉課長（菊川和幸君） 福祉課長の菊川です。13番中村議員の御質問にお答えします。

令和5年度益城町一般・特別会計歳入歳出予算決算書の33ページ、23款4項1目1節貸付金元利収入の災害援助資金貸付金収入についてお答えします。

こちらについては、議員御指摘のとおり、災害援護資金の貸付金の収入分になるんですが、昨年度、令和5年度については、80件中45件が完済しているというところでございますが、ちょっとその詳細の数字については、今はちょっと現在手元に資料ございませんので、そのどちらがどうかというのが、ちょっとすいませんが、お答えが今のところできないような状態でございます。申し訳ございません。以上でございます。

○議長（中川公則君） 13番中村健二君。

○13番（中村健二君） 失礼しました。これはうちの福祉委員会のあれでした。そうじゃないかなと思いつつ、ちょっと一時やめようかと思ったんですけど、やっぱり聞いてみようと思いましたが、これでまた、その答えは福祉委員会のほうでいただければ結構だと思います。

それと、この収入未済額がどんどん増えてくるわけですが、この取扱いについては、どうなっていますか。この未済額、これ時効というのではないだろうと思いますが、ずっと増えてきた場合、これが国に返還せないかんですけれど、町が立て替えて払うのかどうか。どうなっているのか、その辺ちょっとお伺いしたいと。

○議長（中川公則君） 菊川福祉課長。

○福祉課長（菊川和幸君） 福祉課長の菊川です。13番中村議員の2回目の質問にお答えします。

先ほどの件ですが、収入未済額についての取扱いということですが、こちらの災害援護資金の貸付金については、償還期間10年というところになっておりますが、据え置き期間は3年ということですが。

すいません。こちらについても、支払いができなかった分について、どのように取扱いということについては、すいません、先ほどの質問と同様に、常任委員会のほうでまた説明させていただきます。申し訳ございません。

○13番（中村健二君） じゃあ常任委員会のほうで答弁いただきますので、どうも失礼しました。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） ないようですので、これで議案第61号「令和5年度益城町一般会計決算認定について」から、議案第67号「令和5年度益城町水道事業会計利益の処分及び決算認定について」までの7議案に対する質疑を終わります。

次に、議案第68号「益城町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」から、議案第74号「熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について」までの7議案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第68号「益城町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」から、議案第74号「熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について」までの7議案に対する質疑を終わります。

お諮りします。

議案第56号「令和6年度益城町一般会計補正予算（第2号）」から議案第74号「熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について」までの19議案、並びに請願第1号「家族従業者の働き分を認めない所得税法第56条の廃止を求める意見書提出の請願」、及び請願第2号「町民憩の家存続について請願」については、お手元に配付しております常任委員会付託区分表のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議はありますか。

(異議なしの声あり)

○議長(中川公則君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号「令和6年度益城町一般会計補正予算(第2号)」から議案第74号「熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について」までの19議案、並びに請願第1号「家族従業者の働き分を認めない所得税法第56条の廃止を求める意見書提出の請願」、及び請願第2号「町民憩の家存続について請願」については、お手元に配付しております常任委員会付託区分表のとおり、各常任委員会に付託します。

議案の詳細につきましては、各常任委員会において十分審査をしていただきたいと思います。

以上をもちまして、本日の日程を終了しました。これにて散会いたします。

散会 午前11時55分

9 月 11 日（水曜日）

令和6年第3回益城町議会定例会会議録

1. 令和6年9月9日午前10時00分招集
2. 令和6年9月11日午前10時00分開会
3. 令和6年9月11日午後3時07分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 益城町議会本会議場
6. 議事日程

日程第1 一般質問

- 5番 富田徳弘議員
- 8番 吉村建文議員
- 4番 上村幸輝議員
- 3番 西山洋一議員

7. 出席議員（17名）

- | | | |
|-----------|------------|-----------|
| 1番 坂井金次郎君 | 2番 木村正史君 | 3番 西山洋一君 |
| 4番 上村幸輝君 | 5番 富田徳弘君 | 6番 下田利久雄君 |
| 7番 松本昭一君 | 8番 吉村建文君 | 9番 甲斐康之君 |
| 11番 宮崎金次君 | 12番 坂田みはる君 | 13番 中村健二君 |
| 14番 稲田忠則君 | 15番 渡辺誠男君 | 16番 荒牧昭博君 |
| 17番 榮正敏君 | 18番 中川公則君 | |

8. 欠席議員（1名）

- 10番 野田祐士君

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

- 議会事務局長 遠山伸也

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

- | | | | |
|----------|-------|--------|-------|
| 町長 | 西村博則君 | 副町長 | 濱田義之君 |
| 教育長 | 酒井博範君 | 政策審議監 | 清田聡美君 |
| 土木審議監 | 持田浩君 | 会計管理者 | 山口拓郎君 |
| 総務課長 | 荒木薫君 | 総務課審議員 | 中山貴文君 |
| 危機管理課長 | 森川博君 | 企画財政課長 | 松本浩治君 |
| 企画財政課審議員 | 藤田智久君 | 税務課長 | 坂井浩章君 |
| 住民課長 | 田上恵美君 | 福祉課長 | 菊川和幸君 |

福祉課審議員	川原 さおり 君	こども未来課長	吉住 由美 君
健康保険課長	吉本 秀一 君	産業振興課長	岩本 武継 君
都市計画課長	齊藤 計介 君	建設課長	竹林 浩幸 君
復興整備課長	水口 清 君	下水道課長	相良 憲二 君
水道課長	豊田 博文 君	学校教育課長	内村 康成 君
生涯学習課長	中村 康広 君		

開会・開議 午前10時00分

○議長（中川公則君） 皆さん、おはようございます。定刻に達しましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、10番野田議員から欠席する旨の届出があつております。

本日の日程は一般質問となっております。

なお、本定例会の一般質問通告者は7名ですので、本日とあした12日の二日に分けて行います。

本日の質問の順番を申し上げます。本日は1番目に富田徳弘議員、2番目に吉村建文議員、3番目に上村幸輝議員、4番目に西山洋一議員、明日12日は、1番目に甲斐康之議員、2番目に坂井金次郎員、3番目に榮正敏議員、以上の順番で進めてまいります。

日程第1 一般質問

○議長（中川公則君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

最初に富田徳弘議員の質問を許します。

5番富田徳弘議員。

○5番（富田徳弘君） 皆さん、おはようございます。5番富田でございます。

今回は、一般質問の機会を与えていただき、ありがとうございます。

質問に先立ちまして、令和6年台風10号による鹿児島県から北海道まで21道県で8名の方が亡くなりました。住家被害も、床上床下浸水も合わせると2,100棟を超える甚大な被害が発生いたしました。お亡くなりになられた方の御冥福と被災された方々にお見舞い申し上げます。

益城町におきましては、総合体育館と保健福祉センターの2か所を避難所として開設され、114世帯207名の方が避難されたと聞いております。幸い、今回の台風による風雨の被害はほとんどありませんでした。しかし、これからも台風の発生は予断を許さない状態であります。町執行部におかれましては、災害に備えた対応をよろしくお願いいたします。

また、本日は、9月定例会の一般質問に際し、お忙しい中、傍聴においでいただきましてありがとうございます。あわせまして、日頃から町議会に対し関心を持っていただきまして、重ねてお礼申し上げます。

それでは、本日はさきに通告しておりました二つのことについて質問させていただきます。

一つ目は、GIGAスクール構想の取組として整備導入した教育ICTタブレット等の活用状況と機器等の更新に関わる予算、財源について。

二つ目は、防災重点農業用ため池に関わる対策についての二つの項目につきまして質問させていただきます。

それでは、質問席のほうに移らせていただきます。

それでは、早速質問させていただきます。

一つ目の質問といたしまして、G I G Aスクール構想の取組として整備導入した教育 I C Tタブレット等の活用状況と、機器等の更新に関わる予算、財源についてお伺いいたします。

まず1点目、令和2年度から整備導入されたタブレット端末の使用に当たっての問題点や活用状況についてお伺いいたします。

文部科学省が提唱したG I G Aスクール構想により、児童生徒に一人1台端末や高速大容量の通信ネットワークなど、学校における I C T環境の整備は、令和5年までの4か年計画が新型コロナウイルスの影響によりスケジュールの大幅な前倒しとなり、本町でも令和2年度中には整備が完了したのではないのでしょうか。そこで、今回の質問は、タブレット端末等の整備導入からこれまでの端末の使用に当たっての問題点や活用状況についてお聞きしたいと思います。

まず、タブレット端末の使用に当たってルール違反などの問題はなかったのか。例えば、授業中に授業と関係のないゲームで遊んでいた。生徒同士、チャットのやり取りの中でふざけた言動をしたといった例はなかったのか。特に心配しているのが、人を傷つけるような内容の書き込みや個人情報をネット上に上げるなどの不適切な利用はなかったのかお聞きいたします。

次に、タブレット端末を使つての授業や家庭との連絡等を実際に活用されている教職員の人の I C T活用状況についてお伺いいたします。教職員の I C T機器を適切に活用するための技術、スキルや知識はどうなのか。教師によっては I C T機器を使うのが苦手で使用を避けてしまうケースなど、 I C T機器を使いこなされていたのか。 I C Tの活用状況において、学級間や学校間に差が出たりはしなかったのか、お伺いいたします。

次に2点目、タブレット端末の更新時期及び更新に関わる予算財源についてお伺いいたします。タブレット端末の更新については熊日新聞に、タブレット端末はバッテリーの劣化により5年程度の更新時期を迎え、25年度から26年が買換えのピークとなる見込みだと載っておりましたが、益城町のタブレット端末の更新はいつからなのか。何年度からの更新を予定されているのでしょうか。また、更新に当たり、これまで使用したタブレット端末の処理についてお伺いいたします。

タブレット端末には児童生徒の個人情報が含まれており、更新の際には情報の漏えい防止のための手だても必要かと思われませんが、端末の処理の際の手だて等は考えておられるのか、お伺いいたします。

次に、タブレット端末の更新に関わる経費予算はどのくらいになるのでしょうか。当初、G I G Aスクール構想の取組として整備導入した教育 I C Tタブレット等については、令和2年度中導入のための補正予算として約3億円が計上され、教育長から本町全ての小中学校の児童生徒及び教職員に対し、一人1台のタブレット端末約3,600台を整備する予定であるとの説明を受けました。

それでは、今後タブレット端末等の機器の更新に当たってどれぐらいの経費がかかるのか。タ

タブレット端末の導入に当たっては、新型コロナの感染拡大と相まって、交付金等の財政措置がありました。これからの更新に際しかかる経費予算はどれぐらいになるのでしょうか。また、その財源等はどうするのかお伺いいたします。

以上、一つ目の質問といたしまして、1点目、タブレット端末の使用に当たっての問題点や活用状況において。2点目、タブレット端末の更新時期と端末を処理する際の手だて及び更新に関わる予算財源についてお伺いいたします。

○議長（中川公則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） おはようございます。本日からの一般質問、お世話になります。

さて、5番富田議員の一つ目の御質問の1点目、タブレット端末の使用に当たっての問題点や活用状況についてお答えします。

町で導入したタブレット端末にはモバイル管理システムを取り入れており、町が指定したアプリソフト以外のものを自由にダウンロードできないように設定しております。また、ウェブセキュリティソフトも導入しております。エックスやフェイスブック等のソーシャルネットワーキングサービスや児童生徒に不適切なサイトにはアクセスができないようになっております。

しかしながら、インターネット上には、これらの制限設定を回避して不正使用する方法が回っておりまして、全国的にその情報をもとに設定を逸脱する児童生徒がいるのも事実でございます。本町におきましても、実際に制限設定を出し、モバイル管理システムが該当端末を感知した事例も発生しております。教育委員会ではこのような事例が発生した場合には、その情報をもとに各学校と連携し、該当端末を回収し、再設定を行うとともに、該当する児童生徒に使用方法を個別に指導し、再発防止に努めているところでございます。

また、児童生徒が使用するモバイル端末は、町が貸与しているタブレット端末以外にも自己所有のスマートフォン等があり、こちらのほうがソーシャルネットワーキングサービスのトラブルのリスクが高いものと認識しております。このため、町では情報モラル教育についても力を入れているところでございます。

次に、タブレット端末を実際に使用している教職員のICTの活用状況についてお答えします。

本町では、令和2年度のタブレット端末導入時から、毎年、町内小学校教職員を対象としたタブレット端末の操作研修を行っております。また、令和3年度から各小中学校の情報担当教職員で構成する教育ICT部会を発足し、各学校におけるタブレット端末の活用事例の紹介、共有、勉強会等を行うことで、スキルの向上や知識の共有を図っているところでございます。特に英語教育におきましては、ICT機器を活用した小中連携の取組が積極的に推進されております。

加えて、事業に限らず、様々な機会にタブレット端末を活用した教職員会議を行うとともに、ICTの支援員による授業支援を活用することで、得意な教職員と苦手意識のある教職員とのスキルの差を埋める取組も行っております。このような活動の継続性が認められ、町内の全小中学校が日本教育工学協会が認定する学校情報化認定校に認定され、町も学校情報化認定先進地域に認定されたところでございます。

今後も教職員のICTの技術の向上に努め、日常の教育活動において有効活用できますよう引

き続き取り組んでまいりたいと考えております。

次に、一つ目の御質問の2点目、タブレット端末の更新時期と、端末を処理する際の手だて及び更新に係る予算財源についてお答えします。

本町では、令和2年度にタブレット端末を導入してから5年が経過しようとしておりまして、令和7年度中の更新を計画しております。また、タブレット端末更新時のデータ処理につきましては、令和2年度に締結した契約において情報セキュリティに関する条項を定めており、個人情報等のタブレット端末及びクラウドステージ内のデータは完全消去することとなっております。その消去作業につきましては、町としてしっかりと確認を行いながら実施してまいります。

最後に、更新に係る経費及び予算につきましては、国のタブレット端末の更新に係る補助基準は、児童生徒数分のタブレット端末の購入費が対象となっております。1台当たり補助上限額は5万5,000円となっております。なお、今回から新たに児童生徒数の15%までの予備機の購入費を補助対象に上乘せすることが可能となりました。しかしながら、5万5,000円の補助限度額を超えた端末の購入費用分と教職員分につきましては、前回同様、補助対象外となっております。この部分につきましては町の一般財源からの支出となります。

そのような状況の中で、現在、児童生徒数を注視しながら、導入台数について慎重に検討を行っているところです。導入するタブレット端末は既存のものと同等の性能を想定しておりますが、更新に係る予算規模につきましては、物価の動向が予測できないためこの場での詳細の回答は難しい状況です。今後、端末の価格の上昇や児童生徒の増加も想定されるため、更新に係る予算及び財源につきましては、前回同様もしくはそれ以上の規模になるものと考えております。

教育委員会としましては、今後の国の動向や周辺自治体の更新状況を注視するとともに、タブレット端末や通信手段等につきましても情報収集を行いまして、最適なタブレット端末の更新に努めてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（中川公則君） 5番富田議員。

○5番（富田徳弘君） 一つ目の質問、GIGAスクール構想の取組として整備導入した教育ICTタブレット等の活用状況と機器等の更新に関わる予算財源についての御答弁ありがとうございます。

1点目の令和2年度から整備導入されたタブレット端末の使用に当たっての問題点や活用状況において、タブレット端末の使用に当たっての問題点については、制限設定を逸脱したケースもあったが、学校と教育委員会が連携し、個別指導を行うなど再発防止に努めている。

また、端末以外にも自己所有のスマートフォンはトラブル等のリスクが高く、情報モラル教育についても力を入れているということで、引き続き、児童生徒が犯罪事件等の被害に巻き込まれることがないように指導をお願いしたいと思っております。

それでは、次に、教職員のICTの活用状況については、学級や学校間で活用状況に差があること。教職員のICT活用指導力を向上させる必要があることといった課題も挙げられていることから、お聞きしましたが、教育長の答弁で、各学校の情報担当の教職員で構成する教育ICT部会を発足し、技術、スキルの向上や知識の共有を図り、得意な教職員と苦手意識のある教職員

とのスキルの差を埋める取組も進めているということで、ICTを活用した学習をさらに充実したものとなるように取り組んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。

2点目のタブレット端末等の更新に当たっての対応ですが、タブレット端末等の更新の時期は令和7年度中を計画し、更新時のデータ処理については、消去作業も町としてしっかり確認を行いながら実施するとのことですので、個人情報等については、特にデータの漏えいがないよう万全を期していただきたいと思います。

次に、タブレット端末等の更新に関わる予算財源についてですが、国のタブレット端末の更新に関わる補助基準は、児童生徒数の購入費が対象で、1台当たりの補助上限額が5万5,000円というのは分かりました。購入台数については、児童生徒数の増減もあり、慎重に検討している。購入するタブレット端末の価格については、物価の動向が予測できないため回答は難しい。更新に関わる予算及び財源については、前回同等もしくはそれ以上の規模になるものと考えているとの答弁であったかと思えます。

そこで、2回目の質問は、タブレット端末等の更新に関わる予算財源について改めてお聞きいたします。

まず、更新に関わる予算について、更新する台数と端末の価格が予測できない。端末の価格については、物価の動向が予測できないため、回答は難しいとのことでした。

例えば更新する台数と端末の価格を令和2年度に導入された際の台数と価格で計算した場合、どのくらいの額になるのでしょうか。

次に、財源についてですが、前回導入した際には、コロナの交付金等も充当し整備されたと思いますが、前回、導入時に一般財源からの支出額はどうか。7年度に計画している端末の更新に関わる経費について、1台当たりの補助上限額5万5,000円を超えた分は一般財源からの支出となるとのことですので、これも令和2年度に導入された際の台数と価格で計算した場合、どのくらいになるのでしょうか。

2回目の質問整理しますと、更新に関わる予算について令和2年度中に導入された際の端末の台数と価格で計算した場合、どのくらいの額になるのか。端末1台当たりの補助上限額5万5,000円として一般財源からの支出額はどうか。前回導入時において一般財源からの支出額はどうか。

以上3点について再度お伺いいたします。

○議長（中川公則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 5番富田議員の一つ目の御質問の2点目の2回目、令和2年度に導入した際の端末の台数と価格で計算した場合の更新費用、端末当たりの補助上限5万5,000円とした場合の一般財源からの支出額及び前回導入時の一般財源からの支出額についてお答えします。

まず、令和2年度に導入した際の端末の台数と価格で計算した場合の更新費用及び前回導入時の一般財源からの支出額につきましては、令和2年度のタブレット機器導入費用が約2億2,000万円で、その内訳は国からの補助が1億4,700万円、一般財源は約7,300万円となっております。

次に、端末当たりの補助上限5万5,000円とした場合の一般財源からの支出額につきましては、

令和7年度の更新に際しまして、児童生徒数、教職員に予備分を加えた約4,000台の導入を想定しておりまして、これを令和6年度の国補助上限単価を用いて、令和2年度のタブレット機器購入実績額で試算した場合は、導入費用は約2億4,000万円となります。その内訳は、国からの補助が約2億円、一般財源が約4,000万円となります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 5番富田議員。

○5番（富田徳弘君） 2回目の答弁ありがとうございました。

1回目の答弁で、更新する台数と端末の価格が予測できないとのことでしたので、購入台数と価格を導入の際の台数、価格で改めてお聞きしたところでございます。

ただいまの答弁で、令和2年度の導入の際、タブレット機器の購入費用は約2億2,000万円、その内訳は国の補助が約1億4,700万円、一般財源が約7,300万円。令和7年度の更新では、児童生徒と教職員数プラス予備分を合わせて約4,000台の購入を想定している。本年度の児童生徒数と令和6年度の国補助上限単価を用いて、令和2年度の購入実績額で試算した場合、購入費用は約2億4,000万円。国の補助が約2億円、一般財源が約4,000万円との答弁であったかと思えます。

私がタブレット機器の更新において心配していたのが、質問の冒頭でも述べましたが、令和2年度の導入に当たっては新型コロナの交付金等の財政措置があったのが、これからの更新についての財政措置はどうなるのか、また、文部科学省のGIGAスクール構想は、当初、令和2年度から令和5年度までの4か年計画であったのが、新型コロナの影響によりスケジュールも前倒しとなり、令和2年度中には整備が完了するなど、機器の更新時期も単年度に集中することで、かかる経費予算がどうなるのか心配してお聞きしたところでございます。

GIGAスクール構想によって、児童生徒一人1台のタブレット端末が整備され、新しい学習の形が広がっています。益城町においてICTを活用した学習をさらに充実したものとなるよう取り組んでいただきますようお願いいたします。二つ目の質問に移りたいと思います。

それでは、二つ目の質問。二つ目の質問、防災重点農業用ため池に関わる対策について2点お伺いいたします。

まず、1点目、町内にある防災重点農業用ため池として指定された15か所のうち、補修、改修等の防災工事が必要と判断された14か所のため池についてお伺いいたします。

農業用ため池の管理保全については、昨年9月定例会で質問し、防災重点農業用ため池として指定された15か所中14か所で堤体や洪水吐、取水放流設備などの対策工事が必要な状況となっている。補修改修工事は、優先順位や対策時期を定めた町防災工事等推進計画を作成して進めている。また、小池の椎の木迫の堤については漏水もあり、緊急な対策が必要な状況であることから、調査測量など対策工事に関わる所要の経費を補正予算として計上した。予算の承認後、営農に影響がない時期を考慮し、対策を講じるとの答弁でした。

そこで1点目としてお聞きしたいのは、防災工事が必要と判断された14か所のため池の防災工事等推進計画はどうなっているのか。特に漏水もあり、緊急な対策が必要な状況である椎の木迫の堤の対策工事はどうなっているのか、現在の状況についてお伺いいたします。

次に2点目として、防災重点農業用ため池の水位計や監視カメラの整備についてお伺いいたし

ます。

これにつきましても、昨年9月定例会の一般質問で、大雨の際、ため池の貯水量、水位を確認するために現場に出向くのは危険が伴うので、水位を遠隔で確認できるシステムを導入してはどうだろうかと提案し、西村町長から、システムの導入については先進地の事例などを参考にしながら財政面も含め研究するとの答弁をいただきました。今回もため池管理システム導入について再度質問させていただきます。

ため池の管理システムについて、私も先進事例等をいろいろと調べてみました。熊本県内での事例は見つけることはできませんでしたが、お隣の大分県においては、令和4年度から水位計や監視カメラの整備事業が進められているようで、令和5年度から24か所に遠隔での監視が可能となる大分県ため池管理システムの運用が開始されているようです。

この大分県ため池管理システムについて簡単に紹介しますと、システム設置による管理者のメリットとして3点挙げられております。1点目、管理者は常時、ため池の水位データや洪水吐に流木やごみがたまっていないかなど、現地の画像をスマホ等で確認できる。2点目、大雨時において、現地に出向かなくても、水位の変動等ため池の状況を確認できること。3点目、地域住民もシステムの情報をもとに自主的な避難に活用できるなどがメリットとして挙げられております。

今年の梅雨期や8月末の台風10号におきましては、益城町においては幸いにも大雨による災害は発生しませんでした。他県におきましては梅雨前線の影響による大雨で7月10日には愛媛県で、7月25日には山形県で、いずれも3名の方が亡くなり、台風10号では西日本から東日本の太平洋側を中心に記録的な大雨となり、複数の観測地点で72時間降水量の観測史上1位の値を更新し、8月28日から31日にかけて、鹿児島県、宮崎県、大分県、徳島県、香川県、兵庫県、三重県で線状降水帯が発生しております。これから先も台風による大雨など、大規模な災害が起きないか心配されるところであります。

ため池の水位計や監視カメラを整備するシステムの導入について、早急に対応されてはいかがでしょうか。西村町長の見解をお伺いいたします。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 改めまして、おはようございます。

5番富田議員の二つ目の御質問の1点目、防災重点農業用ため池の補修、改修等を要する14か所の対策工事につきましてお答えをします。

昨年9月の定例会におきまして答弁しましたとおり、熊本県が実施しました劣化による農業用ため池の決壊の危険性を評価する劣化状況評価と、地震または豪雨による農業用ため池の決壊の危険性を評価する地震豪雨耐性評価によりますと、防災重点農業用ため池15か所中、14か所におきまして対策工事が必要な状況となっております。

したがって、受益者不在のため廃止を検討している1か所を除く13か所のうち、地震豪雨耐性評価が終了しています11か所のため池につきまして、改修に伴う工法の比較や検討、概算事業費の算定、事業着手の優先度の設定などを行って、効率的、効果的に防災工事を進めていく必要があります。そこで、基本構想を策定しまして計画的に補修改修工事を進めていくことと

し、基本構想策定委託料400万円の補正予算を本定例会に提案をしているところです。

なお、漏水が確認されております三王免ため池につきましては、最優先課題事案としまして各種補助金など財源を確保しつつ令和7年度に測量設計を、令和8年度から改修工事を行う予定としております。また、小池の椎の木迫の堤につきましては、昨年、調査測量を実施した上で応急的に矢板を設置しており、稲刈りが終わる本年10月頃に工事を発注し、本年度内の漏水対策工事の完了を目指しております。

次に、二つ目の御質問の2点目、水位計や監視カメラの整備につきましてお答えをします。

昨年の9月定例会におきまして答弁しましたとおり、ため池の水位を遠隔で把握できる体制を構築することにより、町やため池管理者が現地を確認することなく、安全かつ速やかに急な水位上昇などため池の状況を把握でき、適切なため池の管理につながるものと認識をしているところです。町としましても、県土地改良事業団体連合会が実施しました深迫ダムにおける監視システム研修会に参加し、改めまして水位遠隔監視システムの有用性を確認しております。

なお、農業用ため池は、下流域の地権者または耕作者等の受益者による管理が原則ですので、管理システムの導入により、受益者負担が発生する可能性なども考慮しつつ、受益者の意向も踏まえながら対応する必要があります。

いずれにしましても、水位遠隔監視システムの導入につきましては、今後も議員から御教示いただきました大分県の事例、そして、今年9月に情報が入っておりますが、熊本県立大学などでつくる研究グループが黒髪地区のため池に水位が確認できるカメラを設置しております。これらの事例等を参考にしながら、さらなる研究を進めてまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 5番富田議員。

○5番（富田徳弘君） 二つ目の質問、防災重点農業用ため池に関わる対策について、答弁ありがとうございました。

1点目の防災工事が必要と判断された14か所のため池の防災工事等推進計画については、地震豪雨耐性評価が終了した11か所のため池について、計画的に補修、改修工事を進めていく必要があります。本定例会に基本構想策定委託料として400万円を補正予算に計上した。

また、椎の木迫の堤については、本年10月頃に工事を発注し、年度内の工事完了を目指し、三王免ため池については、令和7年度に測量設計を行い、8年度から改修工事を予定しているとの答弁を受け、ひとまず安心したところですが、大分県においては、防災重点農業用ため池2か所が台風10号の大雨により決壊したとも聞いております。三王免ため池と椎の木迫の堤は現に漏水が発生しておる状況であります。工事が完了するまでに、特に大雨時については現地の確認、監視の強化をお願いしたいと思っております。

2点目の防災重点農業用ため池の水位計や監視カメラの整備について、町長から地権者等の受益者による管理が原則と考え、監視システム導入により受益者負担が発生する可能性も考慮し、受益者の意向も踏まえて対応するとの答弁がありましたが、町内の多くの農家は後継者不足や高齢化により、ため池や水路等を管理する組織も以前に比べると弱体化して、厳しい状況に置かれております。

また、ため池の管理者は、利水の意識は強いが治水防災の意識は利水に比べ薄いようにも感じております。監視システムの設置事業と併せ、設置後の通信費、補修費のその他ランニングコストの費用など、システム導入に関わる受益者負担については十分に配慮していただきますようお願いし、二つ目の質問を終わります。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中川公則君） 5番富田徳弘議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩します。10時55分から再開します。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時57分

○議長（中川公則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、吉村建文議員の質問を許します。

8番吉村建文議員。

○8番（吉村建文君） 皆さん、おはようございます。8番公明党の吉村建文でございます。

台風10号による被害も大きな影響もなく安心したところでした。

熊本地震より8年5か月が経過いたしました。町の姿も復興の歩みを実感できるようになったと思いますが、まだまだこれからもその辺を持続させていかねばならないと思う次第であります。

傍聴の方々、また、モニターを御覧の皆様、日頃より町政に関心を持ってくださりありがとうございます。今日も町政に関する質問をさせていただきます。本日は4点にわたって質問させていただきます。

1点目、防災減災について、2点目、見守り活動について、3点目、教職員の負担軽減について、4点目、認知症対策について、以上4点にわたって質問をさせていただきます。

それでは、質問席に移らせていただきます。

初めに、防災減災について質問させていただきます。

益城町は8年5か月前の熊本地震において、全国各地から多大な支援をいただいたことは、町民の皆様も実感していただいていると思います。今年の能登半島地震に対して、給水車を災害支援に充てたことも記憶に新しいことだと思います。また、能登半島地震においてもトイレが使用できずに大変困っておられた事実がありました。私もトイレについては、小中学校に洋式トイレを設置するように何回となく一般質問で取り上げ、その実現に向けて関係機関との協議を行い、令和9年度までに洋式化が実現できることになっています。

ところで、大規模災害に伴う断水や停電で水洗トイレが長時間使えなくなると、避難所トイレの衛生環境悪化や被災者の健康被害といった課題が生じます。ここで、大阪府交野市で災害に備え、トイレトラックの導入が決定したことを参考事例として紹介したいと思います。

大阪府交野市は水洗式のトイレを搭載したトイレトラックを導入することになりました。同様の車両を持つ自治体が支援し合うネットワークに参加し、被災した際には全国からトイレの支援

を受けることにしております。元旦に発生した能登半島地震では広い範囲で断水し、トイレの確保が大きな課題となっていました。

市は新年度、個室の水洗式トイレを五つ搭載したトイレトラックを導入することになりました。費用は2,780万円を見込んでおり、このうち7割を国からの地方交付税で賄うこととしており、残り3割についても資金を調達するクラウドファンディングを活用して集める方針で、実質的な市の負担はゼロにしたいとしております。この方法は町の財政上、非常にいい方法だと私は思いました。交野市の危機管理課に問合せをしたところ、7月末で800万円をクラウドファンディングで集めたところ、既に達成しているとのことで発注が可能になったそうであります。

このトイレトラックは、通常の水洗トイレ4室と車椅子昇降機やおむつ交換台などを備えた多機能トイレ1室の合計5室を確保しています。給水タンクと汚水タンクを装備し、到着後すぐに使用することができます。車両上部に設置された太陽光パネルで発電し、給水ポンプや照明の電力を賄うことができます。このほか、平時と非常時の垣根を取り払うフェーズフリーの発想から市内のイベントで活用し、市民のトイレ問題に対する意識啓発や地域の防災力強化につなげることも期待できます。本町においても、平時は潮井自然公園に持っていても十分その価値が発揮できるのではないのでしょうか。

先ほども申し上げましたが、益城町は全国の皆様方の御支援によってここまで復興を推し進めることができしております。その恩返しにこのトイレトラックを導入することによって、災害時の手助けができると思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

次に、本町では、本年度末には8か所55基のマンホールトイレが整備されますが、まだ1度もその使い方は実施されていません。町の総合防災訓練で、今年度から住民を交えて訓練をすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

今年の6月の熊日新聞にも「マンホールトイレの災害時の使い方学んで」と記事が載っております。記事では、設置マニュアルの動画をもとに、地域住民や市職員らが実際に組立て手順を確認したと。また、益城町下水道課はトイレを我慢することによる体調の悪化を防ぎ、避難所生活の環境改善に寄与できるようにしたいとコメントを寄せています。私も危機管理課の職員さんたちとボックスの組立てを体験させてもらいましたが、実際に経験しないといざというときに時間がかかってしまうと思いました。

熊本県下においてマンホールトイレが整備されている数は、益城町が最大であると思います。ぜひ町の総合防災訓練で、住民の方々と一緒になって災害時の使い方を学んでいきたいと思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番吉村議員の一つ目の御質問の1点目、トイレトラックの導入につきまして、お答えをします。

災害時におけるトイレの問題につきましては、熊本地震における課題の一つでもございました。そのため、町では避難所となる小中学校や総合運動公園に下水道直結型のマンホールトイレを、各地区の避難広場にはくみ取り式の防災トイレをそれぞれ整備し、災害時のトイレ問題の解消に

取り組んでいるところです。

また、本町では、災害発生時に車載型などの仮設トイレを優先的に調達できるよう、災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定を株式会社アクティオと締結をしております。

トイレトラックは、議員御指摘のとおり、トイレ設備の移動、設置が容易なため、機動力や衛生面にも優れており、非常時以外にもイベントなどの活用により、住民への防災意識の啓発や防災力強化につなげることが期待できます。また、大規模災害時には、被災自治体へのトイレ支援としての活用ができますことから、既に導入または導入予定の自治体があることは承知をしております。

本町におきましては、このような動向を踏まえながら、導入の財源や活用実績、効果など、先行自治体の事例を参考にしながら調査研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、一つ目の御質問の2点目、マンホールトイレの使い方の訓練につきましてお答えをします。

マンホールトイレの設営方法などにつきましては、昨年度開催しました町総合防災訓練の際に参加者への説明会を行ったところです。今年度開催予定の町総合防災訓練では、実際の使用を想定しました訓練を行いたいと考えており、今後も引き続き多くの町民の皆様に参加いただけるよう工夫をしながら、定期的な訓練を実施してまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 8番吉村議員。

○8番（吉村建文君） 1回目の回答ありがとうございました。

トイレトラックを導入することについては、今後、導入自治体の活用実績や効果も含め、調査研究をしていくとのことでしたので、ぜひとも前向きに検討していただきたいと思います。全国の皆様から多大な支援を受けた益城町であるからこそ、恩返しをすべきであると考えます。

このトイレトラックを導入することは、先ほども申し上げましたように、交野市役所の危機管理課の取組にも分かるように、町の持ち出しをなくすとても参考になるものと思います。また、マンホールトイレの使用については、町総合防災訓練に組立て方等、実際に訓練すべきであるとともに、町民の皆様にも周知徹底が図れるようにすべきであると思っております。

次に、見守り活動についてお伺いいたします。

小中学校も2学期が始まりました。子どもたちにとって学校生活にも慣れ親しんでいるこの頃ですが、見守り活動もしっかりしていかなければならないと思います。

その上で、現在町が管理する公用車にドライブレコーダーは何台あるのかお伺いします。以前お尋ねしたときに、町が管理する公用車は68台あったと記憶しておりますが、現在何台の車にドライブレコーダーを設置されているのでしょうか。そして、公用車による事故も多発しております。事故削減のためにも、また、運転者の事故防止につながり、子どもたちの見守りにつながるドライブレコーダーの配備を検討したらどうか、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番吉村議員の二つ目の御質問の1点目、ドライブレコーダーを設置している公用車は現在、何台あるのかにつきましてお答えをします。

令和6年8月末現在、本町が管理しています公用車は、消防団積載車、消防署特殊車両及びリース車を除いて68台あり、そのうちドライブレコーダーを設置している公用車は26台です。

次に、二つ目の御質問の2点目、ドライブレコーダーの配備を検討してはどうかにつきましてお答えをします。

議員御指摘のとおり、公用車へのドライブレコーダーの設置は、職員の安全運転意識の向上と交通事故発生時における事故原因の究明や責任の明確化に大変有効と考えております。現在、子どもたちの見守りとして、通学路に防犯カメラを50基設置し登下校時の見守り体制を整えておりますが、公用車に設置されたドライブレコーダーが防犯カメラの代わりにもなり、犯罪防止の強化にもつながるものと考えております。現時点でドライブレコーダーを設置していない公用車もございますので、今後、導入の費用や維持管理の体制、記録媒体等の管理運用の在り方などの課題について検討を進め、来年度からの導入を目指してまいります。

これからも、職員の安全運転意識及び運転マナーの向上に取り組むとともに、町民の安全安心な生活の確保に努めてまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 8番吉村議員。

○8番（吉村建文君） 1回目の回答ありがとうございました。

現時点でドライブレコーダーを設置していない公用車もあるようですので、この機会を捉えて、導入の費用や維持管理の体制などを考慮していただき、来年度の導入をぜひ検討していただきたいと思います。職員の安全運転意識及び運転マナーの向上に取り組んでいただきたいと思います。

次に、教職員の働き方改革が言われておりますが、本町では何か手だてを図っているのか、お伺いいたします。

この問題に関して、地方自治体として教職員の方々に対してできることはないのか。熊本県の中で具体的に何かを実施している自治体はないのか、調べてみました。隣の熊本市の実情をお伺いしに市役所の担当者に会ってきました。

熊本市においては、令和2年、コロナウイルス感染症が猛威を振るう中、4月の入学式も行えず、1学期も十分な授業時間も確保できずにいた時期があったそうです。それまでは3学期制で、通知表も3回学期末に渡してあったそうですが、その年は12月と3月末に通知表を渡したそうです。通知書を年2回渡すことについては、校長会で評価委員会を開いて、数年前から毎年検討改善を進めてこられたそうです。令和3年以降も年2回通知表を渡すようになったとのことでした。10月末と3月末であります。

熊本市は3学期制を維持し、通知表だけは年2回渡して、そのメリットとデメリットを保護者、教職員などにリスニングをしたとのことでした。その結果、ほとんどデメリットはなかったそうです。メリットは、その頃から教職員の働き方改革が言われていた時期でもあり、市としても通知表を2回渡すことによるメリットについては保護者に次のような案内文を出されたそうです。

1、教員の成績処理や事務整備にかかる時間を軽減でき、そのことで、教師と子どもが向き合う時間が一層確保されることが期待できます。

2、日々変化する子どもの成長や変容を長い期間で捉え、細かなデータをもとに評価し、保護

者の皆様にお知らせすることができます。

3、学期末も長期休業直前までじっくりと授業時間の確保とともに学習内容の確実な定着を図ることができます。

4、長期休業、夏休み、冬休み期間中の学習の取組、例えば生活科や総合的な学習の時間での観察記録や調べ学習などが通知表に反映されるので、子どもの学習意欲の継続が期待されます。

このようなメリットがある通知表の年2回渡すことについて、教育長の見解をお伺いいたします。

次に、学校連絡を専用アプリで導入している自治体がありますが、本町でも検討してみたいかがですかについて、本町の取組をお聞かせください。

○議長（中川公則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 8番吉村議員の三つ目の御質問の1点目、本町における教職員の働き方改革についてお答えします。

昨今の社会状況の変化により、学校におきましては、いじめ不登校への対応、特別支援教育の充実、ICTの活用、生徒指導及び保護者対応の負担増加、活動指導の増加など、学校が抱える課題は幅広く複雑になっておりまして、これらに対応する教職員の多忙化が懸念されているところでございます。

このような中、国及び全国の自治体において、教職員の勤務負担の軽減を念頭に入れた働き方改革の取組が実施されておりまして、議員御指摘のとおり、熊本県内の小中学校で通知表を年に2回にする学校が増えていることは認識しております。本町におきまして、通知表の事務負担の軽減策について、令和4年度に町校長会と協議を重ねたところであります。その結果、本町におきましては、通知表の回数は3回を維持しつつも、通知表の記載内容を見直し、簡素化するに至りました。

現在、通知表を3回渡すメリットとしましては、学校における子どもの学習状況を夏休みや冬休みの前に保護者が把握できるので、長期休業期間の家庭学習をより有意義にする効果があることなどが挙げられます。そのため、本町では、上益城郡内の他町と同様に3学期制を実施しているところです。

一方、教職員の事務負担を軽減することは急務であると認識しておりまして、本町における教職員の働き改革としましては、次の3点に取り組んでおります。

まず、1点目は、令和2年度に導入済みの教職員一人1台端末タブレットを活用した教職員会議のペーパーレス化など、様々なシステムによる教職員の事務作業削減の取組を行っております。例を挙げますと、平成28年から児童生徒の出欠情報や成績処理等を一括して行うシステムの導入、平成30年から勤務、休暇、出張等の教職員の服務管理業務を効率化するシステムの導入、本年4月から学校体育館施設の予約管理を自動化する予約システムの導入を実施しておりまして、これらの取組によりまして、着実に教職員の事務負担の軽減を図っております。

2点目は、部活動顧問の教職員が他の業務に従事する時間を確保できるように、部活動指導員を益城中及び木山中にそれぞれ4人ずつ配置しております。このことにより、教職員の休日の勤

務を抑えることができている、勤務負担軽減につながっております。さらに、本年2学期から中学校部活動地域移行検討委員会を設置することとしており、休日における中学校部活動の地域移行について検討を進める予定にしております。

3点目は、学校における職員の安全及び健康を保持するとともに、快適な職場環境を形成するために、益城町学校職員安全衛生管理規定を策定しまして、令和5年4月から運用を開始しております。この管理規程に基づき、町内小中学校に学校衛生委員会を設置し、各学校において超過勤務者の把握や働き方改革への取組の改善を図っております。また、令和5年度から職員50人以上が勤務する学校に産業医を配置し、各学校が抱える課題について専門的な指導助言を行うなど、職場における安全衛生環境の改善に努めているところであります。

今後もこの3点を柱に据えて、学校における労働安全衛生管理に取り組みまして、学校における教職員の働き方改革に取り組んでまいります。

次に、三つ目の御質問の2点目、本町における学校連絡専用アプリの導入についてお答えします。

現在、教育委員会では、保護者への緊急連絡の手段としまして、学校メール配信システムを導入しております。このシステムでは、新着情報などを自動的に画面に通知するプッシュ機能が備わっていることで、メールの受信者がメッセージの見逃しを防げるようになっております。メールを自動的に受信して、それを保護者の方々が見落とすことないように見ることができるシステムになっております。また、学校や教育委員会側において、既読か未読かの情報も確認できる機能が備わっているほか、欠席連絡や健康状況の報告機能、保護者へのアンケート調査機能も備わっております。

議員御提案の専用アプリの導入につきましては、学校と保護者との情報伝達が迅速に行えることで、保護者や教職員の負担軽減にもつながる利点もあると認識しております。一方で、学校と保護者がアプリ上で双方向に個人情報のやり取りを行うことになるため、セキュリティー対策に万全を期す必要があるほか、デジタル技術に不慣れな家庭への配慮が求められるなど課題も存在します。

このようなことを踏まえ、本町におきまして、学校メール配信システムの効果的な運用を行いつつ、学校連絡専用アプリの導入につきましても、今後、学校やPTA等の関係者を含めて慎重に検討してまいりたいと考えます。以上でございます。

○議長（中川公則君） 8番吉村議員。

○8番（吉村建文君） 1回目の回答ありがとうございました。

教育長は、熊本県内の小中学校で通知表を年に2回する学校が増えていることは認識していると回答されましたが、県内45市町村のうち、どれだけの自治体で年2回しているところがあるのかお尋ねいたします。

また、通知書を3回とするメリットは、学校での子どもの学習状況を長期休業期間の前に保護者が把握でき、長期休業期間の家庭学習をより有意義にする効果があり、上益城郡内の他町と同様に通知表3学期を実施していると回答されましたが、先ほど申しましたように、通知表を2回

にしている自治体では、4点にわたってその効果があると言われております。

1番目に言われている教員の成績処理や事務時間を軽減でき、そのことで、教師と子どもが向き合う時間が一層確保されることが期待できると。このことが教職員の働き方改革に最も効果があると思いますがいかがでしょうか。

2番目に、日々変化する子どもの成長や変容を長い期間で捉え、細かなデータをもとに評価し、保護者の皆様にお知らせすることができます。

3番目に、学期末も長期休業直前までじっくりと授業時間の確保とともに学習内容の確実な定着を図ることができます。私も書道教室をやっている関係で、生徒さんたちが長期休業の前1週間、4時間授業で先生たちが成績表作成のため早く帰れると喜んでいる姿を目にしますが、年間1,150時間の授業数をしなければならない現場の先生にとって、そのしわ寄せは、それ以降の時間割の増加につながっていることを思えば何とも言えない気がします。

4番目の、長期休業、夏休み、冬休み期間中の学習の取組、例えば生活科や総合的な学習の時間での観察記録や調べ学習などが通知表に反映されるので、子どもの学習意欲の継続が期待されます。

以上、改めて通知表を年2回渡すことのメリットを述べました。年3回渡すことのメリットより多くのことが分かると思いますが、教職員の働き方改革に地方自治体ができることにつながるとは思います。教育長の見解を改めてお伺いいたします。

○議長（中川公則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 吉村議員の三つ目の御質問の2点目の2回目、県内における通知表の通知を2回にしている自治体数及びそのメリットに対する見解についてお答えします。

初めに、通知を年2回配布している他自治体の数につきましては、2学期制を採用している自治体が15自治体であることは把握しておりますが、通知表の配布回数につきましては公表されておらず、全体の数については把握しておりません。

次に、年2回の通知表の配布のほうが年3回の配布より教員の働き方改革に効果があるのではないかとのことですが、通知表は児童生徒自身や保護者に学習指導の状況を伝え、その後の学習に対して役立たせることを目的に作成されているものであります。その趣旨からしますと、3学期制で、1学期に児童生徒自身や保護者に学習指導の状況を伝え、その後の学習に対して役立たせることは通知表の趣旨に沿うものであり、長期休業期間の前に通知表を配布することがより望ましいと考えております。また、通知表を2回にしている学校の保護者からは、1学期に通知表が配布されないの、子どもの課題等が分からず、夏休みに何をしていたか分からないなどの声も多数上がっているということも聞き及んでおります。

議員がおっしゃるとおり、通知表の配布を2回にすることのメリットは認識しておりますが、働き方改革の視点としては、回数を減らすことではなく、通知表の様式や伝達方法を工夫し改善していくことが極めて重要であると認識しております。そのため、本町では一昨年以來、教職員の負担を軽減するため、通知表の様式を簡略化するとともに、保護者の皆様に児童生徒の学習状況について確実に伝えるという通知表の改善に取り組んでおります。また、日々変化する子ども

の成長や変容を保護者の皆様にきめ細かにお知らせするという点からも、本町では3学期制とし、通知表の通知も3回としているところでございます。

なお、議員から御指摘のありました長期休業前の事務整理にかかる4時間授業の件につきましては、それ以降の時間割の増加につながっているのではないかとのことですが、年間の総時数1,150時間を確保する中で事務整理の時間を確保しておりますので、時数が増えることはないと認識しております。

さきの回答でも申し上げましたとおり、教職員の事務負担軽減につきましては、本町においても急務であると認識しておりますので、学校現場の状況把握や意見、要望等を踏まえながら、着実に取り組んでまいりたいと考えます。以上でございます。

○議長（中川公則君） 8番吉村議員。

○8番（吉村建文君） 2回目の回答ありがとうございました。

通知表を年2回渡すことと年3回渡すことのメリットについて、私と教育長の見解が相違していることがよく分かりました。教職員の働き方改革について前向きに考えていただきたいと思えます。

熊本県内において2学期制を実施している自治体は15市町村であります。また、3学期制を実施していて、通知表を年2回渡している自治体は30市町村の中で24自治体が実施しています。実施していない自治体は五木村と上益城郡内の5町だけということでもあります。ということは、県内45市町村の中で通知表を年3回渡しているのは、五木村と上益城郡5町しかないということです。

私は、県の義務教育課に問合せしたところ、2学期制を実施している自治体は15市町村、3学期制を実施している自治体は30市町村で、通知表を年2回出しているところは把握していないとのことでした。そこで私は、30市町村それぞれに教育委員会に電話をして確認をとりました。どうして2回渡すことにされたのか。また、いつから2回渡すことにされたのか。担当の方は、教職員の働き方改革につながることも2回にした要因であるとおっしゃっておられました。

また、いつから2回にされたのかをお聞きしたところ、令和2年度から実施された自治体が3か所、令和4年度から実施された自治体が6か所、令和5年、令和6年度から実施されたのが15か所でした。やはり教職員の働き方改革に後押しされて、最近になって回数の削減がなされたという感じがいたしました。

聖ウルスラ学院理事長で教育心理学者の梶田叡一氏は、インタビューの中で「今、教員の働き方改革が話題になっていますが、それを単に労働時間や過重負担の問題だけに矮小化してはいけません。当然ながら、健康で安心して働ける労働環境の整備は絶対に必要です。その上で、真の働き方改革には、子どもたちにとって教師はどんな存在であるべきかという問い直しが必要不可欠なのです」とおっしゃっておられました。大事な視点だと私も思います。現場の声を校長会議の中で吸い上げていただき、郡の教育委員会で討議されることを期待したいと思います。

最後に、認知症対策についてお伺いします。

国内の認知症の高齢者数は65歳の人口がピークを迎える2040年には、認知症高齢者数が約584

万人、軽度認知障害高齢者数が約612万人に上ることが推計される中で、誰もが認知症になり得るという認識の下、共生社会の実現を加速することが重要です。

認知症の人を単に支える対象として捉えるのではなく、認知症の人を含めた国民一人一人が、一人の尊厳のある人として、その個性と能力を十分発揮しながら、共に支え合って生きる共生社会の実現を目指し、本年1月に認知症基本法が施行されました。

特に地方公共団体は、認知症の人やその家族等にとって身近な行政機関であるとともに、認知症施策を具体的に実施するという重要な役割を担っています。認知症の人も家族も安全に安心して暮らせる地域の構築への取組が必要であります。社会の高齢化が進む中で、認知症は誰もがなり得るものであり、認知症の当事者が尊厳を持って最期まで自分らしく暮らせる地域社会の構築が求められています。そのためには、誰もがなり得る認知症について、国民一人一人が自分事として身近な問題として捉えることが重要です。

そこで、行政が軸となり、小中学校の児童生徒、地域の企業、経済団体や自治会等と連携して、認知症サポーター講座のさらなる展開や新しい認知症感を定着させる啓発資料の作成配布など、認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解を深める取組をさらに強化すべきと考えますが、町長の見解をお伺いします。

次に、ユマニチュードの導入について検討してはどうかについてお伺いいたします。

ユマニチュードとは、フランス発祥の認知症のケア技法のことで、相手にあなたを大事に思っていることを見る、話す、触れる、立つの四つの柱で相手が理解できるように届けるケア技法のことです。

介護の現場では、一生懸命にケアをしても相手から拒否されたり暴言を受けたりすることがあります。実際、口腔ケアを嫌がり、声を荒げていた90代の男性に対して看護師がユマニチュードを実践したところ、男性は抵抗せず、口を大きく開け口腔ケアを受け入れ、笑顔を見せていました。

国内の研究結果では、認知症の方の行動や心理症状が15%ほど改善され、ケアする側の負担感も20%軽減したとの有効性が確認されています。また、先駆的に取り組んでいるフランスの一部施設では、離職したり欠勤したりする職員が半減したほか、鎮静剤といった向精神薬の使用料を9割近く減らしたという報告もあります。

福岡市では、2016年度、家族介護者や病院、介護施設の職員を対象としたユマニチュードの実証実験を実施しました。その結果、暴言や徘徊などの症状が軽減し、介護者の負担感も低下するといった効果が見られたことから、18年度に市は町ぐるみの認知症対策としてこの技法を導入し、ユマニチュードの市民講座などを本格的に展開しました。対象は家族介護者や小中学校の児童生徒のほか、市職員や救急隊員など多岐にわたります。講座を受けた市民からは、もっと早く知っていたらよかった、今後は介護する人たちに私たちが伝えたいとの声が寄せられたのを受け、こうした取組を継続的に実施しようと、今年4月から福祉局の中にユマニチュード推進部を新たに設置しています。

そこで、認知症の人の行動心理症状の発生を抑制し、認知症の人と家族との尊厳ある暮らしを

守るために、ユマニチュードの普及に積極的に取り組むべきと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

最後に、認知症の人の行方不明者対策の強化について、本町の実態はどうなっているのかお伺いいたします。

令和2年9月定例会で質問をし、今後ますます増えていく認知症に伴う行方不明者の方を早期に発見できる見守り支援の作成をお願いして早速見守りシールを作っていただきましたが、現在どれぐらいの人が登録されているのでしょうか。また、最近見守りシールの開発が進んでいるみたいで、本町でもバージョンアップを図って見たらどうかと思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番吉村議員の四つ目の御質問の1点目、認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解を深める取組をさらに強化すべきとの考えに対する見解につきましてお答えをします。

議員御指摘のとおり、住民一人一人が認知症を誰もがなり得る身近な問題として捉えることが重要と認識をしているところです。そのため、本町では、認知症地域支援推進員を社会福祉協議会や東部及び西部の地域包括支援センターに配置し、認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解を深めるための様々な事業を実施しております。

主な事業としましては、認知症本人や御家族が安心して生活できるよう、認知症サポーター養成講座を開催し、地域にお住まいの皆様に対しまして認知症の正しい知識の普及啓発を行っております。また、認知症の発生予防や認知症の様態に応じた相談先、医療、介護サービスなどの利用につきましてまとめた認知症ケアパスを作成し、広く活用いただけるよう全戸配布いたしましたところです。

さらに、9月のアルツハイマー月間に合わせまして、小中学校及び交流情報センターでの書籍紹介などを継続的に実施しますとともに、9月29日には復興まちづくりセンターにじいろにおきまして、社会福祉協議会、地域包括支援センター、益城病院などと連携し、相談会や上映会の開催などを計画しております。

これからも関係機関と連携しながら、様々な機会を捉え、認知症に関する知識や理解を深める取組の充実を図り、積極的に推進してまいります。

次に、四つ目の御質問の2点目、ユマニチュードの導入につきましてお答えします。

ユマニチュードとは、議員がおっしゃるとおり、フランス発祥の人間らしさを大切にするケア技法です。見る、話す、触れる、立つの四つの要素を柱としまして、あなたは私にとって大切な存在ですと伝えるコミュニケーションの技術であり、県内外の医療機関や介護施設などで広がりつつあると認識をしております。

認知症の方に対するケアにおきましては、その人らしさを尊重し、その人の視点や立場に立って理解し対応することが最も大切とされております。そのため、ケアをする人とケアを受ける人との良好な関係構築を目的としましたユマニチュードの考え方は、介護に携わる方の共感を得ら

れるものと考えます。本町では、認知症ケアに関する研修を継続的に実施しており、今年の3月には認知症の人の心に届く声のかけ方接し方に関する研修を実施し、介護サービス事業所の職員や地域住民など56名が参加をされました。

ユマニチュードを実践するためには、ユマニチュードの理念や方法について理解を深め、実際のケアに生かす能力を身につけることが重要です。本町としましては、まずは認知症施策に携わる関係者が、議員御提案のユマニチュードについて理解を深め、認知症の人本位のケアや対応が広まるよう取り組んでまいります。

最後に、四つ目の御質問の3点目、本町における認知症の人の行方不明対策の強化につきまして、お答えをします。

本町では、令和2年度から行方不明者対策として、見守り高齢者等情報事前登録事業を実施しております。この事業は、認知症により、行方不明となるおそれがある方について、家族などの希望により、本人の特徴や写真などの情報を事前に町へ登録しておくものです。

登録された情報は御船警察署や地域包括支援センターなどと共有され、万一、行方不明になった際、早期発見につなげることができます。また、登録者が見守りシールを衣服や靴などに身につけることで、一般の方が発見した場合でも、QRコードを読み取って連絡先を知ることができます。さらに、家族の希望により、社会福祉協議会や町内の介護保険施設、地区の民生委員、児童委員にも登録情報を提供することができ、地域ぐるみで認知症の方を見守る仕組みとなっております。

今後も引き続き、見守り高齢者等情報事前登録事業を活用していただけるよう、地域包括支援センターと連携を図りながら、家族へ説明し、登録を進めてまいります。

なお、本年7月末現在の登録者数は23名で、これまでに登録者を本事業を活用して発見保護した事例はありません。

認知症対策につきましては、引き続き、認知症への理解を深めるための普及啓発を推進し、地域での支え合い、見守り支援体制の充実強化を図り、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。

なお、認知症対応型グループホームなどの地域資源を活用し、専門的な相談、助言を継続的に行う認知症伴走型支援事業に新たに取り組むため、事業委託料152万円の補正予算を本定例会に提案をしております。本事業を通じ、家族の精神的、身体的負担軽減を図り、認知症高齢者にやさしい地域づくりにつなげてまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 8番吉村議員。

○8番（吉村建文君） 1回目の回答ありがとうございました。

認知症に関する正しい知識の普及啓発を行っていることはよく分かりました。今後も様々な機会を捉えて、取組の充実を図ってほしいと思います。

次に、ユマニチュードの導入について検討することについては、まだその理念や実践についての認識が少ないことから、まずは、認知症施策に携わる人から理解を深めることから始めたいとの見解でしたので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

最後の見守りシールですが、まだ登録者数も少ない状況であることも分かりましたので、啓発に努めていただきたいと思います。

新規事業である認知症伴走型支援事業について、もう少し説明をお願いしたいと思います。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番吉村議員の四つ目の御質問の2回目、認知症伴走型支援事業につきましてお答えします。

昨日の総括質疑でも御質問いただきましたが、本事業は、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホームなど、認知症介護に関する専門的知見を有する事業所に支援拠点を設置し、認知症の方及びその家族に対し専門的な相談や助言を日常的かつ継続的に行う事業で、認知症の方が住み慣れた地域で安心して生活できる環境を整備することを目的に実施するものです。昨年度、町内7か所の事業所へ本事業の実施について打診をしましたところ、実施する意向のある事業者がありましたので、国との協議を踏まえまして本年10月からの事業開始を目指しているところです。

日頃から認知症介護に従事し、専門的な知識を持つ職員が勤務する事業所で実施することにより、認知症による変化にも相談支援という形で継続して寄り添い続けることができます。認知症本人に対しましては、社会参加活動を促すなどの生きがいにつながるような支援を、そして御家族に対しましては、精神的、身体的負担の軽減につながる介護方法や介護の不安解消につながる助言を行ってまいります。本事業を通して、地域包括支援センター、社会福祉協議会、地域の事業所などとともに、認知症の方やその家族を支えるネットワークを強化してまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 8番吉村議員。

○8番（吉村建文君） 大変ありがとうございました。

認知症の問題については、これからどんどんまた増えると思いますので、ぜひ対策をとっていただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中川公則君） 8番吉村建文議員の質問が終わりました。

午前中はこれで終わります。午後は1時30分から会議を開きます。

休憩 午前11時50分

再開 午後1時30分

○議長（中川公則君） 午前中に引き続き会議を開きます。

次に、上村幸輝議員の質問を許します。

4番上村幸輝議員。

○4番（上村幸輝君） 皆さん、こんにちは。4番の上村でございます。今回、質問の機会を与えていただきまして、誠にありがとうございます。そして、傍聴席、また、モニター前の皆様に

おかれましては、日頃より町政に関心を持っていただきまして、深く感謝いたします。

さて、本日は二つのことについて質問させていただきます。

1点目は学校給食費の次年度以降の課題について、また、2点目は谷川展望広場の今後の構想についての以上2点となります。午後の1発目ということで、本当にまどろむ時間ではありませんけど、張り切って質問させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、質問席のほうに移らせていただきます。

それでは、早速、一つ目の質問の学校給食費の次年度以降の課題について質問させていただきます。

学校給食は学校給食法で、光熱費や調理に伴う人件費などを除く食材費を給食費として保護者から徴収すると規定しております。しかし、昨今、あちらこちらの自治体で、給食費の無償化の取組の声が聞かれております。文部科学省が2年ごとに調査しております6月に発表されました令和5年5月1日、学校給食実施状況調査の結果によりますと、給食費の完全無償化の実施自治体が全体の30%に当たる547自治体、また、多子世帯や小学生のみの限定など一部無償化の自治体は175自治体と、全体の4割近くの自治体で何らかの取組が行われております。

無償化の取組ではありませんが、益城町におきましては、平成25年度から児童生徒1人当たり1か月500円の給食費補助が行われておりました。その当時、食材の価格上昇や消費増税等から一度給食費の値上げが行われましたが、補助金もありましたので値上げ幅を大分抑えることができ、当時子育て中の保護者世帯の方々には非常に好評でした。しかし、折からの熊本地震で町は大きく被災し、財政的にも大きな打撃を受けたこともあり、平成29年に補助が打ち切りとなりました。これについては致し方ない選択ではありました。

昨年9月に政府が閣議決定した子ども未来戦略方針には、給食費無償化の実態調査を行い、具体的な方策を検討することが盛り込まれていました。また、この給食費の無償化については、財源などの問題で無償化に踏み切ることができないなど自治体ごとにばらつきがあり、自治体間格差が生じ始めているのが現状であります。このことから、2022年から2024年3月までの間に、少なくとも38都道府県、200を超える地方議会から国に対し給食費の無償化を求める意見書が提出され、現在もまた増えているようです。

このような背景がある中で、ここに来て食材費など物価高騰の影響が非常に大きく、給食費の値上げが避けられない状況となっております。令和5年度と令和6年度分については、国の物価高騰対応重点支援地方創生交付金により、各年度約2,500万円の食材費補助をつけていただいたことと併せ、給食センターでの食材選びや献立の工夫で何とか対応できておりましたが、次年度以降、このような食材補助金がないという状況となれば、現状の給食レベルを維持するだけでも毎月約700円弱の値上げとなり、きっちりではなく数年対応できるよう少し余裕を見た額となれば、それ以上の値上げとなります。

そこで3点について伺います。

1点目、学校給食提供のための町の負担額、保護者の負担額、現在の状況はどうなっておりますでしょうか。

2点目、本町を含め、周辺自治体の給食費の状況はどうでしょうか。

3点目、熊本地震で大きく被災し、その復興段階にある本町の財政状況を考えれば、給食費の無償化はとても厳しい状況だと理解しております。せめて、大きくなる給食費の値上げ幅を少しでも緩和できるよう、学校給食費負担軽減支援事業を創設し、対応をお願いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

1回目の質問といたします。

○議長（中川公則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 4番上村議員の一つ目の御質問の1点目、学校給食提供のための町の負担額、保護者の負担額などの現在の状況についてお答えします。

議員おっしゃるとおり、学校給食は学校給食法に基づき、町が施設の設置及び管理運営を行い、国が定める児童生徒の学校給食摂取基準を達成するための献立を作成し、実施しています。

一方で、学校給食の食材費につきましては保護者等に御負担いただいております。本町の令和6年度における学校給食の食材費は予算ベースで1億9,500万円となっております。その財源の内訳は、保護者等の負担額が1億7,000万円、町の負担額は国の令和6年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した2,500万円となります。また、別途、従来から、就学援助に係る学校給食費2,100万円を町単独で補助しております。

なお、過年度の国からの支援の状況につきましては、コロナ交付金として令和4年度は1,850万円、令和5年度は2,500万円となっております。

次に、一つ目の御質問の2点目、本町を含む周辺自治体の給食の状況はどうかについてお答えします。

まず、本町の学校給食費は、平成27年度から、小学校は月額4,100円、中学校は月額4,600円となっております。また、上益城郡内及び近隣の自治体の学校給食費について、小学校、中学校の順に例を少し挙げますと、小学校では、嘉島町4,200円、甲佐町4,300円、御船町4,400円、山都町4,600円、大津町4,100円、菊陽町4,800円、熊本市4,800円、合志市4,650円、宇土市5,000円。中学校では、嘉島町4,700円、甲佐町4,800円、御船町5,000円、山都町5,000円、大津町4,600円、菊陽町5,600円、熊本市5,600円、合志市5,300円、宇土市5,600円となっております。本町と同額の大津町を除けば、いずれの自治体も本町より高い給食費となっております。食材等の物価高騰の影響で順次値上げを行っている状況にあります。

また、県下の給食費の月額平均は、令和4年度は小学校で4,193円、中学校4,844円、令和5年度は小学校4,316円、中学校4,993円、令和6年度は小学校4,535円、中学校5,248円となっており、多くの自治体では、本年度または来年度においてさらに食材の物価上昇分を値上げせざるを得ない状況と伺っております。

本町の学校給食費は、熊本地震以降、多くの団体からの支援やコロナ交付金及び物価高騰対策の臨時交付金などの国の支援により、平成27年度に月額100円の値上げを行った以降は額を据え置いてまいりました。なお、今年度は国の臨時交付金2,500万円を活用しておりますが、来年度につきましては、交付金の有無を含めて未確定の状況です。

仮に来年度、国の支援を受けられない場合は、同額等の食材費が不足することになり、現在の学校給食の質を維持するためには、保護者等への負担をお願いせざるを得ない状況となります。その場合、児童生徒及び給食、教職員の数から換算しますと、月額700円前後の値上げが必要と試算しているところです。

次に、一つ目の御質問の3点目、学校給食費負担軽減支援事業の創設についてお答えします。

仮に保護者負担額の大幅な増加を緩和するために、段階的に値上げを行い、例えば来年度に月額300円の値上げにとどめるとした場合、食材費の不足を補うには約1,500万円の財源が必要となります。国の支援がない場合は、全て町単独の負担となります。このため、まずは来年度も国の交付金が継続されるよう、あらゆる機会を捉えて国に訴えてまいりたいと考えます。あわせて、これまで同様、あらゆる財源の確保や、食材の仕入れや献立等の工夫による給食の質の確保に努めてまいりたいと考えております。

今後ともできる限りの学校給食の健全な運営と保護者負担の軽減に、努めてまいりたいと考えます。以上でございます。

○議長（中川公則君） 4番上村議員。

○4番（上村幸輝君） 状況について、詳しい答弁ありがとうございました。

1点目の町の負担額、保護者の負担額、現在の状況については、一般的に給食費と言われる食材費用については予算ベースとして1億9,500万円であり、この内訳としては、保護者負担1億7,000万円、これに町の負担として、令和6年度物価高騰対応重点支援地方創生交付金、これが2,500万円を支援助成しているということですよ。また、その中には、就学援助として2,100万円の給食費負担を町の単費で行っているということ。給食費の修学支援については2,100万円ということですので、益城町の児童生徒数のおおむね1割近く、かなりの多い数だなと思います。今回の質問では触れるわけではありませんが、その数の推移にはちょっと気になる場所ではあります。

さて、学校給食提供のための費用となると、学校給食法に基づき、設置者の負担が規定されている。今年度の給食センターの運営予算というものが約1億7,700万円でしたので、これに物価高騰対応の2,500万円を合わせると、現在の町の負担総額は2億200万円ということになります。保護者の負担額1億7,000万円をこれに合わせると、総額は3億7,200万円。約3億7,000万円ということですので、これで給食は提供されているということが分かりました。無償化となれば、ちょっと大きな金額だなと確かに思います。

2点目につきましては、周辺市町の給食費状況を伺いましたが、周辺に比べてもかなりの低価格であり、ここまで価格を抑えられてきたことに、給食センターにおいても栄養素とボリュームを落とすことなく、子どもたちにおいしい給食を提供するための様々な努力と工夫が行われているんだろうと思います。

熊本県内の給食費平均月額との比較においても、小学校で435円、中学校で648円と、かなり町の給食費は安く、月額の開きがあるということが分かりました。なおかつ、多くの自治体で、本年度もしくは来年度についてはさらに食材の物価上昇分を値上げせざるを得ない状況だということ

とですよ。来年度の給食費につきましては、今年度、2,500万円の給食費補助ができたような国の支援交付金の有無が未確定であり、支援がない場合は月額700円前後の値上げとなる試算であるということです。分かりました。

沖縄県を含む九州8県の県ごとの学校給食費の平均額をちょっと調べてみたんですが、この中でも長崎県に次いで熊本県は下から2番目ということですので、九州の中でもかなり給食費としては低価格なのかなと思いました。

3点目につきましては、段階的値上げを考え、次年度、例えば300円値上げにとどめる場合、その場合は約1,500万円の財源が必要となり、国の支援がなければ町単独の負担となるということです。負担をするかどうかについては分からないけど、保護者に負担増をお願いする場合は、なお一層、学校給食の健全な運営と保護者負担の軽減に努めるということです。

1回目の質問を通して思うのは、いろいろ状況を考え合わせれば値上げはちょっと避けられないし、子どもたちに栄養基準を満たし、安心安全で豊かな学校給食を提供するためにも、多少の保護者負担を伴う値上げというものは必要であると思います。ただ、この際一番問題になるのは大幅になるであろう値上げ幅、これをいかに緩和させることができるのかだと思います。

3点目の答弁の中で、段階的な値上げで300円の保護者負担増とした場合は、1,500万円の単費負担ということでした。恐らく段階的ということ、現在の内容を維持するための700円の値上げの試算なんだろうと思います。私が思うのは、せっかく値上げするのに、1年や2年、来年や再来年でまたすぐ物価上昇分の値上げではいけないと思いますので、700円よりは、数年見越して800円程度は考える必要があると思います。その内訳として、保護者の方の負担増を300円、そして町の給食費負担軽減支援として500円をお願いできないかと思います。令和6年度の児童生徒数は3,385人。約3,400人として試算をすると1,870万円が町の負担となります。

先ほどいただいた答弁の中で、試算として町の負担額1,500万円となるとあったわけなんですけど、それで答えが出なかったのに、その試算額以上の1,870万円の負担を求めるわけなんですけど、とにかく大幅な値上げ幅を緩和させるための支援であり、子育て支援はもとより子どもの貧困対策にもつながるものです。いま一度、お願いします。2回目の質問といたします。

○議長（中川公則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 4番上村議員の一つ目の御質問の3点目の2回目、大幅な値上げを緩和させる支援は、子育て対策はもとより子どもの貧困対策につながるのにはについてお答えします。

先ほどの答弁の繰り返しとなりますけれども、まずもって、来年度も交付金が継続されるよう、あらゆる機会を通して県や国等にお願いをしてまいりたいと思います。あわせて、国の動きを注視しながら、今回の議員の御提案につきましても検討させていただきたいと思います。

町としましては、これまで同様、あらゆる財源の確保や食材の仕入れや献立等の工夫による給食の質の確保に万全を尽くしてまいりたいと考えます。以上でございます。

○議長（中川公則君） 4番上村議員。

○4番（上村幸輝君） 分かりました。財源が見えない状況では答えも変わらずということです。

よね。

毎年、少しずつ増加傾向にある自治体単位での学校給食費の無償化があるわけなんですけど、これについては先ほど答弁いただいた中から計算しますと、約2億円が別途町の単費で毎年度毎年度必要になってくるということですので、多額の財源を安定して確保しなければならないことから、益城町での取組は非常に厳しいものだとして理解をしています。なお、学校給食の無償化については、財源確保も含め、国の責任におきまして自治体の格差なく全国一律全ての市町村での実施を要望する旨の意見書を今議会に議員発議として議案提出させていただいておりますことを申し添えておきます。

さて、学校給食費の負担軽減支援事業ですが、2,000万円弱の金額です。何とか頑張っていただけないでしょうか。今議会に提出されております令和5年度一般会計特別会計歳入歳出決算書、並びに、令和5年度一般会計特別会計歳入歳出審査意見書を確認しますと、町の収入減となる町税が令和4年度に比べ5年度は1億7,600万円の増加、そして、本来、税収等が増える場合は減額されるはずの普通交付税が1億1,000万円の増加ということで、審査意見書によりますと、基準財政需要額の増加により地方交付税が増額したというふうにあります。

基準財政需要額という基礎的な数値が大きく認められたということは、これから地方交付税の交付額については非常によい傾向だと思います。また、あわせて、基金については、昨年度一般会計におきまして約10億9,000万円の積み増しを頑張っていたいただいたおかげで、13基金の年度末残高として89億2,000万円と大きく増額しました。

このように、町の財源としてよい兆しというものもうかがえるんですよ。何とか、学校給食負担軽減支援事業として1,870万円、頑張っていただけないでしょうか。3回目の質問といたします。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 4番上村議員の一つ目の御質問の3点目の3回目、学校給食負担軽減支援事業の実施につきましてお答えをします。

町としましては、これまで子育て支援に積極的に取り組んできたところであり、子ども医療費助成の拡充をはじめ、子育て環境の整備など重点的に予算を投入してきております。学校給食費につきましても、国の交付金を優先的に充当することで、保護者の負担軽減を図ってまいりました。こうした町の取組が、今般の日本人の人口増加日本一になるという子育て世代からの高い評価につながったものと考えております。

議員から財源としてよい兆しのお話がありましたが、中期財政見通しでもお示ししており、町の財政の見通しは決して楽観できる状況にはなく、常に行財政改革を推進しつつ、毎年度の収支改善に必死に取り組むことで、どうか健全な財政運営を維持しているところです。

議員からの学校給食負担軽減支援事業の御提案につきましては、まずは新たな財源として、国からの安定的な交付金制度が実現するよう、町議会と一緒にあってあらゆる機会を捉えて国に要望してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 4番上村議員。

○4番（上村幸輝君） 答弁ありがとうございました。

令和5年度の一般会計決算において、少しでも財源として明るい兆しがうかがえるところを見つけ出して、そこを何とかアピールして学校給食負担軽減支援事業として1,870万円を引っ張り出せないかと思いましたが、町の財源見通しは決して楽観できる状態ではないということで分かりました。

確かに、中期財政見通しで示されている年度ごとの試算結果によりますと、令和5年度では約22億8,000万円だった公債費も年々大きくなり、令和9年度以降は40億円近くと、今の約2倍近くと大きくなっていきますし、財源不足対策としての財政調整用3基金につきましても令和8年度ぐらいから取崩しが始まり、令和12年度ぐらいには枯渇するといった見通しとなっています。非常に厳しい見通しではありますが、これについては、行政の代表である首長と議会がしっかりと力を合わせ、知恵を出し合って乗り切っていかなければならないと思っております。

それはそれとして、学校給食費の大幅な値上げは何とか緩やかになるように緩和策も模索しなければなりませんと思います。学校給食負担軽減支援事業につきましては、国政の総裁選、そして、新たな内閣の組閣などを控えておりますので、経済対策など、また、国の動向も見通せない状況とはなっております。国から新たな物価高騰対策が示されるようであれば、何とかこの事業にも予算計上をしていただきたいと。次回の12月議会におきましては、何らかの対策や方向性が国から示されているかもしれません。もう一度12月議会には質問させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます、次の質問に移ります。

それでは、二つ目の質問の谷川の展望広場の今後の構想について。

熊本地震より、国の天然記念物に指定されている布田川断層帯の一つに谷川地区の断層遺構があります。この断層遺構の駐車場整備に端を発し、地区の要望であったり地域の活性化を期待して、現在、駐車場の南西側斜面がきれいに公園化、整備されております。とても眺望がよく、谷川展望広場として付近の住民の方々はもちろんのこと、近隣町外の方や谷川地区、布田川断層帯を見学にいらした方など、しばし見入っておられます。

昨年11月に令和5年度上益城地域植樹祭が開催され、紅葉や芝桜の植樹や、令和6年4月には布田川断層帯谷川地区の落成記念コンサートが開催され、多くの方が集い、にぎわっておいしました。

また、今回の一般質問の通告書を提出したときは、谷川展望広場のイベントの一つである谷川御納涼まつりは予定の段階でしたが、8月24日には熊本市の江津湖花火大会を借景に予定どおり開催されまして、遠景に見える江津湖の花火観覧もさることながら、ファストフードを提供するなどのキッチンカーにも非常に長い行列ができる状態で、1,000人程度の人出があったのではないかなと思います。天気についてもこの日は一時期心配されたんですが、想像以上のにぎわいとなりました。今後も、地域のにぎわいづくり、地域活性化の呼び水として、とても期待しているところです。

そこで、1点伺います。観光資源の一つであり、ここを訪れる方々に憩いの場としてゆっくりとくつろぎ、眺望や自然を満喫していただきたい。以前、展望広場内にある井戸を活用した小川

などの水場や、ちょっとした雨をしのげる東屋なども構想があったと思いますが、町の今後の構想内容はどうなっておりますでしょうか。1回目の質問といたします。

○議長（中川公則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 4番上村議員の二つ目の御質問、谷川展望広場の今後の構想の内容についてお答えします。

議員御存じのとおり、谷川展望広場は、国の天然記念物、布田川断層帯の駐車場と併せて整備を進めているところです。現在、谷川展望広場は、教育旅行などの団体見学における説明の場として、また、地域住民の憩いの場、ウォーキングなどの健康増進の場として徐々に利活用が進んでおります。また、最近では、中学校部活動の練習場所にもなっており、さらに保育所や小学校の遠足行事や、益城四山縦走を目的にしたトレイルランの拠点としての利用が計画されています。

今後は、議員御指摘のとおり、まずは地元利用者の利便性や安全性を考慮して、休息の場所として、また、雨等をしのげる東屋や、子どもたちが水遊びができ、熱中症対策として必要な水場の設置が必要ではないかと考えます。なお、東屋の設置につきましては、本定例会における補正予算にて計上させていただいております。

また、今後の活用方法としましては、これまで実施しました落成記念コンサートや地元の意見を取り入れた谷川納涼まつりなどのにぎわい創出が継続的に実施できるよう、地域住民の皆様と連携して取り組んでまいりたいと考えます。以上でございます。

○議長（中川公則君） 4番上村議員。

○4番（上村幸輝君） 分かりました。最近の利用では部活動での練習や、近くの保育所、小学校の遠足であったり、益城四山のトレイルランの拠点として、そういった計画があるということでした。トレイルランについては、益城四山という、城山、朝来山、船野山、飯田山の場合。飯田山以外は、飯田山は登山道というものがあるんですけど、飯田山以外では登山道というようなトレイルというのは確立していないので、登山が趣味の私としては、ルートがどのようなものを想定されているのかと非常に興味のあるところではあります。恐らく四山回って、一周して、距離にして40キロぐらいになるのかなとは思いますが、非常に興味はあります。

東屋や水場については、設置の必要性を考えておられるということでした。特に今回、東屋の設計費というものを今議会に計上されているということですので、ぜひ、しっかりとした整備をお願いします。

また、先日の納涼まつりの折にも、東屋はもちろんのこと、玉名市の山田日吉神社のフジ、結構有名なフジがあるんですけど、あそこみたいな藤棚も整備して名所化してくださいという要望も何人かの方からありました。さきにも述べましたが、ここは観光資源の一つであり、ここを訪れる方々に憩いの場としてゆっくりとくつろいで、眺望や自然を満喫していただけるような整備をお願いします。

2回目の質問ですが、この場所はお手軽な場所にありまして、とても眺望がよいということから、訪れる方々はますます増えてくるものと思います。特に、以前の町で開催されておりましたような夏祭り、今回は秋祭りとなるようですけど、このときのように、花火大会などが再開され

るような運びとなれば、観覧するには絶好の場所となる。そのため、多くの人出というものがここでは見込めるのかなと思います。

にぎわいというものはとても地元としてはうれしいことなんですけど、バーベキューなど火気の取扱いであったり、ごみの散乱、騒音、こういったことなど懸念される事項というものも幾つかあります。利用に当たっての注意事項など、きちんと利用規則というものを決めておくべきかと思いますが、どうでしょうか。また、今後において、この公園、管理する所管課はどこが担当していくのでしょうか。2回目の質問といたします。

○議長（中川公則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 4番上村議員の二つ目の御質問の2回目、展望広場の利用に当たっては利用規則を決めておくべきだと思うが、どこが所管課として管理するのかについてお答えします。

議員御指摘のとおり、谷川展望広場は益城町内を一望できる場所であることから、今後多くの利用者、併せて多様な利用方法が想定されます。また、広場利用に当たっては、周辺住民の方々への配慮も必要になってくると考えます。特に火気の手扱いやごみの持ち帰り、騒音防止など、公園利用の際の決まりや注意事項等を早急に整備する必要があります。

今後は町内にある各公園の運用規則や注意事項との整合性を図るため、関係課である都市計画課とも連携しながら検討を進めてまいります。

また、当該広場の所管課につきましては、布田川断層帯谷川地区と一体的に管理運営していきますことから、生涯学習課となります。以上です。

○議長（中川公則君） 4番上村議員。

○4番（上村幸輝君） 所管課については、布田川断層帯と一体的に管理運営していくために生涯学習課のほうで所管していくということで、分かりました。

また、利用規則については、これから都市計画課と連携し、検討を進めていくということですよ。分かりました。

地元からも親しまれ、気持ちよく利用のできる公園となるよう、また、新たな名所として人々に足を向けさせる、訪れたいような公園となるよう期待をしております。どうぞよろしく整備のほうをお願いします。

以上で私の一般質問を終わります。答弁ありがとうございました。

○議長（中川公則君） 4番上村幸輝議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。14時25分から再開します。

休憩 午後2時16分

再開 午後2時25分

○議長（中川公則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、西山洋一議員の質問を許します。

3番西山洋一議員。

○3番（西山洋一君） 皆さん、こんにちは。3番西山でございます。初日、4番目ということで、お疲れのところ今日最後の質問者ということになります。

また、今回も一般質問の機会を与えていただきましてありがとうございます。そしてまた、多くの方々に傍聴に来ていただき、本当にありがとうございます。また、モニター前で傍聴されている方、日頃から町政に関心を持っていただきましてありがとうございます。

昨今は先日、超大型と言われる台風が熊本県を直撃したと。しかし、超大型という割にはそんなに風、雨ともに熊本県には被害はなかったのかなど。その周辺地域で大きな被害をもたらしましたけれども、また、これからが本格的な台風シーズンですので、それには備えておく必要があるかなと思います。

また、食欲の秋を迎える時期になりましたけれども、まだまだ暑さが続いております。体調には十分気をつけながら乗り切っていきたいというふうに思います。

それでは、今回、事前に通告しておりました三つの項目について質問をさせていただきます。

まず、1点目は、木山仮設団地跡地の開発。2点目、上益城5町のごみ処理施設の進捗。そして3点目は、夢のような話ですが、熊本県営野球場を益城町へ誘致できないかということについて質問させていただきます。

それでは、質問席のほうに移らせていただきます。

それでは、まず1点目の質問となります木山仮設団地跡地に係る開発についてでございます。

去る3月の定例議会において町長から木山仮設団地跡地の利活用について、数ある選択肢の中から益城町の将来を見据えて一体的開発の方向性を決定したという答弁をいただきました。町の将来を考えてということでもございました。周辺を見てみますと、TSMCの菊陽町進出に伴う関連企業の進出ラッシュ、これはもちろんのことでもございますけれども、町内の二つのインターチェンジ周辺、それから、熊本空港の周辺でも様々な開発構想を耳にしているところでございます。

益城町もこれからの目覚ましい発展が想定される中で、木山仮設団地跡地の一体的開発、これは町の将来にとって大きな意味を持っているんじゃないかというふうに思っております。前々からこの一体的開発の方向性というのを決定していただいた中で、現在この開発構想を固めつつある段階ではないかというふうには思いますが、どのような開発になるのか、町民の関心も非常に高いと。いろんな方々からあそこはどぎゃんなんとやということを耳にいたします。

3月議会での方針表明以降の、町として具体的な動きや今後の取組について、3点について町長にお伺いいたします。

まず1点目、開発手法を定め、現時点で描く開発構想はどのようなものなのか。また、関係機関との協議も進んでいるものと思いますけれども、現状における課題等、大きなハードル等がもしかするとあるかもしれませんので、それについてまずお聞かせをいただきたいと思っております。

それから、二つ目の質問として、最優先課題としましては、まずは土地の確保が一番重要ではないかというふうに思います。地権者の理解と協力が不可欠だと考えておりますが、地権者への説明は進められているのか。また、開発構想に対しての地権者の反応、または要望、意見はどの

ようなものが出ているのか、お伺いをいたします。

3点目、この一体的開発は、町としてもこれまでに経験のない一大事業であるというふうに私も思っております。町はどのような体制でこの一体的開発の体制を整備していこうとしておられるのか。また、業務支援、民間コンサルタント等との連携が重要な鍵を握ってくるというふうに思いますが、現時点でどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

以上、一つ目の質問として3点、お願いいたします。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 5番西山議員の一つ目の御質問の1点目、開発手法を含めた開発構想及び関係機関との協議における課題等につきまして、お答えをします。

木山仮設団地跡地周辺に係る開発は、これまでも答弁してきましたとおり、木山仮設団地跡地及びその周辺の約12ヘクタールにおきまして、住宅分譲地、公園及び生活利便施設の主に三つを組み合わせた一体的開発であり、復興のシンボルとなりますとともに、本町が震災以前よりも発展し活気ある町となっていくために欠かせない、大変重要なプロジェクトであると認識をしております。

当地は農用地区域内の農地であり、かつ市街化調整区域でありますことから、様々な規制がありますので、このプロジェクトの開発手法についてしっかりと検討する必要があります。これまでの検討及び関係機関との協議を踏まえると、現時点では、市街化調整区域での立地基準の一つである都市計画法第34条第10号の地区計画によることが適当ではないかと考えており、今後、当開発の内容をより具体化していく中で、関係機関との協議をさらに進めてまいります。

また、用地取得につきましては、丁寧な説明を行いますとともに、地権者の皆様の御希望や御意見などをお聞きしながら進めてまいります。現時点では、より機動的に用地交渉や取得事務を進められるよう、土地開発公社の活用を想定しているところです。

今後の関係機関との様々な協議におきましては、当開発の必要性や町全体のまちづくりの中での位置づけ、各種計画との整合性等を踏まえた上でしっかりと構想を練り上げてつくり上げていくことが必要と考えております。また、開発面積が大きいため、開発手続におきまして国との協議が必要となる場合もあり、手続には相当の時間を要することが想定されます。

いずれにしましても、大変重要で大規模なプロジェクトですので、実現には様々な課題がありますが、一つ一つの課題に全力で取組、早期の実現を目指してまいります。

次に、議員御質問の2点目、地権者への説明の状況及び地権者の反応等につきましてお答えをします。

今年3月の定例会で当開発に係る町の方針を表明した後、4月から6月にかけて関係する約40人の地権者の皆様に町の方針について御説明をさせていただきました。その際、ほとんどの地権者の皆様には町の方針を前向きに捉えていただいたと認識しておりますが、農業を続けたい、土地を手放したくないという御意見も幾つかいただいたところです。また、早期に今後のスケジュールを示してほしいとの要望もいただきました。

町としましては、今後開発に関する説明及び交渉を本格的に実施してまいります。まずは今

月から来月にかけて、なぜ町が当開発を実施するのか、どのような効果があるのかなど、本町の現状及び課題も含めた詳細な説明を行いますとともに、今後のおおむねのスケジュール等を示したいと考えております。また、必要に応じ、当地を借りて耕作されている皆様にも説明してまいります。

今後も引き続き検討の進捗に合わせて適宜、具体的な説明や交渉を実施し、地権者等、関係する皆様の御理解と御協力をいただけるよう丁寧に対応してまいります。

最後に、議員御質問の3点目、町の体制整備、民間コンサルタント等との連携についてお答えをします。

まず、組織体制の整備につきまして、議員御指摘のとおり、当開発は町の一大事業であり、町内組織が一丸となって取り組む必要があると認識しております。これまでも、担当する総務課町長公室におきまして、関係部署間での情報共有や必要な協議を重ねるとともに、毎月1回開催する幹部会議におきましても情報共有を図ってまいりました。そして、様々な検討を進める中で、開発手続や開発構想の策定をより効率的かつ迅速に進めるには組織の充実が必要不可欠と判断しまして、8月1日付で開発に関係する各課の職員を総務課兼務とする木山エリアデザイン推進室を総務課内に立ち上げ、担当する職員をこれまでの町長公室の3名体制から10名体制へ拡充する人事異動を行いました。

木山エリアデザイン推進室を当開発に係る専任の組織として位置づけることで、業務のさらなる推進を図りますとともに、当開発に対する本町の意気込みも示すことができると考えております。

次に、民間コンサルタント等との連携についてお答えします。

当開発が重要かつ大規模であることに加え、宅地分譲や生活利便施設の整備を内容としていることから、民間事業者等との連携は欠かせないものと考えております。また、公園整備を含め、民間事業者の持つ技術力、資金力、経営能力を活用し、優れた品質の開発を実現できる手法として、近年、多くの開発事業で採用されておりますPFI事業をはじめとする公民連携の手法を検討しており、そのためには、公民連携の導入可能性や民間事業者の意向を調査分析することが必要不可欠です。

このようなことから、専門的知見や経験を持つコンサルタントをプロポーザルにより決定し、当該業務を委託したところです。コンサルタントには、民間事業者に対する当開発への意向や市場動向を調査していただくとともに、事業スキームや事業内容の絞り込みまで実施していただくこととしております。また、その過程におきましては、町もコンサルタントとともに公民連携のケーススタディ等により手法や実施可能性等を把握し、開発構想の検討を進めていくこととしております。拡充した体制の下、コンサルタントと連携しながら、皆様にできるだけ早く構想内容及び最適な事業スキームをお示しできるよう、しっかりと取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 3番西山議員。

○3番（西山洋一君） 答弁ありがとうございました。

非常に時間も、答弁の中にありましたように、相当大規模開発ということでかかるんじゃないかと思えます。この開発は開発面積も12ヘクタールと大きいことから、国、県との協議も必要となる場合もあると。手続には相当な時間と労力を要することが予想されると。また、手法としては地区計画が最善であると。また、土地開発公社の活用も考えているということでございますので、その辺は手順よく進めていただきたいというふうに思います。

2点目の地権者に対するイメージですけれども、ほとんどの地権者におかれては町の方針を前向きに捉えていただいているということで認識をいたしました。ただ、地権者の一部におかれては、農業をまだ続けたいとか、もしくは農地を手放したくない、そのような方もいらっしゃるということで、今後丁寧な説明をしながら、虫食い状態でこの計画が進まないということがないような対応をお願いしたいというふうに思います。

このような状況を受けて、8月1日付で人事異動といいますか、総務課内に兼務体制ではあるけれども、木山エリアデザイン推進室を立ち上げた。業務のさらなる推進を図って、この開発に町としての意気込みを示すことができるんじゃないかという答弁でございました。

木山エリアデザイン推進室、専門的な部署になるかと思えますけれども、今回、どなたが兼務になられたのかはちょっと私も存じ上げませんが、兼務となられた職員の皆さんにおかれましては、兼務ですから現業本来の業務をやりながらプロジェクトチーム的な立場で対応されていくと思います。大変な思いをされるかもしれませんが、町が行う前例のない大規模開発ということもありますので、この事業に携われることを誇りに思い頑張っていただきたいというふうに思います。

また、3点目の民間業者との連携につきましては、専門的な知見や経験を持つコンサルタントをプロポーザルで決定したと。なかなか町としても経験のない事業でございますので、やはりノウハウを持った民間事業者との連携、そしてうまく活用しながら、よりよい開発構想を検討していただき、町長が最後に申し上げられましたように早めにスケジュールをとということで節目節目に進捗状況なり説明をしていただきたいというふうにお願いをいたします。

冒頭に申し上げましたように、町民の方々にはあそこはどぎゃんなつとやという、結構皆さんがどうなるのかと心配と期待と両方入り交じっていると思いますが、非常に注目されていると思いますので、よろしく願いをいたしまして次の質問に移らせていただきます。

それでは、二つ目の質問です。

益城5町で今進めておりますごみ処理施設の進捗状況についてお伺いをいたします。

上益城5町のごみ処理施設の建設が、当初は上益城5町でやるつもりだったところが、現在は大栄環境株式会社と石坂グループが設立した新会社、シムファイブス株式会社による民間事業者運営により進んでいるというふうに思います。現在どのような進捗状況にあるのかというのがまず1点。

そしてまた、各地区において、説明会等も相当実施されていると思えますけれども、その説明会等においての住民の反応や現時点での課題等があればお聞かせをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 3番西山議員の二つ目の御質問、上益城5町のごみ処理施設の建設の進捗状況及び説明会時の住民の反応や現時点での課題等についてお答えをします。

現在、上益城5町のごみ処理施設におきましては、民間事業者による建設等も選択肢の一つとして、環境アセスメント実施等に向けた基本協定書を令和4年3月に締結し、民間事業者による環境アセスメントが進められているところです。環境アセスメントの進捗状況は、令和5年1月に配慮書が、令和5年7月には方法書が公表されており、現在は準備書の公表に向けて約1年間の現地調査が実施されております。

なお、準備書の公表時期は令和7年6月頃を予定されており、令和7年度末までに環境アセスメントの全工程を終了する予定と伺っております。上益城5町では、環境アセスメントの終了後に民間事業者の計画が適切であると判断された場合に、民間事業者と環境保全協定及び立地協定等を締結する予定です。

なお、8月の上益城広域連合議会定例会に造成工事の概略予備設計の補正予算が計上されていますが、これは、上益城5町のごみ処理施設建設を民間で行う場合でも上益城広域連合で行う場合でも必要になるもので、今後のスケジュールに与える影響を考慮し、補正予算に計上されたものです。

次に、配慮書段階及び方法書段階での住民の皆様のご不安としましては、交通、大気汚染、振動騒音、地下水、景観などへの影響に対しまして様々な意見が出されておりますが、民間事業者におかれましては、ホームページにおいて、令和6年2月14日から2か月の間、環境影響評価方法書段階での事業者の見解を示されております。また、この見解等につきましては、環境影響評価準備書にも掲載される予定とのことです。

今後も民間事業者及び上益城広域連合におきましては、丁寧な説明とともに、住民の御意見、御要望をよくお聞きした上で住民の方の不安を解消できるよう取り組まれていかれるものと考えているところです。以上でございます。

○議長（中川公則君） 3番西山議員。

○3番（西山洋一君） 答弁ありがとうございました。

上益城5町のごみ処理施設につきましては、言いましたように、最初は上益城5町で共同で広域連合でやるところが民間のほうに事業主体が移っておりますので、なかなか細かいところまではお答えができないかと思っておりますけれども、内容的には今、準備書の公表に向けて現地調査が行われていると。準備書の公表については、来年の令和7年の6月頃になるであろうということ。それから、令和7年度末には環境アセスメントの全工程が終了する予定であるということは分かりました。それを受けて、適切と判断した場合に、その後進んでいくというふうに考えられます。

ただ、住民の不安材料として、やはり大気汚染、それから騒音、地下水等々、交通の問題、ごみ収集車が大量に通行して道路がどうのこうのとありますが、この辺は、現在、益城町でもごみ焼却場ございますけれども、当然ごみ収集車等が益城町でも走り回っております。これは新しい施設ができたからといって、上益城全体で増えることではないと私は思っております。その辺

から考えると、大栄環境さんの視察もして、議員の皆さんも大体状況はお分かりだと思いますが、新しい施設になることによって今よりもより環境的にはよくなるんじゃないかと私は考えております。

当初の最終処分場新設の計画は令和7年度でございました。これは、7年度稼働開始としていたと思いますけども、熊本地震によって施設整備の遅れの影響や厳しい財政状況を踏まえて稼働年度を令和11年度に遅らせたという経緯がございます。また、令和6年度には町のごみ処理施設の稼働限界を迎えるということで、上益城5町と熊本市との間におきまして、可燃ごみの広域処理に関する覚書を締結されております。これはあくまでも上益城5町のごみ処理施設が、短期間とは言いませんがそんなに長期に時間を要せず完成するであろうという前提の覚書だというふうに私は思っております。その後、民間業者が県を通じて民間事業者による建設の運営計画を提案して、現在に至っていると。

最後になりますけれども、本事業を実施している大栄環境と石坂グループからなる株式会社シムファイブスにつきましては、先ほども言いましたように、大栄環境グループを視察した際にも、産業廃棄物処理や独自の資源環境への取組というのを私たちも視察で目の当たりにしてきております。

ごみ処理施設の老朽化によりまして、当面の間は熊本市に可燃ごみの処理を委託することになるというふうに思いますが、私個人として、ごみを出し続ける一町民としては、予定どおりの稼働開始ができることを期待しております。

この辺を踏まえたところで民間事業者の方々に、また、住民説明会であったり、説得には苦勞されると思いますが、ぜひ頑張ってください。この質問は終わらせていただきます。頑張ってください。

次に、3点目の質問です。

少し夢みたいな話もありますが、4年前に県営野球場の誘致を益城町へということで質問をさせていただきました。令和2年3月の定例会で質問をしておりますけれども、この時点ではまだ県において立地場所などを含め、その在り方についても検討されるので、そういう時期が来たら適切に対応していくという町長の見解でございました。

ただ、今年の春、ここに来まして、菊陽町が令和6年度の予算に県営新野球場誘致に係る調査費用を計上したというのが報道されました。益城町としても、県の動向も気になるころではありますが、町の活性化づくりに建設予定地を含む調査費用を計上してはどうかというふうに思います。菊陽町が勇み足と非難していても仕方ありません。これは早い者勝ちとは言いませんが、やはり準備は早めからしておく必要があるんじゃないかということで、町長の見解をお聞かせください。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 3番西山議員の三つ目の御質問、新野球場誘致に係る調査費用を令和6年度に予算計上してはどうかにつきましてお答えをします。

藤崎台県営野球場は昭和35年の熊本国体を機に建設されたもので、高校野球をはじめアマチュ

ア野球からプロ野球に至るまで、数々の歴史が繰り広げられてきました。また、かつては日米野球が4回開催されるなど、昭和の時代までは文句なく九州一の野球場であったと思います。

また、県内の高校球児の聖地としまして、長い間、県民に親しまれてきたところです。松本議員、西山議員も高校球児として活躍され、西山議員におかれましては、藤崎台での予選を勝ち抜き見事に甲子園にも出場されております。私自身、高校3年の最後の夏、準決勝で逆転負けし茫然として立ちつくしたことを鮮明に覚えています。そのときの藤崎台球場での応援の風景や、土や芝生の匂い、今でも忘れることはありません。

これは地震後だったと思うんですが、幼稚園の卒園式に行ったときになりたい職業を聞かれたとき、ほとんどの子どもがサッカー選手になりたいと答えました。ちなみに、町長、議員は誰一人もいませんでした。野球選手もおりませんでした。そこで、非常に野球観光球場の整備の必要性を感じたところです。

また、地震前には、大西市長が市議会の一般質問に対しまして、藤崎台野球場について、施設の老朽化や特別史跡熊本城跡地として追加指定を推進すべき場所であるなど多くの課題を抱えておると。現地での新たな施設整備は制限せざるを得ないと考えられております。今後は県営市営に捉われず、球場の移転を含めた在り方を検討する場や、県、市政策連携会議の場で議論し、取り組んでいきたいと考えているとの見解を示されているところです。

また、熊本地震前には、県内に新しい硬式野球場の建設を目指す新球場建設連絡協議会が開催され、野球関係、国会議員、県会議員、そして熊本市の周辺自治体の市町村長450人が参加し、協議がされたところです。その後、熊本地震、コロナにより審議はストップしていたという状況であります。そのような中に、藤崎台球場は建設から65年が経過して老朽化が進んでいることから、先ほど申しましたように、平成27年に発会した新球場建設連絡会や県が今年度実施するスポーツ施設の整備に関する方向性を議論する有識者会議において、球場の移転改修等が検討されると聞き及んでおります。

議員御提案の県営野球場の本町への移転につきましては、それがかなえば、スポーツ振興や関係人口の増加等、地域の活性化につながるものと期待があります。一方で、球場までのアクセス道や地域交通の渋滞等、町民の生活に関わる様々な面での課題が生じるものとも推測をされております。また、球場によってもたらされる経済波及効果等につきましても慎重に見極める必要があるものと考えております。さらに、球場の建設場所によっては、都市計画法や農地法等における開発制限への対応や周辺環境への配慮も必要となってまいります。

このように、新野球場誘致につきましては、その効果だけではなくて、想定される課題も十分に見極める必要がありますので、県及び周辺自治体の動向も見極めながら調査、研究してまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 3番西山議員。

○3番（西山洋一君） 答弁ありがとうございました。

本当にまだ絵にも描けないような話を質問して申し訳ないんですが、先ほどからありましたように、県もスポーツ施設として建て替えを真剣に検討を始めるであろうと。そしてまた、老朽化

して環境も非常に今、県営藤崎台球場は厳しくなっていると。

今、日本全国でお城の中にある球場は藤崎台球場だけです。その前に平和台球場が福岡にありましたがけれども、平和台球場がなくなって熊本の藤崎台球場だけになっておりますので、何か博物館的な球場になってきたのかなというふうに思っております。我々の聖地ではありますが。ただ、球場誘致につきましては、県がこれからまだ具体的な検討には入っていきと思っておりますが、建設の計画が始まらなければアプローチも何もできないんじゃないかとは思っております。非常に難しいと。

ただ、話ががらっと変わりますが、先日、益城にある井関農機が工場を閉鎖するという新聞記事が公表されました。まだどのような処分になるのか、全部が引きあげるのか、部分的に残るのか、そこら辺は具体的には分かりませんが、約22ヘクタール近くの広大な敷地が井関農機にあります。もしもこれが閉鎖で撤退というふうな状況になると、益城町、先ほど町長の答弁にありましたように、農振地域で農地が非常に多い中で開発はなかなか難しい益城町の中であって、これは一つ、新球場用地として何とか活用を提案することができないかなというふうに考えたところです。

できれば、工場跡地を新球場誘致の候補地として町として働きかけができないものかなというふうに思うのですが、町長に県営球場をもしも井関農機、それから県との話がどういう機会であればできるようであれば、このアピールが事前に何かできないかということ町長にお伺いいたします。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 3番西山議員の三つ目の御質問の2回目、井関農機跡地の利用についてお答えをします。

議員御指摘のとおり、2025年末をもって井関農機株式会社系列の益城町の工場が閉鎖されることが先日公表されております。井関農機跡地を利用できないかの御質問ですが、工場閉鎖後の跡地の利活用方法につきましては、先日、松山工場の社長ともお話をさせていただきましたが、様々なまだ抱えている課題がありますので、今、検討中ということで伺っているところです。

仮に工場跡地の利活用につきまして本町に御相談がありましたら、様々な観点から本町にとってよりよい活用方を求めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 3番西山議員。

○3番（西山洋一君） ありがとうございます。

2025年末、松山工場の社長とも対談をしたと、面談というか対談をしたということでございますので、これは民有地でもあり、まだ方向性も決まってない中で町が介入していくということは非常に難しいと思っております。県としても、T SMC進出に伴う工業用地の不足等も課題となっているものというふうに思われますことから、今後の利活用に非常に注目が集まるというふうに思っております。

町長が答弁されましたように、できれば、タイミングを見計らって、県営球場もしくはそれが無理であっても企業誘致等のアプローチをぜひともお願いをしていただくことをお願いして、こ

の質問を終わらせていただきます。

これをもちまして、私の一般質問を終了いたします。

○議長（中川公則君） 西山洋一議員の質問が終わりました。

これで本日予定されました一般質問が全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

散会 午後 3 時07分

9 月 12 日（木曜日）

令和6年第3回益城町議会定例会会議録

1. 令和6年9月9日午前10時00分招集
2. 令和6年9月12日午前10時00分開議
3. 令和6年9月12日午後2時13分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 益城町議会本会議場
6. 議事日程

日程第1 一般質問

- 1番 甲斐康之議員
- 10番 坂井金次郎議員
- 17番 榮 正敏議員

7. 出席議員（17名）

- | | | |
|-----------|------------|-----------|
| 1番 坂井金次郎君 | 2番 木村正史君 | 3番 西山洋一君 |
| 4番 上村幸輝君 | 5番 富田徳弘君 | 6番 下田利久雄君 |
| 7番 松本昭一君 | 8番 吉村建文君 | 9番 甲斐康之君 |
| 11番 宮崎金次君 | 12番 坂田みはる君 | 13番 中村健二君 |
| 14番 稲田忠則君 | 15番 渡辺誠男君 | 16番 荒牧昭博君 |
| 17番 榮正敏君 | 18番 中川公則君 | |

8. 欠席議員（1名）

- 10番 野田祐士君

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

- 議会事務局長 遠山伸也

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

- | | | | |
|----------|-------|--------|-------|
| 町長 | 西村博則君 | 副町長 | 濱田義之君 |
| 教育長 | 酒井博範君 | 政策審議監 | 清田聡美君 |
| 土木審議監 | 持田浩君 | 会計管理者 | 山口拓郎君 |
| 総務課長 | 荒木薫君 | 総務課審議員 | 中山貴文君 |
| 危機管理課長 | 森川博君 | 企画財政課長 | 松本浩治君 |
| 企画財政課審議員 | 藤田智久君 | 税務課長 | 坂井浩章君 |
| 住民課長 | 田上恵美君 | 福祉課長 | 菊川和幸君 |

福祉課審議員	川原 さおり 君	こども未来課長	吉住 由美 君
健康保険課長	吉本 秀一 君	産業振興課長	岩本 武継 君
都市計画課長	齊藤 計介 君	建設課長	竹林 浩幸 君
復興整備課長	水口 清 君	下水道課長	相良 憲二 君
水道課長	豊田 博文 君	学校教育課長	内村 康成 君
生涯学習課長	中村 康広 君		

開議 午前10時00分

○議長（中川公則君） 皆さん、おはようございます。定刻に達しましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、10番野田議員から欠席する旨の届出がっております。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問となっております。

本日の質問の順番を申し上げます。1番目に甲斐康之議員、2番目に坂井金次郎議員、3番目に柴正敏議員、以上の順番で進めてまいります。

日程第1 一般質問

○議長（中川公則君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

最初に、甲斐康之議員の質問を許します。

9番甲斐康之議員。

○9番（甲斐康之君） 傍聴にお越しの皆さん、議場内の皆さん、おはようございます。9番、日本共産党の甲斐康之です。

朝夕、虫の声が聞こえるようになりました。秋の気配が漂っていますが、連日、熱中症警戒アラートが発表されています。まだまだ日中は猛暑が続いております。熱中症にならないよう気をつけて過ごしたいと思っているこの頃です。

保険証の12月2日からの発行廃止をめぐって、マイナ保険証がないと医療機関を受診できなくなる、このような不安が患者、国民に広がっています。政府が、「現行の健康保険証は発行されなくなります。マイナンバーカードを御利用ください」とポスターやチラシで宣伝をしております。そもそも、マイナンバーカードを作るかどうかは任意です。さらに、マイナカードをマイナ保険証として登録するのも使うかも任意であります。任意の制度を普及するために保険証を廃止することは全く道理がありません。任意であることを、患者、国民に徹底すべきと考えます。

それでは、今議会の一般質問は、いずれも町民の方々から要望があった中から、1点目、あんま・はり・きゅう・マッサージ治療費補助金の増額を求める。2点目、高齢者への新型コロナウイルスワクチン接種への補助を求める。3点目、熊日新聞の「益城町職員、法廷で偽証か」で報じられた記事について真相を明らかにすべきである。この3点について質問を行います。

それでは、質問席に移ります。

それでは、質問の1点目をを行います。あんま・はり・きゅう・マッサージ治療費補助金に増額

を求める、これについて質問いたします。

この交付規則は、平成元年3月31日、規則第7号で決定をされ、翌4月1日から施行されています。施行から36年が経過しています。今回、この件を質問したのは、利用者から補助金をもっと引き上げてほしいという要望があったからであります。

交付規則の目的として、益城町民の健康の保持増進を図るため、あんま、はり、きゅう診療に要する経費に対する補助金の交付とあります。交付を受ける対象者は、益城町に住所を有する満年齢40歳以上の者、治療券の交付は700円券が1人当たり年間20枚として、最初の申請において10枚を交付します。さらに必要であれば再度の申請で10枚を追加交付する。

治療券の使用は1施術に対し1枚700円券を施術料として使用する。使用期間は4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。施術業者は、使用された治療券を交付請求書に添付して町に提出をする。町は審査の上、施術業者に補助金を交付する。

こう規定されています。

この交付規則は、平成7年8月と平成9年2月の2回改正されておりますが、治療券の補助額の改正がなされているかどうかは分かりません。

あんま、はり、きゅう治療は東洋医学の類で、心身の全体を総合的に見てバランスを整えていく治療と言われております。施術料は自由診療であるため施術業者により料金が異なるようですが、地域によりほぼ決まった施術料になっていると聞いております。

施術料は施術内容により4,000円前後ぐらいが相場のようにあります。700円の補助があっても差額は利用者の負担となります。年間20枚の交付を受けても、全てを使い切る利用者は限られているのではと思います。それを裏づけるものは、不用額が表しています。直近の令和4年及び5年度の不用額の割合は23.4%となっています。自己負担が重いことで2割強が使い切れていないのではないのでしょうか。それもあって補助額の増額を求める声があります。

担当課の方に近辺自治体の対象条件や補助額について調べていただきました。上益城郡内5町と、菊陽、大津、熊本の8自治体について調査報告を受けました。嘉島町は助成制度がないようであります。

益城町の対象条件は、町に住所を有する満年齢40歳以上の者と年齢制限があります。ほかの自治体は年齢制限はありませんが、対象条件として、国保、後期高齢者保険に加入している者と制約がついています。山都町は、年齢制限、国保、後期高齢の加入条件はありませんが、町に住所を有して町税の滞納がない者となっています。

助成金については、益城町以外の全てで1,000円の補助となっています。補助金は、益城町は1人700円券が20回で、年間1万4,000円であります。菊陽町では、後期高齢は1人30枚で3万円、国保世帯は世帯全員へ60枚で6万円、大津町ははり・きゅう券が1人10枚で、3回の3万円となっています。

益城町以外の補助を行っている上益城郡内自治体では、国保世帯は世帯全員の交付になっています。

このように、対象条件について、益城町は他自治体に比べ、年齢制限がありますけれども、国

保、後期高齢者保険の加入条件がなく、40歳以上の他の保険加入者も利用できるなどよいところもありますが、助成金については、ほかの自治体は1,000円なのに益城町は700円と、補助額で劣っています。ほかの自治体並みに増額を行うように求めたいと思います。

直近、令和4年度、5年度の予算額と決算額、不用額の推移を見ました。4年度、5年度の予算額はそれぞれ年間50万4,000円であります。4年度決算額では37万5,200円が使われ、割合にして74%。不用額は12万8,800円、割合は26%となっております。5年度決算額は39万6,900円が使われ、割合は79%。不用額は10万7,100円、割合は21%となっております。このように、使われなかった不用額が2割以上になっています。

利用者の方の意見では、年間20枚もらえるのはありがたいが、施術料が高いため頻繁に行けない、残すことが多い、700円の補助額を引き上げてもらえればもう少し多く通える、このような切実な意見があります。

今、補助券が700円です。50万4,000円の予算に対して720枚分があります。使用されているのは、4年度、5年度で平均77%でありますから、555枚が使われています。仮に1,000円とした場合、今の予算では50万4,000円ですから、504枚の使用が可能です。先ほど平均77%ということでしたので平均使用枚数550枚と見ると、予算は55万5,000円となります。予算額が若干不足する程度であります。

仮に1,000円としたときに、使用枚数が1.3倍に増加すれば、予算額が72万1,000円程度になります。補助金を増額しても予算額は僅かの増加で済むと思います。町民の健康保持増進が図れるように、補助金の増額についてぜひ検討いただきたいと思います。

以上、質問です。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 皆さん、おはようございます。

令和6年第3回益城町議会定例会も4日目を迎えております。また、傍聴席には多くの皆様にお越しいただきまして、心から感謝を申し上げます。本日は3名の議員の皆様の質問にお答えをさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、9番甲斐議員の一つ目の質問のあんま・はり・きゅう・マッサージ治療費補助金の増額を求めるについてお答えをさせていただきます。

あんま・はり・きゅう診療費補助金につきましては、町民の健康の保持増進を図るため、あんま・はり・きゅう診療に要する経費に対しまして補助金を交付するもので、平成元年4月1日から実施をしております。交付対象者は、本町に住所を有する満40歳以上の方とし、1回の施術に対しまして700円の治療券を年間最大20枚、金額にして1万4,000円分を補助しているところです。

この補助金の利用者につきましては、多いときには年間延べ2,000人程度の方が利用されていましたが、平成28年の熊本地震以降、年間延べ500人程度の利用となっております。また、議員御指摘の施術料につきましては、各施術業者によって施術内容等が異なるため一律ではありませんが、相場はおおむね4,000円前後と把握しております。

近隣市町のうち、熊本市、大津町、菊陽町、御船町、甲佐町など大半の自治体では、交付対象

者が国民健康保険加入者及び後期高齢者医療制度加入者に限定をされており、年間1人当たり5,000円から最大4万5,000円、かつ1世帯当たり1万円から最大6万円との条件で、全て1回当たり1,000円が補助されております。

交付対象者が限定され、補助の前提条件が異なりますので、補助金額のみの比較は難しい面もありますが、他自治体の動向をはじめとして、今後の物価高騰等による負担への影響や財源等を総合的に考慮しながら、適切な補助額につきまして検討をしております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 9番甲斐議員。

○9番（甲斐康之君） 今、答弁をいただきました。

答弁の内容は、利用者は多いときで年間2,000人程度が利用していた。地震以降は年間500人程度の利用に落ち込んでいる。施術料は、業者によって施術内容が異なるため一律料金ではないけれども、おおむね4,000円前後と把握をしております。

近辺自治体の補助金利用対象者の条件として、年齢制限はないものの、国保及び後期高齢者保険加入者の制限がある。全ての自治体で1,000円の補助となっていること。益城町の補助金額については、対象条件が他市町と違っているので一概に比べられないと。今般の物価高騰などによって、負担の影響や他自治体の動向、財源の問題等を踏まえながら検討していく。

このような答弁だったと思います。

私は質問の中で、予算額に対し、利用額の割合が77%程度で、不用額は2割強もある。地震前に比べて利用者が減少していることを考えますと、もっと補助金額を引き上げてほしいという町民の方の意見は的を射ていると思います。補助金額を他自治体並みに当面1,000円とすること、補助引上げを検討するとの答弁でしたので、ぜひ引上げが実現されることを求めまして、これでこの質問を終わります。

続きまして、質問の2点目、高齢者への新型コロナワクチン接種への補助を求めるについて質問を行います。

新型コロナウイルスは、新株への置き換わりで感染が全国的に拡大をしています。新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日から5類に移行。移行期間中の措置として行われてきた支援体制については、全額公費によるワクチン接種が令和6年3月末で終了しております。4月から通常医療体制での対応となり、ワクチンについては定期接種に移行しております。

対象者は65歳以上及び60歳から64歳で、重症化リスクの高い方は年1回秋冬に実施し、原則有料で、他の疾病と同様に医療保険の自己負担割合に応じて負担することになっております。定期接種対象者以外の方でも、希望される方は任意接種として自費での接種も可能となっているようです。

厚生労働省は、ワクチン接種料1万5,300円であるものを、8,300円を負担することで定期接種の自己負担額を最大でおおよそ7,000円にすることを決めています。これを受けて、東京都の医師会会長でも記者会見がありました。「治療薬がそんなに高額なら我慢します」という話になってしまうと懸念を述べる事態となっています。高齢者や基礎疾患のある人を重症化から守るために、ワクチン接種は重症化を予防する効果がある。引き続き重要な手段であり、私は経済的負担から

接種を諦めることのないよう、経済的負担軽減の制度をつくる必要があると考えています。

宇土市では、自己負担額7,000円では負担が重いことから、宇土市が4,000円を補填し、ワクチン接種の自己負担額を3,000円としているように聞いております。また、神奈川県海老名市では、高齢者などを対象に、自己負担を無料にすると発表しています。無料にすることで高齢者の医療負担を抑制し、今年の秋冬の感染防止を図りたいとしています。

新型コロナウイルス感染症が5類になったことで感染者数が公表されなくなってきましたが、私の身近な人にも結構コロナに感染している人がおります。秋冬になりインフルエンザも加わり、感染者が増加することも考えられます。ワクチン接種への補助を検討されることを求めます。以上、質問です。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番甲斐議員の二つ目の御質問、高齢者への新型コロナウイルスワクチン接種への補助につきまして、お答えをします。

新型コロナウイルスのワクチン接種は、議員がおっしゃるとおり、令和6年3月末まで全額公費で行われていましたが、今年度から定期接種化されたことにより、接種される方に最大7,000円の自己負担が発生いたします。接種対象者は65歳以上の方、及び60歳から64歳で心臓、腎臓または呼吸機能に障がいがあり身の回りの生活が極度に制限される方、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがあり日常生活がほとんど不可能な方とされております。

議員御質問のワクチン接種の補助につきましては、さきの6月補正予算におきまして国からの補助金につきましては既に予算化しておりますが、最大7,000円となる自己負担のさらなる軽減につきましては、先般、上益城郡郡内で協議を行い、山都町を除く4町におきましては町から4,000円を補助することで自己負担を3,000円へ軽減することを申し合せたところです。

したがいまして、本定例会に提案しております新型コロナウイルスワクチン接種1回当たりの町負担分として、4,000円を計上しております。なお、低所得者の方に対しましては、国からの助成金や普通交付税措置により接種費用が無料となる軽減措置がとられております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 9番甲斐議員。

○9番（甲斐康之君） 今、答弁をいただきました。

ワクチン接種の補助について、上益城郡内の山都町を除く4町で協議をした。それぞれの町で4,000円を補助することに決めています。自己負担がそれぞれ3,000円となったという報告でした。

今回の補正予算を見ますと、ワクチン接種で2,400万円が計上されています。6,000回分だと思います。これでワクチン接種1回当たり4,000円の補助については確認ができました。加えて、低所得者の方には国の助成金や普通交付税措置によって費用を無料にする。こういう措置がとられているとの答弁もありました。大変よいことだと思います。

これで2問目の質問を終わります。ありがとうございました。

続いて、3問目について質問を行います。質問の3点目、熊日新聞の「益城町職員、法廷で偽証か」で報じられた記事について真相を明らかにすべきである、これについて質問をいたします。

私が今回質問で取り上げた理由は、熊日新聞の8月8日付で大きく報じられた記事について、町民の方々から「どういうことか」「職員は本当に偽証したのか」「真相はどうか」などの問合せがありました。

新聞記事を読む限りでは、町側が証人として申請した女子職員が、「私に対応した。偽証した疑いがあることが関係者への取材で分かった」とあります。原告男性が偽証の疑いで女子職員を告発し、熊本地検は今年6月25日付で受理したとあります。新聞報道で大きく取り上げられております。誤解する町民の方もおられることから、真相を明らかにすべきであると考え質問をすることにいたしました。

この記事内容は、昨年12月議会で、DV等支援措置に関する請願1号及び別紙DV等支援措置により加害者とされたA氏の事案として議会で審議された事案に関わるものであると思われま

す。この案件は、原告と和解し解決済みとの報告を受けております。和解に至る経緯は、令和5年3月2日午前11時30分、熊本地裁において町がA氏に対し、令和2年1月9日、町役場の窓口においてA氏が本人の戸籍謄本を請求された際、職員Xが誤解を与える説明を行い、「大変申し訳ございませんでした」という趣旨の謝罪文を読み上げて謝罪した。ここで謝罪の内容は、元妻の現住所が記載されない戸籍謄本は交付できないとの誤解を与える説明をしたことについて謝罪したということです。このように別紙で報告を受けています。新聞報道でも同様の内容が掲載されております。

その結果、損害賠償請求訴訟が和解となったとの説明を受けておりました。証人尋問では、原告側も出廷されておれば、証人に対する原告側への尋問もなされているはずであります。その上で双方納得の上で和解していると解釈できます。証人尋問の陳述の内容において何ら問題を生じていなかったのではと理解するのが普通であります。なぜ和解から1年以上経過した今年6月に町職員を偽証罪で告訴したのか。

私は原告の人となり承知していませんが、新聞記事では、男性は、「行政職員が堂々とうその証言をするとは思わなかった。裁判の当時から問題だと思っていた。告発を決めた」とあります。また、この原告男性はネットで記者会見の動画を拡散しております。原告は裁判の当時から問題だと思っていたのが事実なら、なぜ和解したのかが解せません。12月議会での審議内容と熊日新聞の報道内容、そして原告男性の動画の影響は無視できないと考えます。このことから、町は真相を町民の前に明らかにしないと、町の信頼が損なわれる事案であると思っています。

熊本地検が6月25日付で告発状を受領しています。既に2か月以上経過していますので、町には告発の内容が届いているのではないかと思います。新聞報道の原告弁護士の「女性職員が処分の対象になっていないことは窓口対応していないことの裏づけのように思われる。行政職員の偽証があったとすれば許されない」、このようなコメントが載っています。

この点については、偽証があったのであれば許されることではありません。処分されるのが普通ですが、偽証していなければ処分はあり得ません。だから、真相を知りたいと考えています。詳しい内容については、今後起訴されて裁判の進展上明らかにできない点もあろうかと思われま

す。

以上、質問です。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番甲斐議員の三つ目の御質問、熊本日日新聞で報じられた記事の真相を明らかにすべきではないかにつきまして、お答えします。

この件に関しましては、町民の皆様をはじめ各方面からも御心配をいただいているところでございますが、告発者サイドから発信された情報のみに基づいて報道されたものと感じております。なお、現時点におきましては、検察当局や捜査機関からは何らの連絡も接触もなく、また、告発状の内容を把握する手だてもありませんので、町としても何ともコメントのしようがございません。仮に、議員御指摘の案件に関するものであれば、既に和解が成立しており、その過程では今回の告発者側による証人への反対尋問もなされております。今となって偽証罪で刑事告発した理由や意図は理解できないところです。

いずれにしましても、本件は刑事事件として告発がなされており、今後、捜査当局によって公正な捜査がなされていくものと思います。町としましては、その推移を見守ってまいりますとともに、役場の関係者に対して事情聴取がなされれば真摯に対応してまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 9番甲斐議員。

○9番（甲斐康之君） 今、答弁いただきました。

内容は、報道は告発者サイドの記事になっている。この案件は証人への反対尋問もあっており問題なく既に和解が成立している。今になって証人を偽証罪で告発した理由、意図は理解できない。告発状がまだ届いておらず内容を把握できないのでコメントしようがない。今後の対応として、捜査の推移を見守るとともに真摯に対応していく。このようなことから、職員は証人尋問で「私は偽証はしていない」、このような答弁と理解しました。

この案件は和解して1年以上経過しています。今になって偽証だと告発して何を求めているのか分かりません。総合的に判断をしますと、町の言い分は何となく理解できます。告発状が届いていないので何を争点に争うのか分からないことから、現時点ではコメントしようがないとは思いますが、今後、告発状に基づき起訴されるのか却下されるのか分かりませんが、推移を見る必要があります。

現時点で真相ははっきりしていません。引き続き推移を見守りたいと考えています。推移によっては質問を継続しようとも考えていますので、よろしくお願いします。

これでこの質問を終わります。

以上3問について質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中川公則君） 9番甲斐康之議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩します。10時45分から開会いたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時45分

○議長（中川公則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、坂井金次郎議員の質問を許します。

1 坂井金次郎議員。

○1番（坂井金次郎君） おはようございます。議員番号1番坂井でございます。今回この一般質問の機会を与えていただき、ありがとうございます。

先ほど同僚議員が言われましたように、暑い日が続いております。今回の一般質問において私は、温暖化対策、また、それに関する質問をいたしませんでしたが、やはり温暖化に対する何らかの手立てを講じることは、町においてもぜひ必要ではないかと思っております。

今回の質問でございますが、四つ質問いたします。一つ目が公の施設のあり方検討委員会について、二つ目が子どもの夏の遊び場確保について、三つ目が情報教育について、四つ目が外国人との意思疎通についてです。

この質問において、附属機関、私的諮問機関という言葉が出てきます。説明をしたいところですがかなり難しい質問になりますので、興味のある方はネットで調べていただければいいかと思っております。

簡単に申しますと、附属機関が条例で置かれた町の相談機関、私的諮問機関が条例以外の規則または要綱に基づいて置かれた機関でございます。附属機関においては、統一的な意見を示すことが認めておりますが、私的諮問機関は各委員個人個人の意見をそのまま町のほうに伝えるものでございます。

また、この質問においてヒアリングを執行部側とします。その中で、私のほうの……。

○議長（中川公則君） 坂井議員、質問の内容が……。簡潔にお願いします。

○1番（坂井金次郎君） 一応質問というか、私のほうがちょっとヒアリングのほうで思い込みがありましたが、そのことは質問させていただきます。それだけの御注意でございます。ありがとうございます。

それでは、早速一つ目の質問に移らせていただきます。一つ目の質問は、公の施設あり方検討委員会についてです。

まず第1点目、公共施設総合管理計画と公の施設のあり方検討委員会の関係はどのようなものか伺います。

2点目、公の施設あり方検討委員会は、益城町公の施設のあり方検討委員会設置要綱に基づき設置されるものであり、私的機関であります。条例により設置された附属機関とは違い、機関としての意思決定を行わず、委嘱された委員の私人としての意見を聞くことを目的としています。最終的な意思決定責任は町にあると考えますが、町の考えを伺いたいと思っております。

3点目の質問でございます。益城町公の施設のあり方検討委員会設置要綱には、委員としてどのような方を選ぶかということがございます。益城町公の施設のあり方検討委員会設置要綱の第3条には、委員として、1、町議会議員、2、学識経験者、3、地域住民の代表者、4、公募により選ばれた者、5、その他町長が適当と認めた者とございます。この中で、学識経験者の学識

の基準は何かを伺いたいと思います。また、この学識の基準は対象施設や諮問された問題についての検討内容により変わるのかを伺いたいと思います。また、公募により選ばれた方の選定基準は何かを伺いたいと思います。

次に4点目でございます。公の施設あり方検討委員会の諮問はどのように行われるのかを伺いたいと思います。まず、設置条例の目的に対して要・不要か。公共施設の目的である住民の福祉に対しての要・不要が、設置条例の目的に対しての要・不要と一致しない場合もあります。住民福祉から見た要・不要も諮問しているのか伺います。また、公の施設の維持管理についてのあり方も諮問しているのかを伺いたいと思います。

以上4点、よろしく願いいたします。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 1番坂井議員の一つ目の御質問の1点目、公共施設等総合管理計画と公の施設のあり方検討委員会との関係につきまして、お答えをします。

さきの6月定例会でも御説明しましたが、公共施設等総合管理計画は、現状分析や将来予想を踏まえ長期的視点をもって公共施設等の更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行い、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等が町民の大切な資産であり、まちづくりの基礎となりますことから、安全な状態を保つ管理を行い、その最適な配置を実現しようとするものです。

一方、公の施設のあり方検討委員会は、町から諮問を受けた場合に、町が住民福祉を増進する目的のために設置した施設について、住民ニーズが多様化する中で、質の高いサービスを提供するとともに、効果的・効率的な行政運営が図られることを基本に、施設の設置目的等の検証、公共施設等の整備方針等の検討及び効果的な管理運営主体の検討を行い、その方向性を答申します。

なお、町は公の施設の設置目的と実際の利用状況の間に乖離があると判断した場合や、効率的な管理運営を検討する場合などに公の施設のあり方検討委員会を設置し、諮問を行います。したがって、両者の関係につきましては、公の施設のあり方検討委員会の答申を踏まえて公共施設等総合管理計画において計画的な維持管理等を行っていくこととなります。

次に、一つ目の御質問の2点目、公の施設のあり方検討委員会は私的諮問機関であり、最終的な意思決定の責任は町にあると考えるにつきまして、お答えします。

まず、公の施設のあり方検討委員会は益城町附属機関設置条例で附属機関と定めており、議員御指摘の私的諮問機関ではありません。また、先ほども述べましたとおり、公の施設のあり方検討委員会は町からの諮問に応じて検討を行い、その結果を答申しますが、最終的な意思決定は町の責任において行います。

次に、一つ目の御質問の3点目、公の施設のあり方検討委員会設置要綱にある学識経験者の基準は何か、公募委員の選定基準は何かにつきまして、お答えをします。

学識経験者につきましては、公共経済学や公の施設の管理運営に関連した分野におきまして専門的な知識をお持ちの方を選定し、委嘱をしております。また、公募委員につきましては、応募の際、これまでの経歴、社会活動歴、応募動機や今後の公の施設のあり方、管理運営方法等についての御自身の考えを記載した書類を提出していただき、これらを基に公益性や公平性に関する

考え方、客観的な意見の表明の可否などの基準で選考をしております。

次に、一つ目の御質問の4点目、公の施設のあり方検討委員会へは設置条例の目的に照らして諮問するのか、住民福祉の点からも諮問するのか、維持管理についてのあり方も諮問するのかにつきまして、お答えをします。

公の施設のあり方検討委員会は、町からの諮問に応じて、既存の施設であれば、施設の設置目的等の検証、効果的な管理運営主体の検討を行います。新規の施設であれば、これに整備方針等の検証が加わります。施設の設置目的等の検証では、設置目的、住民ニーズや民間施設との競合の観点から公的関与の必要性について検討します。公的関与の必要性があるとなれば、直営、指定管理者制度など、いずれの管理運営方法が効率的か検討を行います。公的関与の必要性がないとなれば、民営化、売却、貸し付け、施設の廃止または他目的への用途変更を検討します。

以上のことから町は、その施設を保有しサービスを提供し続けることで、設置条例の目的を達成できるのか、住民ニーズに対して的確に対応できるのか、そもそも行政が提供を続けるべきサービスなのか、この点に関する意見を求めるため公の施設のあり方検討委員会に対しまして諮問を行います。また、引き続きサービスを提供すべきとなった場合は、維持管理費の縮減のために効率的な管理運営方法につきましても意見を求めます。以上でございます。

○議長（中川公則君） 1 番坂井議員。

○1 番（坂井金次郎君） 1 回目の答弁ありがとうございます。それでは、2 回目の質問に移らせていただきます。

まず一つが、先ほどの住民福祉からの要・不要も諮問しているかに対してのことをもう少しお伺いしたいと思います。

施設の設置条例の目的と違った形で住民の福祉に役立つ場合も検討しているのか、まず伺います。また、学識経験者の方ですけれども、効率的な管理運営方法の専門的な知識を持つ方とは具体的にどのような場合を想定しているのかをお伺いします。

附属機関といいますのは、昭和27年の自治法一部改正により導入されました。目的の一つが行政の民主化、公正化のための住民の意見反映であります。構成員の選考において、公平性の考え方、客観的な意見の表明基準を設けることは、執行部の恣意性が入り込む危険があるのではないかと考えますが、御答弁にありました公平性、客観性とは具体的に何かを伺いたいと思います。また、議員の方々も委員に選ばれておりますが、議員の方々を選ぶ基準はどのようなものを伺いたいと思います。

令和2年3月、全国町村会総務部法務支援室が出しております「附属機関の整理」という書類には、附属機関の類型を規定する委員条例が述べてあり、益城町附属機関設置条例もこれに沿ったものかと考えます。先頃まで開催されておりました町民憩の家を議題とする公の施設のあり方検討委員会は、条例に基づいて設置された臨時的附属機関なのかを伺います。

御答弁の中で、公の施設のあり方検討委員会は附属機関であると御答弁されました。インターネット上にあります様々な書類を調べますと、附属機関の構成員に議会の議員を加えることは適当ではないとの見解があります。益城町公の施設のあり方検討委員会設置要綱には町議会議員を

委員とするとありますが、町の見解を伺います。よろしくお願います。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 1番坂井議員の一つ目の2回目の御質問の1点目、条例の目的と違った形で住民の福祉に役立つ場合も検討しているのかにつきまして、お答えします。

公の施設のあり方検討委員会は、町が住民福祉を増進する目的のために設置した施設について、住民ニーズが多様化する中で質の高いサービスを提供するとともに、効果的、効率的な行政運営が図られることを基本に、施設の設置目的等の検証、公共施設等の整備方針等の検討及び効果的な管理運営主体の検討を行い、その方向性を答申することになります。諮問された施設におきまして、施設の設置目的と実際の利用状況の間に乖離があると認められる場合は、住民ニーズや民間施設との競合の観点などから、公的関与の必要性について検討し、行政が関与することで、住民の福祉に役立つ施設と認められれば、施設の設置目的を変更することも含めて検討されるものと考えております。

次に、2回目の御質問の2点目、効率的な管理運営方法の専門的な知識を持つ方とは具体的にどのような場合を想定しているのかにつきまして、お答えをします。

効率的な管理運営方法の専門的な知識を持つ方とは、公共経済学の知識と併せまして、公の施設全般の管理運営に関連した分野におきまして専門的な知識をお持ちの方のことで、具体的には大学教授などの学識経験者を想定しております。

次に、2回目の御質問の3点目、公募委員の選考における公平性、客観性とは具体的に何かにつきまして、お答えをします。

公平性、客観性とは、施設の設置目的等を理解し、住民ニーズや民間施設との競合、施設の存続による行政運営への影響等の観点から、いずれにも偏らず、また、特定の立場にとらわれず諮問に対し検討できることと考えております。

次に、2回目の御質問の4点目、議員の委員はどのように選ぶのかにつきまして、お答えをします。

諮問する施設や諮問内容などから、住民の代表である議会の議長に対しまして委員選出を依頼、または直接議員に依頼するなどして協力をお願いしているところです。

次に、2回目の御質問の5点目、先頃まで開催されていた、町民憩の家を議題とする公の施設のあり方検討委員会は、益城町附属機関設置条例に基づいて設置された臨時的附属機関なのかにつきまして、お答えをします。

令和2年3月、全国町村会総務部法務支援室が作成されました「附属機関の整理」では、附属機関設置条例の例が示されており、常設的な附属機関と類型化された附属機関を分けて規定をしております。類型化された附属機関を規定するのは、設置が予想される附属機関の類型及び所掌事務をあらかじめ定めておき、条件に合致する附属機関につきましては、条例を変更することなく、規則または変更等によって随時設置できるようにするためであり、この附属機関の類型を規定する委任条例につきましては法的に問題ないと述べられています。

また、緊急または臨時の必要がある場合に、規則等の定めるところにより設置される臨時附属

機関について、近似の裁判例や地方自治法から附属機関に該当すると考えることが自然とも言えるとも述べられています。一方、益城町附属機関設置条例では、類型化した附属機関は規定しておらず、町が設置する常設的な附属機関を別表として個別具体的に規定をしており、公の施設のあり方検討委員会は、この別表において附属機関として規定をされています。したがって、公の施設のあり方検討委員会は臨時附属機関ではありません。

次に、2回目の御質問の6点目、附属機関の構成員に議会の議員を加えることは適当ではないとの見解があるが町の見解を伺うにつきまして、お答えをします。

議員御質問のとおり、公の施設のあり方検討委員会は町議会議員を構成員としています。理由としましては、まず1点目に、議員の視点を政策決定の過程に取り入れることが挙げられます。議員の皆様は公選により住民の代表として選ばれているため、議員の皆様の視点を取り入れることは政策決定の過程で重要であると考えております。2点目に、附属機関の活動に対する透明性と説明責任が高まることが挙げられます。議員が附属機関の構成員となることで、その機関の活動に対する町民の理解と信頼が深まると考えております。3点目に、附属機関と議会との間の連携が強化されることが挙げられます。議員が附属機関の構成員となることで、その機関と議会との間の情報共有や協力関係が強化され、より効果的な政策実施が可能になると考えております。

このような考え方にに基づき、本町では35の附属機関のうち専門的検討を行う機関を除く28の機関で議員が構成員となっております。なお、町議会議員が附属機関の構成員になることを制限する法令は特になく認識をしております。しかし一方で、議員御指摘のとおり、執行機関と議決機関の権能の独立の趣旨から、附属機関の構成員に議会の議員を加えることは適当でないとの見解もあります。こうした見解を念頭に置きつつ、今後の委員の構成に当たりましては、議会の御意見、御意向も踏まえながら個別に検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 1番坂井議員。

○1番（坂井金次郎君） 御答弁ありがとうございました。

公の施設のあり方検討委員会が附属機関であること、また、その答申に対して最終的な決定責任を持つのは町であることをお伺いしました。ありがとうございました。

それでは、二つ目の質問に移らせていただきます。二つ目の質問は、子どもの夏の遊び場確保についてでございます。

まず1点目、第6次益城町総合計画第2期基本計画の58ページに、「子どもたちが元気に生き生きと過ごすためには、気軽に通えて思い切り遊べる環境も必要」とあります。もう終わってしまいましたが、夏休み中の子どもの遊び場は確保されているのか伺います。

2点目は、学校のプール開放についてでございます。今、学校のプールは開放されておりません。いろいろ理由は伺っておりますが、学校のプールを民間委託で開放できないか伺いたいと思います。

3番目が、遊水河川を利用できないのかでございます。遊水河川を利用できないのか。公園の瑕疵担保責任は町にある。公園の場合はあります。整備により遊水河川を利用したときの責任と

公園の管理瑕疵担保責任には実質的に何か違いがあるのかをお伺いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 1番坂井議員の二つ目の御質問の1点目、夏休み中の子どもの遊び場の確保につきまして、お答えします。

議員がおっしゃるとおり、第6次益城町総合計画第2期基本計画のまちづくり大綱三つ目の「全ての子どもを元気・笑顔にするまちづくり」の施策目標として、子どもたちが生き生きと過ごすためには、気軽に通える場所で思い切り遊べる環境が必要であり、今後は子どもを中心に、親子や地域の方々が集い、誰もが楽しめる憩いの場として魅力ある公園などの環境づくりを進めると掲げています。この目標のとおり、公園は子どもたちの遊び場となるとともに、地域の人などが集う大切なコミュニティの場となるものと認識をしております。

現在、町が管理している公園は111か所あり、その内訳は、潮井自然公園など都市計画決定を行った公園が4か所、各地区の街区公園が85か所、その他として熊本地震後に避難広場として整備した公園が22か所あり、これらの総面積は約30万平方メートルとなります。このうち街区公園や避難広場につきましては、生活に身近な公園として子どもたちが気軽に通えて遊ぶことができる公園と認識をしております、夏休みに限らず日常生活におきましても利用していただくことで、子どもたちの心身の発育にも寄与するものと考えております。

また、本町では、これらの街区公園など以外にも、潮井自然公園や惣領公園広場、谷川展望広場など、まちのにぎわいづくりや地域のコミュニティに大きく寄与する公園の整備も進めているところです。これらの公園におきましては、議員の御質問にもあるとおり、子どもたちが思い切り遊べる環境も念頭に整備を進めています。

一例を申し上げますと、潮井自然公園では、豊富な湧水を活用した流れ落ちる滝や小さなお子さんも安心・安全に遊べるような遊水池などを整備しており、この夏休みにはこれらのエリアを一時的に開放し、多くの家族連れの方などが訪れました。また、現在、飯野地区におきましても、飯野町民グラウンドの整備を進めており、地域の憩いの場などとして利用していただけることを期待しております。

今後も、子どもたちの身近な遊び場となる公園や地域のコミュニティの場として、まちのにぎわいに大きく寄与するとともに、子どもたちが思い切り遊べるような公園整備について、地域の皆さんの声や要望をお聞きしながら取り組んでまいります。

○議長（中川公則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 1番坂井議員の二つ目の御質問の2点目、学校のプール開放を民間委託できないかについてお答えします。

これまで、夏休み期間中の学校のプール開放につきましては、各学校のPTAにより運営がなされておりました。しかし、平成26年の夏休みに県内の学校プールで児童の事故が発生し、それ以降は、プール利用者の減少や管理体制の課題もあり、学校プールの開放は少なくなってきました。本町においては、平成28年の熊本地震や令和2年から5年までの新型コロナウイルス感染症

対策なども重なりまして、現在、夏休み期間中の学校プールの開放は行っておりません。また、教育委員会や学校に対して、保護者からのプール開放についての要望等も特段あっておりません。

このようなことから、本町では、議員御質問の学校プール開放の民間委託につきましては現在のところ考えておりませんが、社会情勢等を注視しつつ、学校プール開放の民間委託も含め検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 1番坂井議員の二つ目の御質問の3点目、遊水河川を利用できないのか、公園の管理責任、瑕疵担保責任は町となる、整備により遊水河川を利用したときの責任と違いがあるのかにつきまして、お答えをします。

河川の管理は、1級河川及び2級河川につきましては国及び県の管理となり、これらの河川管理者は、治水、利水、環境におきまして河川管理施設を整備するなどして、河川を総合的に管理しています。それとともに、河川は誰もが自由に利用できる公共の空間でありますことから、水遊び、散歩などに利用する場合、他の利用者に迷惑や危害を加えない範囲で、原則自己の責任において自由に利用することができます。

一方、全国的に川遊びにおける事故が多発しておりますので、子どもの遊び場として遊水や河川を利用する場合は、利用者の自己責任において安全を十分に確保していただきたいと思います。また、整備した河川管理施設の安全性が損なわれているなどの管理瑕疵があり、それにより事故が発生した場合は、過去の事例からも管理者としての責任が問われるものと認識をしております。この管理責任は、河川管理施設のみならず、例えば河川管理者以外が河川占用により施設を整備し、それによる瑕疵が原因で事故などが発生した場合も同様と認識をしているところです。以上でございます。

○議長（中川公則君） 1番坂井議員。

○1番（坂井金次郎君） ありがとうございます。

この質問をしました後、いろいろと事例を探し回りました。東京のほうでは、プール自体をなくして、民間のプールへ子どもさんが授業に行く機会を設けられております。ただ、同じ東京でございまして、区をちょっと忘れてしまいました。小学校の屋内プールを区民プールとして開放し小学校の授業の合間に利用されている例もあるようでございます。

どういたしましても、子どもさんが夏に泳ぐ場を確保するというのは、自分たちは川で泳いで、そうでないときは学校のプールで泳いでいたものですから、ぜひとも必要ではないかと思っています。保護者のほうからの要求があれば考えるということでございましたので、もし保護者のほうからありましたときは、何とぞよろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

三つ目は、情報教育についてでございます。

ここで、皆様のお手元のファクトチェックで事実の検証が教育されているのかを伺いたいと書いてありますが、これは狭い意味で出ている事実の検証でございます。現在、ファクトチェックが教育されているのか伺いたいと思います。

令和6年度第1回定例会において、同僚議員の教育分野における生成AIの活用に対しての御答弁で、「学校においては正しい情報活用能力を育てていく必要があると考える」と答弁されました。

ファクトチェック——事実検証の問題といたしますのは、インターネット以前からの問題でありますし大人も悩む問題です。ただ、現在、インターネットといたしますか、コンピューターの発達に伴って、経験の少ない子でも容易に多くの情報が入手できるようになりました。昔であれば、情報というのはゆっくり吟味して見つけるものでありましたが、最近は多量な情報に幼いときから接するようになると思っております。それに伴って学童期からの教育が必要と感じますが、現在どのような教育が行われているのかをお伺いします。

○議長（中川公則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 1番坂井議員の三つ目の御質問、現在、ファクトチェックが教育されているのかについて、お答えします。

令和6年第1回定例会一般質問において、町内の児童生徒全員に貸与しているタブレット端末に生成AIを導入する予定は今のところはないが、児童生徒は個人のスマートフォン等で、今後、生成AI等によるフェイクニュース等に触れる可能性があるため、学校において正しい情報活用能力あるいは情報選択能力を育てていく必要があるとお答えしましたとおり、現在、町内の各小中学校では、ICT機器使用時における情報モラル教育の実施等、正しい情報活用能力の育成に取り組んでおります。

今後とも引き続き、国や県のガイドラインの動向を注視しつつ児童生徒への情報教育に取り組んでまいりたいと考えます。以上でございます。

○議長（中川公則君） 1番坂井議員。

○1番（坂井金次郎君） 御答弁ありがとうございます。

ファクトチェックの問題は、インターネット、AIに限らず、昔から週刊誌が発売され扇動的な記事が問題になってきた頃からの問題であったと思います。今、情報モラルと恐らくメディアリテラシーについて御言及があったと思います。

私も一応、この質問を出した後、学校教育課のほうからいろいろヒアリングを受けまして考えたことがございました。確かに、ヒアリングを受けた過程でいろいろ考えることがございまして、教育基本法の21条になるんでしょうか、義務教育の目的、それと学習指導要領、総合的な時間の学習における情報の取扱い方のページも少し読ませていただきました。確かに、今の学校でできることはこれくらいだろうなと思います。ただ、この問題といたしますのは、子どもさんが学校以外で、今、教育長もおっしゃいましたように、持っておられる携帯電話とか自己のタブレット端末において自由に情報に触れる。そして、その中でいろんな情報があって、それを信じてしまう。それに対する危惧をお聞きしたものです。これにつきましては、また検討いたしまして、今度は町長にいつか御質問を回そうと思っております。

それでは、四つ目の質問でございます。外国人との意思疎通についてでございます。

最近のことですが、近くのため池に家族連れの方が遊びに来られておりました。ため池の中に

大きなボートを持ってこられておりましたので、子どもさんもそばにおられるので御注意しようと思ったんですが、話が全く通じません。アジア系の方で、話す言葉から考えますと台湾圏の言葉であったように思います。

今まで日本に来られておりました方は、適当な言葉かどうか分かりませんが、出稼ぎに来られております。本国のほうで当然、必要とされる日本語教育等を受けられてからこちらに来られております。ただ、T SMCで言われますように、これからはこちらのほうでお願いして来ていただく場合も増えると思われまます。そうした場合、来られる方がどのくらい日本語、こちらの住民との意思疎通の意思を持っておられるかということが非常に不明確という問題があります。

ここに書いてありますように、日本語習得が必要とされた今までと違い、国外の言葉・風習を保ちながら熊本に移住される方が増える可能性があり、トラブルにつながる可能性があります。町で対策を検討されたことがあるのか、また、検討の必要を感じているのかをお伺いします。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 1番坂井議員の四つ目の御質問、国外の言葉・風習を保ちながら熊本に居住される方への対応につきまして、お答えをします。

T SMCの菊陽町の進出の影響もあり、熊本県内には多くの外国人が移住をされております。そのような中、本町内の外国人居住者数もこの3年間で約3割増加しておりますが、その多くは東南アジアからの技能実習生です。

議員御質問の対策の検討につきましては、一例を申し上げますと、T SMCの菊陽町進出が表明された際、庁内に半導体関連等企業誘致推進本部会議を設置し、その中で外国人の受入れ環境整備等につきましても検討を行ったところです。その結果、T SMCの社員は熊本市や菊陽町での居住を想定しているため本町への直接的な影響はあまりないが、今後も一定の外国人の居住が想定されるため、その方の生活環境整備等の検討は必要との結論に至りました。

その一環としまして、役場窓口におきましては、多言語対応サービスの強化としまして、今年度中に翻訳機能及び文字起こし機能を備えました透明ディスプレイモニターを導入する予定です。このディスプレイモニターは翻訳した文字や音声を双方向に表示しますことから、外国人の方への対応をスムーズに行い、また、外国人だけでなく耳の不自由な方などのコミュニケーションも円滑に行うことができます。併せまして、英語や中国語表記のごみカレンダーも既に作成しており、今後も各種パンフレットや町の情報提供の多言語化なども実施してまいります。

また、言語や文化の異なる人々が共存するためには、お互いの国や地域の文化や習慣を相互理解し尊重し合うことが重要となります。したがって、現在実施しております外国の文化に触れられるような講座や交流イベントに取り組んでいくことで、住民と外国人の皆さんが共生する社会実現のために必要な意識の醸成を図っています。

今後も外国人移住者等が増えると考えられますことから、引き続き外国人との円滑な共存を図るための施策につきましてしっかりと検討をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 1番坂井議員。

○1番（坂井金次郎君） 御答弁ありがとうございます。

昔でしょうか、ハンチントンというお名前でもよろしいのでしょうか、「文明の衝突」という本があったように思います。他人事として聞いていたんですが、今の身近にいる外国の方の数をみますと、日本もそのことに対する対策を考えねばいけない時期に来たのかなと思っております。

どうも御答弁ありがとうございます。終わります。

○議長（中川公則君） 1番坂井金次郎議員の質問が終わりました。

午前中はこれで終わります。午後は1時30分から会議を開きます。

休憩 午前11時29分

再開 午後1時30分

○議長（中川公則君） 午前中に引き続き会議を開きます。

次に、榮正敏議員の質問を許します。

17番榮正敏議員。

○17番（榮 正敏君） お待たせしました。17番榮です。今回も一般質問の機会を与えていただき、ありがとうございます。

先日、新聞紙上で、県内外国人24%増、全国1とありましたが、これはTSMC効果によることが大であると思われまます。しかし、本町においても、日本人増加数282人、全国の町村で1位であり、また、4月時点で400人が居住し、7割が町外からの転入という喜ばしい結果が報じられておりました。このようにして本町は着実に一步一步復興を成し遂げているという事実が裏づけられたわけでありまます。町長には今後も、企業誘致による雇用の増加や町民の願望である大型商業施設の誘致等にもさらに力を入れていただき、町の復興に尽力していただきたい。

さて、今回の一般質問は3項目用意させていただきました。一つ目は、優良農地保護政策について。二つ目は、ふるさと納税対策は万全であるか、また、この貴重な財源の使用方法は。三つ目は、全国の就労事業所329閉鎖とありますが本町における影響はあったのか、また、県内の子どもの貧困率13%とあるが相乗的な影響はなかったのか。以上、この3項目に関連して質問させていただきます。

また、本日の傍聴席には、いつもありがとうございます。昨日までは職員の皆さん方がいっぱい傍聴に来ておられましたが、私のときはすかっと引いてしまっておられます。今から、やっぱり議会傍聴で職員の若い方もしっかりこういうところに来て、我々と執行部がどういうことをやり取りしているか、勉強していただきたいと思ひます。いい機会だと思いますけど。また、ビデオ傍聴の皆さんにおかれましても、日頃から町議会に対する関心と御理解をいただき、ありがとうございます。本議会最後の質問ですので、最後までよろしく願ひいたします。

それでは、質問席に移ります。

それでは、一つ目の質問に入ります。

通告していた優良農地保護政策についてですが、昨今、益城東部の農地地権者に対して、ある

事業説明会があったと聞いております。今、T S M C第1工場、第2工場に関わる合志、菊陽、大津地区で、ものすごい農地の争奪戦が行われております。また、不動産関係の需要の増加や建築ラッシュによる地価高騰に対しT S M Cバブルが起きていると言われておる。地域の飲食業界においては、外国人雇用が増えてバブルの再来だと言われております。

そのような状況の中で、あからさまにT S M C関連だと思わせるような農地の大規模取得を画策し、大型施設を幾つもつくり町の繁栄を促すようなうたい文句で住民を扇動するような事業説明会があったと聞いております。この広大な農業地域は市街化調整区域であり、この地域は町の農地としての最高ランクの農地保全地域に指定しているはずであります。このような優良農地地域について農地保護政策観点から町長の見解を伺います。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 17番榮議員の一つ目の御質問、昨今、益城東部の農地地権者に対してある事業説明会があったと聞か、本町としての農地保護の政策観点からの対策を伺うについて、お答えをします。

本町の北東部に広がる県道36号熊本益城大津線、いわゆる第2空港線南側の大字田原、大字寺中、大字平田の約165ヘクタール、165町歩に及ぶ広大な農地を対象としました大規模な開発事業計画につきまして、7月19日、20日、21日の3日間にわたり、地権者、耕作者等を対象に開発事業者による説明会が実施されたと伺っております。この説明会に参加された地元農業経営者の皆様が本町の対応状況を確認するため8月13日に来庁され、私をはじめ担当課も同席させた上で対応しております。

この中で、地元農業経営者の皆様からは、T S M C進出等により農地が減少している中に町はこの計画をどう思っているのかと尋ねられ、私からは、当該地域は市街化調整区域であることは言うまでもなく、町の最上位計画である総合計画において農林業の振興を図るために農地としての土地利用を推進する区域に含まれていること。同じく町の都市計画マスタープランにおきましても農地としての土地利用保全エリアと位置づけており、地域の重要な農業基盤として積極的な保全を図る区域に含まれていること。加えて、第2空港線沿線の田園風景は一体的な景観軸として積極的な保全に努める区域に含まれていること。また、町の農業振興地域整備計画におきましては農振農用地区域内に含まれており、農業経営基盤強化促進法等の改正に伴い、現在策定中の地域計画におきましても農業上の利用が行われる区域として位置づける予定であること。こうした優良農地であることから、農振農用地区域の除外や農地転用の要件を満たすことは極めて困難と認識をしていること。農業を基幹産業に位置づける本町としては、T S M C進出に伴う農地の減少が大きく問題視されている中で、農業経営者の経営基盤を損なう、脆弱にする、弱体化するような開発や、農地、景観など周辺環境に大きな影響を与えかねない開発を誘導することは考えていないと、地元農業経営者の皆様にお伝えをしたところです。

本町としましては田園などの豊かな自然と都市が調和するまちを目指しており、当該地は重要な形成軸を担っていますことから、今後とも農地として土地利用の保全を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 17番榮議員。

○17番（榮 正敏君） ただいまの答弁にもありましたが、この地域の農地は益城町の畑作関連の貴重な農地であり、本町としても町の基幹産業の一翼を担う絶対に譲れない耕作地だと思います。事業を試みる経営者あるいは企業家なら、できる・できないはある程度想定して分かっているはずだと思われる。99%確率がないような事案をなぜ今このような時期に持ってくるのか不可思議であり、TSMCを隠れみのにした何かもう一つ不穏な計画があるようにも思われる。企業誘致の土地は欲しいけれども、農地法の政策過程において絶対に譲れない案件だと思います。町長、一部の扇動者に惑わされることなく、しっかりとこの肥沃な益城台地を、農地を守っていただきたい。

続きまして、二つ目の質問に入ります。本町におけるふるさと納税対策は万全であるか。また、この貴重な財源の使用方法について伺います。

現在のふるさと納税の収入状況と返礼品の状況。昨年度どのような対策に補填使用されたか。今後、この貴重な財源の存続対策はできているのか。

総務省は近頃非常にぴりぴりしてきております。本町としての今後の展開、あるいは、何か本町独自の総務省対策でもあるなら、町長、教えていただきたい。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 17番榮議員の二つ目の御質問、現在のふるさと納税の納入状況、返礼品の状況、昨年度どのような対策に補填されたのか、今後存続対策はできているのかにつきまして、お答えをします。

令和5年度におけるふるさと納税などによる寄附額の実績は約14億2,800万円であります。10年前、町長に就任したときに、返礼品が大体20点ぐらいかな、そして500万円ぐらいのふるさと納税ということで、職員とどうにかならないかと話をしたところ今のこの状況になっています。これについては、全てやっぱり職員の頑張り工夫が大きいかなということで思っているところです。

現在、馬刺しを中心として約1,000点の返礼品を取り扱っています。寄附金は、令和6年能登半島地震に対する代理寄附など特定の人が指定されている場合を除き、一般財源として受け入れ様々な事業の財源となっております。寄附の際には使途の分野を指定できるように設定しており、昨年度は熊本地震からの復旧復興に対し約2億6,600万円、教育・文化分野に約1億4,700万円、まちづくり分野に約5,300万円、福祉分野に約3,800万円、分野を指定しない形で約8億5,700万円の寄附をいただいております。

現在、さとふる、楽天ふるさと納税、ふるさとチョイスなど17のポータルサイトと契約し、熊本県の共通返礼品としまして、馬肉、赤牛、くまもと黒毛和牛、天草大王など、自治体間の共通返礼品としてミネラルウォーターやごま油、鶏肉加工食品なども取り扱っております。また、町内のスイカや柿、サツマイモなどの農作物や、町内企業が製造した食品やお菓子、化粧品などにつきましても積極的にPRを行っているところです。今後とも、新たな返礼品の開発や体験型返礼品など、町の魅力向上につながる返礼品の開発に努めてまいります。

ふるさと納税制度につきましては、令和7年10月以降ポイント付与が禁止されるなど年々制度が変更されておりますが、国の動向を踏まえつつ今後も町の貴重な財源として確保しますとともに、寄附額の増加に引き続き努めてまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 17番榮議員。

○17番（榮 正敏君） 2点目の質問になります。

このふるさと納税については、皆さん御存じの総務省対楽天のポイント論議がこの前醸し出されておりましたが、このポイント付与については、ちょっとおかしいと思います。これは私の個人的な見解ですけれども。

そもそも、このふるさと納税制度の趣旨というのは、自分を育ててくれた出身自治体、あるいは町村を応援するためにできた制度だと確信しております。例えば、東京にいる子どもが親のいる益城町に少しでも恩返しをしたいと益城に納税してくれる制度のはずだったのですが、私も息子が東京に2人おりますが、どうも益城にはなくどこかよそにしよるごたるです。「馬刺しば取ったらどぎゃんか」といったら、「馬刺しはカナダ産だけん要らん」と。このように何かふるさとの応援というよりも自分の好きな返礼品のある自治体、あるいはポイントを付与するようなポータルサイトに傾倒しているように思います。本末転倒のふるさと納税制度になってしまっているのではないかと思います。

今後、総務省は仲介業者を通さずに各自治体独自のサイトで運営するところだけ、ふるさと納税扱いを自治体として許可するかもしれないということも聞いております。そうでないと大都市もたまったものではありません、どんどん出ていってしまっ。これから変貌していく制度にしっかりと対応していただきたい。貴重な財源に変わりはないのでありますから。

2点目の質問への答弁の中で、本町には14億2,800万円の収入があるが、この中で返礼品に使われた金額と、それを運営するのに幾ら経費がかかったのか。要するに、ポータルサイトなどいろんな仲介業者などにかかった費用、それと本町から他の自治体にふるさと納税として減額した町税は幾らになったのか、入ってきたものと出ていったものの差額はどうなっているのか、これを詳細に教えてください。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 17番榮議員の二つ目の御質問の2回目、14億2,800万円の収入のうち返礼品に使われた金額及びその経費、また、本町から他の自治体にふるさと納税として減額した町税についてお答えをします。

ふるさと納税の返礼品等につきましては、総務省の通達によりまして返礼品が寄附額の3割以下で、諸経費を含めると5割以下としなければなりません。令和5年度の本町の実績では、返礼品にかかった費用が寄附額全体の25.5%で約3億6,000万円、ポータルサイトや運営代行業務の委託料などが15.4%で約2億1,800万円、その他、返礼品の送料や決済手数料などが9.1%で約1億2,800万円となっております。

また、町民の皆さんがふるさと納税制度を利用し町外自治体へ寄附を行ったことによる町税の減収額は、令和6年度課税分で約4,600万円となっております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 17番榮議員。

○17番（榮 正敏君） 済みません、ちょっと聞き損ないました。差引き幾らだったですか、入りと出の計は。

（自席より発言する者あり）

○17番（榮 正敏君） お手数をかけました。7億600万円と出ました。よその自治体から町に入ってきて、この町から出ていって、差引き7億600万円が町の収入というわけです。

（自席より発言する者あり）

○17番（榮 正敏君） 何もかんも引いてだそうです。

経費を含めて50%以内に収めなさいと総務省に言われているのなら、40%納めればそれでいいわけですよね、しゃんむっでん50%にせんでも。せっかくの寄附金を業者に搾取されないように各自治体で頑張りなさいと言っているのが総務省の政策です。いろいろな手法で頑張っって少しでも残るようにはしていただきたいと思います。

3回目の質問です。

このふるさと納税は、毎年幾ら寄附額があるかははっきり言って分からないと思います。通常一般財源として計画的に組み込むのはなかなか難しいと思われるが、この財源を単発的な事業の補正に使うのはどうか。

例えば、私のところですが、今度出来上がった谷川の展望広場の整備費用とかに一部利用できないかと思います。この展望所は、当初竹やぶでイノシシのすみかでしょっちゅう住宅の近くに現れて危険だから、地域の皆さんからイノシシ対策で竹やぶを切ってくれないかとの要望があり、町にお願いして伐採が始まったわけでありまして。それが変遷を重ねて見事な展望広場となったわけでもあります。この前もイベントで1,000人近くが集まり大盛況でありました。せっかくのこの広場を生かすには、小さな子どもさんからお年寄りまで喜んでいただけるような広場にしないと、せっかく土地を快く提供していただいている地権者の方に申し訳が立たないと思う。

昨日の同僚議員の質問への教育長答弁の中で、小学校の遠足行事や中学校の部活動にも利用していくとの答弁がありましたが、なおさらです。あのままにしておいたらせっかくの広場が草やぶになって、しょっちゅう草刈りをしなければならない。だったら芝を植えて芝刈りをしたらどうですか。同じ草刈りするならそのほうが、小さい幼児や子どもたちを親御さんたちも安心して寝転んだりして遊ばせることができると思いますが、町長の本音を聞きたい。

（自席より発言する者あり）

○17番（榮 正敏君） ふるさと納税についての質問です。その納税を使うに当たってどうするか、使うか使わんかということで。ふるさと納税の一部を……。展望広場を今からどういう施設にするかと。水飲み場とか東屋はもう予算が下り取る。それから先が草やぶになってしまうけん、木立ん中をきれいに芝を張ってすればいいって。納税の使用方法について。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 17番榮議員の二つ目の御質問の3回目、ふるさと納税の財源の使い方、単発的な事業の補正に使うのはどうかということだろうと思います。例えば、谷川地区の展望広

場の整備費の費用等に充てることはできないか、町長の見解を伺うということで、お答えをさせていただきます。

本質問につきましては、ふるさと納税による寄附金の活用方法についての御提案と認識をしております。谷川地区の展望広場につきましては、整備を行うための財源としまして、昨年度は整備費用の一部に平成28年熊本地震復興基金の創意工夫分を充当し整備を行っているところです。本年度は、現時点では基金を充ててはおりませんが、今後の補正予算などで対応する予定としております。

谷川地区の展望広場につきましては、断層を見学される方々の学習の場として、また、地域住民の皆様の憩いの場として地元の意見を取り入れながら整備を行っているところで、本定例会におきましても東屋の整備費やサイン設置費などの補正予算を計上しているところです。

広場の管理に関連し、議員より芝張りの御提案をいただいております。芝の養生で利用できない期間が発生するなどの制約を伴うことも考えられますことから、どのような方法が管理上好ましく、また、利用者の方々にも喜んでいただけるのか、地元意見を十分に取り入れるとともに、しっかりと状況を見ながらよりよい施設づくりに努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 17番榮議員。

○17番（榮 正敏君） ありがとうございます。芝は緊急避難所とか公園にも頻繁に使われているので、今後、あそこでみんなが喜んでイベントや友達との遊びの場や憩いの場として安全に使えるように発展していくことを望んでおります。

次に、三つ目の質問に入ります。

子どもの貧困対策と認知症問題というのは、私のライフワークとしてずっと追求している問題ですが、この知的障がい者問題も深刻な問題であると認識しております。

先月の新聞紙上に全国の就労事業所329か所閉鎖とありましたが、本町における影響はあったのか、また、県内の子どもの貧困率13%とありますが、相乗的な影響はなかったのかについて伺います。

まず1点目、知的障がい者のA型就労事業所が全国で329か所閉鎖、5,000人が僅か5か月で解雇や退職となったことが判明しました。なぜこのような事態になったのか。この最低賃金が保障されているA型事業所は、公費に依存した就労事業所の経営改善を促すため、国が収支の悪い事業所の報酬引下げを4月から実施したことが主な要因だと言っております。

閉鎖が相次いでいるのは就労継続支援A型事業所で、生産活動は名目だけで補助金目的の事業所が相次いでいたため踏み切ったと言われております。就業者は最低賃金の保障されていないB型事業所に移行することもできるとありますが、本町においてはこの重大な事態の認識はあったのか。また、このA型就労事業所に該当する事業所は何か所あるのか、何人ぐらい就労しているのか、今後における動向や対策について伺います。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 17番榮議員の三つ目の御質問の1点目、知的障がい者の就労事業所の本

町における動向や対策につきまして、お答えをします。

議員御指摘の事業所は、利用者と雇用契約を結んだ上で就労訓練等の支援を提供する就労継続支援A型を実施する事業所で、国からの補助金を利用者への給料に充てることが厳しく禁じられていること、そして、事業所報酬の引下げによる収支の悪化が国からの補助金減額につながったことにより、事業所の閉鎖や解雇などにつながったものと認識をしております。

本町には、就労継続支援A型事業所が2か所あり、野菜の袋詰めや農作業、クリーニング作業などに取り組みられています。事業所の利用者数は合計約50名で、本町からは10名の方が利用されていますが、報道されたような事案は発生していません。

次に、本町の取組としましては、上益城郡内4町と共同で上益城圏域自立支援協議会を設置し、障がい者の就労に関する情報共有や関係団体との連携強化を図っています。また、就労支援につきましても、本人や相談支援事業所、障がい者就労生活支援センターなどからの相談に基づいて、本人の障がい特性や仕事内容への適性に応じて就労継続支援A型や就労継続支援B型の決定を行っております。

今後とも、関係機関と連携を図りながら、就労できる機会・環境づくりに取り組み、障がいのある人が自らの障がいの状況等に応じた事業所を選択でき、その経済的自立や社会参加を推進できるよう取り組んでまいります。以上です。

○議長（中川公則君） 17番榮議員。

○17番（榮 正敏君） このA型事業所は益城に2か所、50名程度であると今ありました。本町の利用者は10名で閉鎖や解雇の事例はないと聞き、安心しました。今後、障がい者や生活弱者に対する様々な支援や環境づくりに、しっかりとこのような事案にならないように注視して対策をとっていただきたい。

次に2点目の質問ですが、子どもの貧困率が県内は13%と新聞にありましたが、初めてどの生活レベルが貧困と定義してあるのか分かりました。県は、中間的な世帯収入——夫婦共働きでもということです——世帯収入の324万円の半分に当たる162万円を貧困線としました。この162万円以下の家庭の子どもが子どもの貧困率に該当するわけであります。

貧困世帯の保護者に聞くと、子どもを大学に行かせてやれない、習い事に通わせられなかった、お小遣いをあげられなかったなどが上がったとあります。県子ども家庭福祉課は、子どもが安心して生活できる環境づくりが必要として、保護者の就労支援や学習機会の確保、孤立防止支援と6項目の取組の方向性を示したとありますが、本町においてこの貧困線を下回る家庭はどのくらい該当するのか、また、県が指定している6項目に対してどのような対策を考えているのか伺います。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 17番榮議員の三つ目の御質問の2点目、世帯収入が162万円を下回る家庭の割合は本町の世帯数の何%か、また、県が示す6つの取組に対してどのような対策を考えているかにつきましてお答えします。

議員御質問の子どもの貧困率は、県が県内の公立小学校5年生及び中学校2年生の子どもと保

護者を対象としまして、昨年8月下旬から10月中旬に実施しました令和5年度熊本県子どもの生活に関する実態調査の結果に基づくものです。議員御質問の本町における貧困の状況につきましては、現在、県が実施した調査結果と町が実施した調査結果を基に、子ども計画の策定支援業務の受託業者に分析を依頼しているところです。

次に、県が示す六つの取組の方向性につきましては、経済的支援や社会的環境整備など町単独では実施が困難な事業もありますので、国や県の動向を見ながら事業実施の可否や時期について検討してまいります。

なお、現在、町が実施している子どもの学習機会の確保・充実への支援につきましては、県が示す6項目の一つであります。令和3年度から子どもの貧困対策の推進を目的とした益城町子どもの貧困対策推進事業におきまして、町内で活動中の地域・子ども食堂はなえみ食堂様とボランティアの方々の支援をいただきながら学習支援と子ども食堂を実施しており、参加者が年々増加しております。その要因として貧困率が影響しているかどうかは把握できかねますが、活動に対する認知度の向上や参加者と支援者の信頼関係の構築が進み、参加者の心のよりどころとして認知されつつあるものと認識をしております。

本町としましては、アンケート調査や活動団体への聞き取りを行うとともに、県の補助事業の活用や事業内容の見直しを行いながら、引き続き子どもの貧困対策に取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 17番榮議員。

○17番（榮 正敏君） なかなか難しい問題で大変だと思いますが、しっかりと援助といえますか、やっていただきたいと思います。

2回目ですが、子ども食堂もなかなか経営が難しいと聞いております。いろんなボランティアとか、フードロスとか、そういう事業所とか、いろんな条件がなかなか益城には合致しないということで非常な問題が生じておると。

先日の新聞に、「第3の居場所」という見出しで載っていて、高森町の一般社団法人SOLがB&G財団と日本財団の助成対象に選ばれたとあります。この事業は生活困窮世帯に学習や食事を支援する施設の運営者へ開設費用を上限5,000万円、3年間の運営費用を4,320万円で助成する事業を全国展開しています。県内では9か所目だと言っておりました。SOLは不登校の子どもを支援する町教育支援センターや障がい児の通所施設を運営し、来年開所するフレデリックは生活保護世帯や不登校の子どもたちが対象で、利用料は原則無料だと言っております。なかなかこの審査というのは難しいと言っておりますが、行政と連携しこういった施設を本町にもつくりたいか、調整してほしいと思います。子どもたちの第3の居場所づくりのために頑張ってくださいと思います。

これに関しては答弁は求めません。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（中川公則君） 17番榮正敏議員の質問が終わりました。

これで、本日予定されました一般質問が全て終了しました。

これにて散会いたします。

散会 午後 2 時13分

9 月 18 日（水曜日）

令和6年第3回益城町議会定例会会議録

1. 令和6年9月9日午前10時00分招集
2. 令和6年9月18日午前10時00分開議
3. 令和6年9月18日午後0時35分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 益城町議会本会議場
6. 議事日程

日程第1 各常任委員会委員長報告 質疑 討論 採決

日程第2 議案第75号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

日程第3 議員提出第2号 益城町議会会議規則の一部を改正する会議規則の制定について

日程第4 議員提出第3号 国による学校給食費無償化を求める意見書

日程第5 議員派遣の件

日程第6 閉会中の継続調査の件

7. 出席議員（18名）

1番 坂井金次郎君	2番 木村正史君	3番 西山洋一君
4番 上村幸輝君	5番 富田徳弘君	6番 下田利久雄君
7番 松本昭一君	8番 吉村建文君	9番 甲斐康之君
10番 野田祐士君	11番 宮崎金次君	12番 坂田みはる君
13番 中村健二君	14番 稲田忠則君	15番 渡辺誠男君
16番 荒牧昭博君	17番 榮正敏君	18番 中川公則君

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 遠山伸也

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長 西村博則君	副町長 濱田義之君
教育長 酒井博範君	政策審議監 清田聡美君
土木審議監 持田浩君	会計管理者 山口拓郎君
総務課長 荒木薫君	総務課審議員 中山貴文君
危機管理課長 森川博君	企画財政課長 松本浩治君
企画財政課審議員 藤田智久君	税務課長 坂井浩章君

住 民 課 長	田 上 恵 美 君	福 祉 課 長	菊 川 和 幸 君
福祉課審議員	川 原 さおり 君	こども未来課長	吉 住 由 美 君
健康保険課長	吉 本 秀 一 君	産業振興課長	岩 本 武 継 君
都市計画課長	齊 藤 計 介 君	建 設 課 長	竹 林 浩 幸 君
復興整備課長	水 口 清 君	下 水 道 課 長	相 良 憲 二 君
水 道 課 長	豊 田 博 文 君	学 校 教 育 課 長	内 村 康 成 君
生涯学習課長	中 村 康 広 君	代 表 監 査 委 員	戸 塚 誠 司 君

開議 午前10時00分

○議長（中川公則君） 皆さん、おはようございます。定刻に達しましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、皆さんのお手元に配付してありますとおり、常任委員会委員長報告、質疑、討論、採決、その他となっております。

日程第1 各常任委員会委員長報告 質疑 討論 採決

○議長（中川公則君） それでは、日程第1、各常任委員会委員長報告を議題とします。

まず、総務常任委員会報告、上村幸輝委員長。

○総務常任委員会委員長（上村幸輝君） おはようございます。総務常任委員長の上村でございます。総務常任委員会報告を行います。

総務常任委員会報告書。

令和6年第3回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第56号、令和6年度益城町一般会計補正予算（第2号）中、歳入歳出（総務常任委員会関係）、第2表債務負担行為補正、第3表地方債補正。議案第61号、令和5年度益城町一般会計決算認定について中、歳入歳出（総務常任委員会関係）。議案第69号、工事請負契約の締結について。議案第70号、工事請負契約の締結について。議案第72号、物品の購入について。請願第1号、家族従業員の働き分を認めない所得税法第56号の廃止を求める意見書提出の請願。

2、審査経過。

①付託年月日。令和6年9月10日。

②審査状況。令和6年9月13日午前10時から総務常任委員会室において全委員出席の下、当委員会に付託された議案の審査を行った。また、9月17日午前10時から全委員出席の下、飯野校区グラウンド及び益城町民憩の家を視察した。

3、審査の内容と結果。

①審査の結果。当委員会に付託された議案第56号ほか4件の議案と1件の請願について執行部より説明を受け、慎重審査の結果、議案第56号、議案第61号、議案第69号、議案第70号及び議案第72号については、原案のとおり全会一致で可決した。請願第1号については、賛成少数で不採

扱とした。

②審査の主な内容。

議案第56号については、第2表債務負担行為補正の都市防災総合推進事業において土地開発公社で先行取得に関する質疑があり、担当審議員より、令和7年度に事業が終了するため、道路工事の工期等を鑑み土地開発公社に先行買収を依頼するためとの説明を受けた。

歳入では21款繰入金2項基金繰入金について質疑があり、担当審議員より、財政調整基金繰入金、減債基金繰入金、公共下水道建設基金繰入金については、決算により繰入金の額が確定したことによる減額であり、また、平成28年熊本地震復興基金繰入金については、木山地区土地区画整理事業の町負担金で交付税措置がない負担金であるため、基金を取り崩すものとの説明を受けた。

次に歳出では、2款総務費2項徴税費2目賦課費10節需用費及び12節の委託料の固定資産税納税通知書発送業務についての質疑があり、担当課長より、国が推進する基幹システム標準化に係るシステム変更等による切替え時期の延期に伴い、従来の方法で発送するため需用費を増額し委託料を減額する予算の組替えを行ったとの説明を受けた。

次に、10款教育費2項小学校費1目学校管理費14節工事請負費の飯野小学校施設整備費の内容について質疑があり、担当課長より、老朽化した飯野小学校給水施設の改修であるとの説明を受けた。また、ほかの学校の給水施設の状況について質疑があり、担当課長より、木山中学校と津森小学校の2校が建築時期が同時期になるため調査を検討するとの説明を受けた。

次に、10款教育費3項中学校費1目学校管理費17節備品購入費の施設器具購入費で机の詳細について質疑があり、担当課長より、木山中学校特別支援教室で使用する車椅子用の机2台と昇降型の机2台との説明を受けた。

次に、10款教育費6項社会教育費6目、文化財保護対策費14節工事請負費の布田川断層帯保存整備工事費の内容について質疑があり、担当課長より、布田川断層帯杉堂地区の潮井神社の補強工事、布田川断層帯谷川地区の排水処理、谷川展望広場の東屋及び井戸の埋め戻しの工事費であるとの説明を受けた。

次に、10款教育費6項社会教育費9目交流情報センター運営費10節需用費の中の光熱水費について質疑があり、担当課長より、今年度から総合運動公園の電気料金について支払い方法を指定管理者による一括納付から交流情報センター分を切り分けたこと、また、教育委員会の役場庁舎移転に伴い昨年より電気料金の予算を低く見込んでいたが、物価高騰による電気料金の値上げにより不足することとなったとの説明を受けた。

次に、議案第61号については、中期財政見通しの額と決算額とで大きな乖離があるがその要因は何かとの質疑があり、担当審議員より、歳入歳出の両面においては令和5年7月豪雨災害の復旧費が大きく影響しており、歳入についてはふるさと納税の見込みが7億5,000万円だったのに対し決算では14億円ほどとなったことが要因との説明を受けた。

議案第69号については、津森グラウンドのLED化工事について質疑があり、担当課長より、国の政策である脱炭素対策の推進を図るものであり、受変電設備の廃止及び電気代が減少すると

の説明を受けた。また、工事費の町負担については、担当審議員より、脱炭素化推進事業債を利用して工事費のうちおおむね3,600万円の負担となるとの説明を受けた。

議案第70号については、工事費の町負担について質疑があり、担当審議員より、国庫補助の都市再生整備計画事業を利用し、交付税措置を含めると工事費の40%程度が町の負担との説明を受けた。

議案第72号については、全ての備品を新しくそろえるのかとの質問があり、担当課長より、被災した施設で使用していた備品については仮設庁舎までは使用していたが、不具合が多くほとんど処分しており必要な部品を購入するとの説明を受けた。

請願第1号については、所得税法の中で申告者が申告方法について選択する余地があるため廃止するまではないとの意見があった。

③視察の結果と意見。

視察した現場のうち飯野校区グラウンドについては、現地において担当係長より工事の概要について説明を受け、進捗状況を確認した。

益城町民憩の家については、現地において担当職員より施設の概要について説明を受け、現況を確認した。

以上、総務常任委員会審査結果を報告します。令和6年9月18日、総務常任委員会委員長、上村幸輝。益城町議会議長、中川公則殿。

○議長（中川公則君） 総務常任委員会委員長の報告が終わりました。

次は福祉常任委員会報告、吉村建文委員長。

○福祉常任委員会委員長（吉村建文君） 皆さん、おはようございます。福祉常任委員会の吉村でございます。福祉常任委員会報告書を読ませていただきます。

令和6年第3回益城町町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第56号、令和6年度益城町一般会計補正予算（第2号）中、歳出（福祉常任委員会関係）。議案第57号、令和6年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。議案第58号、令和6年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。議案第59号、令和6年度益城町介護保険特別会計補正予算（第1号）。議案第61号、令和5年度益城町一般会計決算認定について中、歳出（福祉常任委員会関係）。議案第62号、令和5年度益城町国民健康保険特別会計決算認定について。議案第63号、令和5年度益城町後期高齢者医療特別会計決算認定について。議案第64号、令和5年度益城町介護保険特別会計決算認定について。議案第67号、令和5年度益城町水道事業会計利益の処分及び決算認定について。議案第68号、益城町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。議案第71号、工事請負契約の変更について。議案第74号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について。請願第2号、町民憩の家存続について請願。

2、審査経過。

①付託年月日。令和6年9月10日。

②審査状況。令和6年9月13日午前9時50分から役場庁舎2階会議室において全委員出席の下、当委員会に付託された議案及び請願の審査を行った。また、9月17日午前10時から全委員出席の下、介護予防事業通所型サービスC（保健福祉センターはびねす）、益城病院地域生活支援施設（益城ドーム）を視察した。

3、審査の内容と結果。

①審査の結果。議案第56号ほか11件、請願第2号、当委員会に付託された議案及び請願について、執行部から説明を受け、慎重審査の結果、議案第57号、議案第58号、議案第59号、議案第62号、議案第64号、議案第67号、議案第71号については、原案のとおり全会一致で可決認定した。また、議案第56号、議案第61号、議案第63号、議案第68号、議案第74号については、賛成多数で可決認定した。また、請願第2号については、賛成多数で採択とした。

②審査の主な内容。

議案第56号については、4款衛生費1項保健衛生費3目環境衛生費18節負担金補助及び交付金に関し、上益城広域連合施設整備費負担金について質疑があり、施設整備に伴う造成工事の概略予備設計の費用との説明を受けた。

議案第61号については、3款民生費1項社会福祉費4目老人福祉費18節負担金補助及び交付金に関し繰越明許費の内容について質疑があり、民間事業者が行う施設の自動火災報知設備取替え工事に係る補助金との説明を受けた。

次に、23款諸収入4項貸付金元利収入1目貸付金元利収入1節貸付金元利収入に関し、総括質疑において令和4年度との差額の要因について質疑があった件について、令和4年度は繰上げ返済の額が大きかったためとの説明を受けた。

議案第62号については不納欠損の理由について質疑があり、地方税法第15条の7第4項による滞納処分の執行停止後3年経過が60件、第18条の1による執行停止後3年経過する前に5年の時効を迎えたものが96件で、課税後、単純に5年の時効が到来したものではないとの説明を受けた。

議案第68号については、国民健康保険証を12月2日から廃止するという内容だが、世間一般でも残してほしいという意見が多数あるとの意見が出された。

議案第71号については、益城幼稚園園舎改修工事請負契約の変更に関し、工事費の追加が行われているが、外壁の劣化についてなぜ設計当初から把握していなかったかとの質疑があり、設計前は目視で概算したため、工事に入り足場を組んで確認した際に劣化が判明し追加となったとの説明を受けた。また、樹木の伐採については、安全面から緊急的な対応であったとの説明を受けた。

議案第74号については、保険証の廃止に反対するとの意見が出された。

請願第2号については、町民憩いの家の存続に関し、以下の論点について議論が行われた。

1、アンケート結果の解釈（利用経験や認知度）、2、公共施設等総合管理計画との整合性、3、将来の利用者層の予測、4、存続を前提とした諮問の是非、5、施設の立地、ハザードマップ、6、利用者との対話や説明会の実施状況、7、財政面での課題（維持費、改修費）、8、施設の老朽化の実態。

委員からは、存続を求める意見が多く出されたが、財政面や利用者減少の課題も指摘された。議案第57号、議案第58号、議案第59号、議案第63号、議案第64号、議案第67号については、特段の質疑はなかった。

③視察の結果と意見。

視察した介護予防事業（通所型サービスC）、保健福祉センターはびねすについては、現地において、短期集中予防サービスCに関する動画を視聴後、担当課より通所型サービスC導入に至った町の背景について説明を受けサービスCを見学し、実際に体力アップ体操を体験した。

利用料金や受入れ人数について質問があり、担当課より、週2回3か月の利用で、利用料金は月2,000円。4事業所それぞれに定員があり、現時点での利用者は11名との説明を受けた。また、本事業の実施により医療費や介護給付費の抑制になるとよいとの説明を受けた。

益城病院地域生活支援施設（ましき童夢）については、2班に分かれて施設見学を行い、施設の理事長及び担当者より施設の概要について説明を受け、障がい者の居場所、生きがい、働きがいなど、自己実現を目指した支援を行っていききたいとの説明を受けた。

以上、福祉常任委員会の審査結果を報告します。令和6年9月18日。福祉常任委員会委員長、吉村建文。益城町議会議長、中川公則殿。

○議長（中川公則君） 福祉常任委員会委員長の報告が終わりました。

次は、建設経済常任委員会報告、松本昭一委員長。

○建設経済常任委員会委員長（松本昭一君） おはようございます。7番松本です。建設経済常任委員会の報告をいたします。

建設経済常任委員会報告書。

令和6年第3回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第56号、令和6年度益城町一般会計補正予算（第2号）中、歳出（建設経済常任委員会関係）。議案第60号、令和6年度益城町下水道事業会計補正予算（第2号）。議案第61号、令和5年度益城町一般会計決算認定について中、歳出（建設経済常任委員会関係）。議案第65号、令和5年度益城町産業団地特別会計決算認定について。議案第66号、令和5年度益城町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について。議案第73号、字の区域の変更について。

2、審査経過。

①付託年月日。令和6年9月10日。

②審査状況。令和6年9月13日午前10時から益城町議会建設経済常任委員会室において全委員出席の下、当委員会に付託された議案の審査を行った。また、9月17日午前10時から全委員出席の下、惣領公園（惣領地内）、益城台地中土地区画整理事業地（古閑地内）を視察した。

3、審査の内容と結果。

①審査の結果。議案第56号ほか5件、当委員会に付託された議案について執行部から説明を受け、慎重審査の結果、議案第60号、議案第61号、議案第65号、議案第66号、議案第73号については、原案のとおり全会一致で可決認定した。また、議案第56号については、賛成多数で可決した。

②審査の主な内容。

議案第56号については、7款商工費1項商工費2目商工業振興費18節負担金補助及び交付金の夏祭り補助金について、会場配置及び警備員配置について質問があり、担当課長から、会場については総合運動公園とし、体育館南側駐車場にステージ、交流情報センター駐車場に花火観覧エリア、体育館と交流情報センター間通路に出店を配置する予定であり、警備については、事前の警察協議において専門の警備員を配置するよう指導があり、花火打ち上げに伴う交通規制エリアや祭り会場内等に約100名を配置するとの説明を受けた。

また、補助金額について、当初予算900万から1,387万円増額となる理由について質問があり、担当課長から、当初予算と比較すると物価高騰及び関係機関との協議において、警備や火気の取扱いについてこれまでより安全に配慮した対応を求められたことが主な原因であるとの説明を受けた。

議案第60号の下水道事業会計補正予算の債務負担行為については、益城台地土地区画整理事業等に伴う人口増加と臨空テクノの排水処理に対応できるのかとの質問があり、担当課長から、一般家庭の人口増加については対応し得る処理容量であり、臨空テクノについては、処理区域外のため合併処理浄化槽での対応であるとの説明を受けた。

議案第61号については、11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費1目農業用施設災害復旧費12節委託料の災害廃棄物仮置場管理運営業務委託料の委託事務内容について質問があり、担当課長から、主に昨年7月の大雨による災害瓦礫土砂の仮置場として利用していた仮設庁舎跡地の管理業務委託料や農道及び水路堆積土砂撤去委託料などで、監督支援業務は土地改良事業団体連合会に委託しているとの説明を受けた。

次に、8款土木費1項土木管理費2目地籍調査事務事業費12節委託料の地籍の再立会の箇所について質問があり、担当課長から、熊本地震により境界点が10センチメートル以上動いている場合は再調査を行うこととなっており、杉堂、小谷、田原、上陳及び下陳地区の一部で再調査を行うとの説明を受けた。

次に、8款土木費1項土木管理費12目都市再生整備計画事業費16節公有財産購入費の狭小用地購入費の面積及び場所について質問があり、担当課長から、馬水の県道熊本高森線沿いの41平方メートルとの説明を受けた。

次に、11款災害復旧費2項土木災害復旧費1目道路橋梁災害復旧費18節負担金補助及び交付金の私道復旧事業補助金の不用額について執行率が低すぎるとの意見があり、担当課長から、震災から数年が経過し申請そのものが減っているため予算の縮減を検討するとの説明を受けた。また、補助率について質問があり、復旧に係る事業費が50万円未満の場合は対象外となるが、事業費が50万円以上の場合、補助率は2分の1で、補助金の上限は1,000万円であるとの説明を受けた。

次に、事故繰越となった事業について質問があり、8款土木費2項道路橋梁費6目社会資本整備総合交付金事業21節補償補填及び賠償金については、潮井公園線の立木補償で令和6年7月に完了しているとの説明があり、8款土木費4項都市計画費8目街路事業の都市計画街路事業の4件のうち3件については支払い済みであり、14節工事請負費については令和7年1月に工事完了

予定であるとの説明を受けた。

議案第65号については、産業団地の区画割について質問があり、担当課長から、区画は3区画に分ける予定で、約4ヘクタールが1区画と約1ヘクタールを2区画に分譲を予定しており、企業募集については令和7年度から行うとの説明を受けた。

議案第66号及び議案第73号については、特段の質疑はなかった。

③視察の結果と意見。

視察した惣領公園については現地において担当課から事業の概要について説明があり、委員から公園の駐車場とトイレの必要性について質問があり、担当課から、惣領公園については整備内容の計画から整備後の維持管理の運用方法を含め、地元とワークショップを行いながら整備方針を決定し整備を行ったとの説明を受けた。

次に、益城台地中土地区画整理事業については、担当課から区画整理事業の概要と事業の進捗及び提出議案の内容について説明があり、委員から区画整理による人口増加に伴う小学校の教室不足への対応について質問があり、担当課から、小学校の課題については小学校拡張用地取得のため用地交渉を学校教育課と連携しながら進めているとの説明を受けた。

以上、建設経済常任委員会の審査結果を報告します。令和6年9月18日、建設経済常任委員長、松本昭一。益城町議会議長、中川公則殿。

○議長（中川公則君） 以上で、各常任委員会委員長の報告は終わりました。

それでは、これより各常任委員会報告に対する質疑を許します。

各常任委員会報告に対する質疑はありませんか。

11番宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） 皆さん、おはようございます。11番宮崎でございます。今日は傍聴席にいっぱいおいでであります。ありがとうございます、お忙しい中。

私は、福祉常任委員長と建設経済常任委員長にお尋ねをします。

まず、福祉常任委員長に対しては、請願2号の町民憩の家存続を願う会から今回出されました請願についての審議について、その中で8個の論点について議論がなされているみたいであります。その中の二つのことについて御質問をします。

まず、将来の利用者増の予測という論点があったみたいですが、どういう議論がなされたのでしょうか。それから2番目に、利用者との対話や説明会の実施状況についての論点で議論がなされているみたいですが、どういうお話し合いがなされたのか、お聞きしたいと思います。

以上2点、よろしくお願いします。

続いて、建設経済常任委員長に質問します。

議案第56号、令和6年度益城町一般会計補正予算（第2号）の中で、7款商工費の夏祭り補助金について伺います。

私も夏祭りや花火大会を実行することについては大賛成です。しかし、当初予算が900万円であったのを今回の補正で1,387万円追加され、合計2,287万円での祭りの実施にはやや疑問を持ちます。増額される金額の理由等についてどのような審議がなされたのか、お伺いをします。

以上、福祉常任委員長と建設経済常任委員長に質問をいたします。よろしく申し上げます。

○議長（中川公則君） 福祉常任委員長、吉村委員長。

○福祉常任委員会委員長（吉村建文君） 11番宮崎議員の質問にお答えいたします。

まず第1点目が、将来の予想についてどういった質疑がなされたかということでございますけれども、それについては特段の説明はなかったように記憶しております。

それから、町民憩の家の説明会についての御質問でございますけれども、5月に基本計画案の説明会をミナテラスで実施いたしました。また、ましき便でも様々な意見がありました。それについては、修繕についてなどの意見も載せておりますということでございます。

また、5月に基本計画案に対する説明会を実施しているが参加者が非常に少ないという意見もありました。その点、今から利用される方と町の両方が努力して利用者を増やしていけるよう2年間やってみて、その結果がどうにもならなければ廃止の方向に行くかもしれませんが、それだけの努力が必要であるという意見が出ておりました。以上でございます。

○議長（中川公則君） 建設経済委員長、松本委員長。

○建設経済常任委員会委員長（松本昭一君） 11番宮崎委員の1回目の質問にお答えします。

当初、夏祭りの予算が900万円から1,380万円に上がった理由でございますが、このたび11月に行います花火大会の会場につきましては、総合運動公園、総合体育館から交流情報センター、陸上競技場にかけての屋外の駐車場を会場とすることにしております。そのために警察との協議におきまして、今回の会場は国道443号から県道益城矢部線、総合体育館運動公園の南側田んぼ付近について専門の警備員の配置をすることになっておるということで、警備の値段が上がっております。

それと、花火も材料費の高騰、それと人件費の高騰等で予算が上がってきたということでございます。以上でございます。

○議長（中川公則君） 11番宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） それぞれの委員長から答弁をいただきました。

まず、福祉委員長のほうからいただいた論点の中の議論の状況についてでございますが、将来の利用者増の予測については特段説明はなかったというお話でした。特段の説明がなかったんだったら、多分資料か何かで皆さんに配付されたのだらうと思うのですけれども、これが論点だったという話だらうと思いますが、特段なかったんだったらそのままでしょうがないと。

それから、2番目の利用者との対話や説明会の実施状況等でございますけれども、5月の基本計画の説明会、それからましき便、そういうので住民とのやり取りはしているというお話だらうと思います。ただ、私たちが聞く範囲によりますと、特に町民憩の家の利用者との対話や説明会の実施についてはほとんどないというように住民の方はおっしゃっておられます。そういうのが事実だったので、一応確認をさせていただきました。以上で質問はそこのところは終わります。

続いて、建設経済常任委員長に対する、夏祭り、それから花火の話でございますが、確かに会場が変わった。それで警察のほうから警備の専門家をつけてほしいという要望があった。それから、警備の値段が上がったという話と、花火や人件費が高騰してきたということで1,387万円増

加をしたという御説明だったと思うのですが、それにしても1,387万円というのは大きな金額です。今まで900万円で済んでいたのが、確かに物価高騰とかいろんな状況があったとしても、2倍以上、2.5倍、これではなかなか町民の人も納得しないのではないかと思います。

これからも執行部の皆さんに、機会があったら町民の皆さんによく説明をしていただくようお願いをして、私の質問は終わります。以上です。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） 質疑がないようですので、これで各常任委員会報告に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、議案第56号から議案第60号までの5議案について、委員長報告に反対の方、原案に反対の者の発言を許します。

討論はありませんか。

9番甲斐議員。

○9番（甲斐康之君） 皆さん、おはようございます。9番日本共産党の甲斐康之です。

議案第56号、令和6年度益城町一般会計補正予算書（第2号）について、反対討論を行います。

予算書の中に賛成できる予算もあります。それは、高齢者への新型コロナウイルスワクチン接種関連についてで、今議会で私の一般質問でも補助を求めたところであります。定期接種において7,000円の自己負担であったものが、4,000円の補助を行う予算が計上されています。自己負担3,000円で接種できることとなります。これについては賛成できる予算であります。

しかし、同意できない予算が計上されています。それは、上益城広域連合施設整備費負担金1,160万円の予算であります。これは、御船町上野地区に建設が計画されている上益城5町の広域連合と民間事業者シムファイブスによる産業廃棄物処理施設建設に伴う予定敷地の造成工事に必要な費用の概略予備設計費用として、5,800万円を5町で均等割りした1,160万円の計上です。

この施設については、騒音、振動、悪臭、地下水、交通など環境への影響を及ぼす懸念が、地元を中心に郡内からも多くの意見が出ております。現在、民間事業者による環境アセスメントが行われている段階であります。計画では、環境アセスメントが終了するのは令和7年度末、令和8年3月末の予定となっております。

流れとして、環境アセスメント終了後、上益城5町によって本事業が適切であると判断された際は、上益城広域連合が民間事業者に土地の貸付けを行い、土地造成工事を行うのではないのでしょうか。

説明では造成工事概略予備設計費用を計上しているとのことですが、環境アセスメントが終了しておらず結果が出ていない段階での民間事業者が、どのような規模の施設建設を敷地内のどの部分に建設計画しているのか、不透明であります。また、施設から民家まで100メートル以上離すと説明されていますが、100メートル以内にも民家があります。また、広域連合による土地の取得については、まだ一部が未取得状態にあるとも聞いています。

現段階での概略予備設計であります。今議会で計上することについて賛同できず、反対するものです。

以上、反対討論を終わります。

○議長（中川公則君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

5番富田議員。

○5番（富田徳弘君） 皆さん、おはようございます。5番富田でございます。

議案第56号、令和6年度益城町一般会計補正予算（第2号）について賛成討論を行います。

令和6年度益城町一般会計補正予算（第2号）につきましては、木山地区の益城中央土地区画整理事業に関する予算や高齢者の新型コロナウイルス予防接種に関わる事項負担を軽減するための予算など、熊本地震からの復旧復興に向けた予算や高齢者の感染対策の予算が計上されております。

また、上益城広域連合施設整備負担金につきましては、廃棄物処理施設事業に係る造成工事に必要な費用や工事期間等を明確にするための造成工事概略予算設計費用として計上されたものです。今後、この事業を円滑に進め早期に処理施設の運営が開始できるように、上益城郡内の他の4町においても9月定例会に上益城広域連合施設整備負担金の補正予算が上程されております。

このほかの予算についても、ため池の防災工事や小学校の施設整備のための設計や工事など、いずれも町民にとって必要な予算となっております。

このようなことから、議案第56号、令和6年度益城町一般会計補正予算（第2号）について、賛成するものであります。議員各位の御賛同をよろしく申し上げます。

以上で賛成討論を終わります。

○議長（中川公則君） ほかに討論はありませんか。

10番野田議員。

○10番（野田祐士君） 皆さん、おはようございます。10番野田でございます。

議案第56号令和6年度益城町一般会計補正予算（第2号）中歳出について、反対する立場から意見を述べさせていただきます。

反対理由及び意見について。

令和6年度益城町一般会計補正予算（第2号）中、7款商工費1項商工費2目商工業振興費18節負担金補助及び交付金、夏祭り補助金1,387万円の追加予算の計上についてです。

これについては、産業振興課がイベント業者への丸投げをしたことで不必要な出費が重なり、また、町執行部の努力によっては削減できるがしていないという残念な追加予算となっております。町民からお預かりしている大切な税金を業者のためにだけ多く出費する予算としか言えない状態です。

益城町の財政運営がますます厳しくなる中、町執行部は小さな損失も見逃さず検証・詳査し、知恵を出し合い、精査された予算計上の努力が求められております。その結果として、町民の多くが本当に必要と感じ、要求し、陳情している予算措置を行うことが可能となるのではないのでしょうか。例えば、今回、議会へ請願が出されている憩の家の案件もその一つではないのでしょうか。

町執行部の責任として、全てのことに目を配り、精査し、改善された予算措置を議会に上程していただくようお願いをするものであります。

それでは、精査不足の中身の調査と経緯について述べさせていただきます。

もともと益城町の夏祭りは、8月に地蔵祭の一環として益城町商工会が事業主体となり執り行ってきました。今年もその予定だったと聞いておりました。本年当初に町が夏祭りのために計上した実行予算は900万円です。商工会はこれまでの数年間、町からの予算900万円で夏祭りを執り行ってきており、今年も商工会が行えば900万円で行うことになりました。

しかし、今年の夏祭りについては、商工会と町執行部との協議の中で、商工会が以前と同様に町民グラウンド内を中心とした夏祭りを行うことを計画いたしました。町から町民グラウンドの使用を禁止されたことにより、防犯上安全な祭りの開催を危惧したことから断念したようです。結果として、商工会に代わる形で町の産業振興課が事業主体となり執り行うことになった経緯があります。

町産業振興課が夏祭りを執り行うとなった瞬間、この追加予算1,387万円が計上され、当初予算900万円に今回の追加予算1,387万円をプラスし、合計2,287万円の予算で実施することになりました。商工会なら900万円であり、町産業振興課なら2,287万円となったわけです。夏祭りの中身については、以前からのものと同様であるとの執行部からの説明も受けております。

予算の内訳について、驚くことも多々あります。

例えば、警備費用です。今回の警備費用計上額は延べ警備人員100名予定で、費用361万9,000円となっております。1日1人当たりの警備費用3万6,190円です。通常からすれば2.5倍の額です。ちなみに、前回の商工会での警備費計上額は70万円程度ようです。

次に、会場設営費が350万円の追加との説明を受けております。これは、以前と同じことを同じ規模で行うと考えているとの説明からすれば、当初予算の中に計上されているものであり二重計上とも考えられ、おかしな話となっております。

唯一、花火費用608万円については、前回は443万5,000円であったことから約1.37倍となっております。これは物価上昇によるものとの説明がありました。

いずれにせよ、夏祭りを執り行う主体が商工会から町産業振興課に代わったら予算が2.5倍となったわけですから、これには理解に苦しみます。

町執行部の多くは、日常の業務に真摯に取り組み鋭意努力され、日頃より汗をかいているものと思っておりますが、このような無責任な予算計上を上程されれば、予算のチェックを行うべき議員の一員としては看過できないと思っております。町民の皆様のための行政運営と予算計上を一番に考え、税金の無駄遣いについては慎んでいただきたい。少なくとも町民の皆様が納得いく形のものをつくり上げるような行政運営をすべきではないでしょうか。

町民の皆様方にきちんとした説明ができないようなことについて本議会で確認した以上、町民皆様の負託に応えることができないと考えております。これが原案に反対する主な理由です。議員の皆様の良い判断と御賛同をよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（中川公則君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

12番坂田議員。

○12番（坂田みはる君） 皆様、こんにちは。12番坂田でございます。よろしく申し上げます。

議案第56号、令和6年度益城町一般会計補正予算（第2号）についての賛成討論を行います。

令和6年度益城町一般会計補正予算（第2号）につきましては、児童手当の制度改正に伴う予算や飯野小学校の給水施設・設備に関する予算など、子育て世帯の負担軽減や児童の学習環境の改善を図るための予算であったり、このほか高齢者新型コロナウイルス予防接種に係る補助金などが計上されております。

また、夏祭り補助金につきましては、熊本地震以降長らく中止をされており、この祭りを町民の皆様は大変楽しみにされておりました。このため、町民の皆様や町外からのお客様のためにも、多くの皆様に参加いただくに当たり、安心安全をしっかりと確保した環境の下で再開をするためには、ぜひとも必要な予算となっております。

今後、内容を精査し適切な予算執行をしていただくことを願い、私はこのようなことから、議案第56号、令和6年度益城町一般会計補正予算（第2号）につきましては賛成するものです。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

以上で賛成討論を終わります。

○議長（中川公則君） ほかに討論はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） ないようですので、これで議案第56号から議案第60号までの5議案に対する討論を終わります。

ここで暫時休憩します。11時15分から再開します。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時15分

○議長（中川公則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第61号から議案第67号までの7議案について、委員長報告に反対の方、原案に反対の者の発言を許します。

討論はありませんか。

9番甲斐議員。

○9番（甲斐康之君） 9番日本共産党の甲斐康之です。議案に対する反対討論を行います。

まず、議案第61号、令和5年度益城町一般会計決算認定について、及び議案第63号、令和5年度益城町後期高齢者医療特別会計決算認定についての2議案について、反対討論を行います。

議案第61号、一般会計決算認定について同意できない項目は、令和5年度当初予算でも反対をしましたが、民生費の6目地方改善費について、支部助成金などの財政的措置について、例年改善を求めています。依然として支出を続けています。このことは部落差別の固定・永久化につながるものと考えます。廃止すべきこの項目が予算どおり執行されていることについて同意でき

ません。

次に、議案第63号、後期高齢者医療特別会計決算認定について、令和5年度当初予算でも反対をしましたが、75歳以上の高齢者を若い世代と分離して年齢で異なる保険制度に加入させるもので、高齢者に重い負担を押しつけるものであります。高齢者は、年を重ねるごとに体調を崩すことが顕著となり、持病を持ち医療にかかる割合も増えてきます。団塊世代が後期高齢者となり超高齢者社会を迎えて医療費に歯止めがかからない中、高齢者だけを別医療保険に囲い込むことで負担する保険料は膨れ上がり、医療費の窓口負担も倍増しております。受診抑制が懸念されているところであります。

政府は、先日の13日、敬老の日を前に、75歳以上の後期高齢者の医療費窓口3割負担の対象拡大を検討する方針を閣議決定しました。75歳以上の高齢者の多くは年金生活者であります。第2次安倍政権以後の12年間で、公的年金は実質7.8%削減されました。一方、介護保険料の引上げや物価高などが暮らしを直撃しております。後期高齢者が医療にかかりにくくするこの制度は、早期に廃止すべき制度であります。

以上から、議案第61号、議案第63号について反対するものです。議員各位の御賛同をお願いいたしまして、反対討論を終わります。以上です。

○議長（中川公則君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

17番榮議員。

○17番（榮 正敏君） こんにちは。17番榮です。

議案第61号、令和5年度益城町一般会計決算認定について、及び議案第63号、令和5年度益城町後期高齢者医療特別会計決算認定についての賛成討論を行います。

令和5年度益城町一般会計決算認定につきましては、平成28年熊本地震及び令和5年7月豪雨災害の復旧事業をはじめ、町の将来を見据えた街路事業や都市再生整備計画事業、また、国の天然記念物に指定されている布田川断層帯整備事業、さらには、TSMCの進出に伴い本町では初めてとなる産業団地整備に対する繰出金など、これからの町の発展につながる適正な予算執行がなされております。

次に、令和5年度益城町後期高齢者医療特別会計決算認定について、後期高齢者医療制度は高齢者の医療の確保に関する法律により定められたものです。県内全ての市町村が加入する医療制度であり国の制度にのっとったもので、適正な予算執行がなされております。

また、監査委員からは、令和5年度益城町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の審査意見書において、予算の執行及び関連する事務の処理について、全般的に適法、適正に行われているものと認めたとの意見をいただいております。

このようなことから、議案第61号、令和5年度益城町一般会計決算認定、及び議案第63号、令和5年度後期高齢者医療特別会計決算認定につきましては賛成するものであります。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

以上で賛成討論を終わります。

○議長（中川公則君） ほかに討論はありませんか。

(なし)

○議長（中川公則君） ないようですので、これで議案第61号から議案第67号までの7議案に対する討論を終わります。

次に、議案第68号から議案第74号までの7議案について、委員長報告に反対の方、原案に反対の者の発言を許します。

討論はありませんか。

9番甲斐議員。

○9番（甲斐康之君） 9番日本共産党の甲斐康之です。議案の反対討論を行います。

反対する議案は、議案第68号、益城町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、次に、議案第74号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてであります。この2議案は、令和6年12月2日から施行されるマイナンバーカードと保険証をひもづけすることで、従来の健康保険証を廃止する条例の改正であります。

そもそも、議員各位御存じのとおりマイナンバーカードをつくるのは任意です。さらに、マイナンバーカードを保険証として登録するのも使うのも任意であります。任意の制度を普及させるためにマイナンバーカードの利用を国民に強制することにつながってまいります。健康保険証を廃止することは全く道理がありません。

マイナ保険証を持っていない人には資格確認書、資格情報のお知らせを全員に交付するとしています。これらは保険資格について保険証と同じ内容が記載されています。保険証を廃止しても同様のものを配布するのであります。これは支離滅裂な施策と言わざるを得ません。何のために保険証を廃止するのか意味不明なだけでなく、これらは保険者の負担を増大させます。

現行の保険証は期限が来れば新しい保険証が送られてきます。それに対して、マイナ保険証は5年ごとに役所に行って自分で更新しなければなりません。現行の公的医療保険制度の下では、保険証を発行・交付する責務は国、保険者にあります。それを揺るがすことは許されません。保険証廃止を撤回し、保険証を残すことを求めるものであります。

以上から、保険証廃止に基づく議案第68号の条例の一部改正及び議案第74号の規約の一部変更についての2議案に反対をいたします。

議員各位の賛同をお願いして、討論を終わります。

○議長（中川公則君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

14番稲田議員。

○14番（稲田忠則君） 皆さん、こんにちは。

議案第68号及び議案第74号について、賛成討論を行います。

益城町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和6年12月2日から保険証等が廃止されるため改正するものです。

マイナンバーカードと被保険者証が一体化されることで、マイナンバーカードを使ったデジタル技術を活用した厳格な本人確認ができ、医療データの活用も可能になるなどの国の制度改正に

よるもので、適正な条例の一部改正であると思います。

以上のことから、議案第68号、益城町健康保険条例の一部を改正する条例については、賛成するものでございます。

続きまして、議案第74号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についての賛成討論を行います。

熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更については、熊本県後期高齢者医療広域連合の規約において被保険者証等の用語を使用しているが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行によって現行の被保険者証は発行されなくなることなどに伴い、規約の一部の変更が必要となるためです。

その変更については、地方自治法第291条の11の規定に基づき熊本県後期高齢者医療広域連合構成団体議会の同文議件となるため、適正な規約の変更であると思うものです。

以上のことから、議案第74号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更につきましては、賛成するものでございます。議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、賛成討論を終わります。

○議長（中川公則君） ほかに討論はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） ないようですので、これで議案第68号から議案第74号までの7議案に対する討論を終わります。

これで委員長報告に対する議案についての討論を終わります。

これより採決を行います。

この採決は電子採決によって行います。

まず、議案第56号「令和6年度益城町一般会計補正予算（第2号）」について、本案に対する委員長の報告は、全て可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

（表 決）

○議長（中川公則君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第56号「令和6年度益城町一般会計補正予算（第2号）」については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号から議案第60号までの4議案について採決します。

議案第57号「令和6年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」から、議案第60号「令和6年度益城町下水道事業会計補正予算（第2号）」までの4議案について、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

（表 決）

○議長（中川公則君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第57号「令和6年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」から、議案第60号「令和6年度益城町下水道事業会計補正予算（第2号）」までの4議案については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号について採決します。

議案第61号「令和5年度益城町一般会計決算認定について」、本案に対する委員長の報告は認定です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

（表 決）

○議長（中川公則君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第61号「令和5年度益城町一般会計決算認定について」は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第62号について採決します。

議案第62号「令和5年度益城町国民健康保険特別会計決算認定について」、本案に対する委員長の報告は認定です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

（表 決）

○議長（中川公則君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第62号「令和5年度益城町国民健康保険特別会計決算認定について」は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第63号について採決します。

議案第63号「令和5年度益城町後期高齢者医療特別会計決算認定について」、本案に対する委員長の報告は認定です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

（表 決）

○議長（中川公則君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第63号「令和5年度益城町後期高齢者医療特別会計決算認定について」は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第64号及び議案第65号について採決します。

議案第64号「令和5年度益城町介護保険特別会計決算認定について」、及び議案第65号「令和5年度益城町産業団地特別会計決算認定について」、本案に対する委員長の報告は認定です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長(中川公則君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第64号「令和5年度益城町介護保険特別会計決算認定について」、及び議案第65号「令和5年度益城町産業団地特別会計決算認定について」は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第66号及び議案第67号について採決します。

議案第66号「令和5年度益城町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について」、及び議案第67号「令和5年度益城町水道事業会計利益の処分及び決算認定について」、本案に対する委員長の報告は可決及び認定です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長(中川公則君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第66号「令和5年度益城町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について」、及び議案第67号「令和5年度益城町水道事業会計利益の処分及び決算認定について」は、委員長報告のとおり可決及び認定されました。

次に、議案第68号について採決します。

議案第68号「益城町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長(中川公則君) 投票を締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第68号「益城町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号について採決します。

議案第69号「工事請負契約の締結について」、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長(中川公則君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第69号「工事請負契約の締結について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号について採決します。

議案第70号「工事請負契約の締結について」、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押

してください。

(表 決)

○議長(中川公則君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第70号「工事請負契約の締結について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号について採決します。

議案第71号「工事請負契約の変更について」、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長(中川公則君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第71号「工事請負契約の変更について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号について採決します。

議案第72号「物品の購入について」、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長(中川公則君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第72号「物品の購入について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号について採決します。

議案第73号「字の区域の変更について」、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長(中川公則君) 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第73号「字の区域の変更について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号について採決します。

議案第74号「熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について」、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長(中川公則君) 投票を締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第74号「熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号に対する討論を行います。

請願第1号「家族従業者の働き分を認めない所得税法第56条の廃止を求める意見書提出の請願」に対する総務常任委員長の報告は不採択です。

まず、委員長報告に反対の方、採択することに賛成の方の発言を許します。

9番甲斐議員。

○9番（甲斐康之君） 皆さん、こんにちは。9番日本共産党の甲斐康之です。たびたび登壇させていただきます。

請願第1号、家族従業者の働き分を認めない所得税法第56条の廃止を求める意見書提出の請願について、委員会が不採択したことについての反対討論を行います。

所得税法第56条は、事業主の配偶者とその生計を同一とする家族が事業に従事したときに、対価の支払いは必要経費に算入しないとして、家族従業者の働き分、自家労賃と言いますが、働き分を経費として認めないことを規定しています。

白色申告の場合、事業主の所得から配偶者が年間86万円、配偶者以外はその他の親族が年間50万円が控除されるのみであります。その額を時給計算で換算すると最低賃金にも及びません。

この法律は昭和40年の所得税法全部改正を経て、現行の所得税法56条となりました。以来60年、変わっておりません。また、この法律は自営業者の問題であります。そして、生計を同一とする家族がどう扱われているかという問題でもあります。56条の規定の根底にある家族を所有物のように扱った家父長制に縛られた考え方と、女性の賃金は家計補助的なものだから低くても構わない、こういう考えが放置されてきたことが問題であります。

所得税法第56条が必要な理由に、親族に給与を支払う慣行がない、このことが指摘されていますが、家族一人一人の働き分に給与を求めることは自然な考え方です。税法の上で業者婦人に無償労働を押しつけ、男女格差を助長しているのが所得税法第56条であります。日本のジェンダー差別の根幹に関わる問題でもあります。

営業者で働く人たちの配偶者や家族の人たちは、その働き分をたとえ給与を支払ったとしても、その働き分はその事業者の必要経費と認めないわけですから、その事業者の所得になってしまいます。そして、それが課税対象にもなり、そのことが中小業者の営業を圧迫することにもなってまいります。

青色申告をすれば給料を必要経費にできますが、税務署長に申し出て認められなければなりません。青色申告を行う際は、確定申告書のほかに年間の収入や経費などをまとめた書類、青色決算書を提出する必要があります。帳簿の作成にも複式簿記の知識が必要であることから負担に思う方も多いようです。そもそも、申告の仕方によって実際に働いている事実が認めたり認められなかったりすることはおかしなことです。

熊本県は、農業、林業、水産業など自営業者で家族従業者の方がなかなか自立できず後継ぎがないという問題が起きているのではないのでしょうか。具体的な話をします。ある方は、自営業

の業者婦人として働いておられたときに、その方の所得は86万円しか認められずに必要な車のローンが組めなかったと話しておられました。また、ある方は、子どもさんが交通事故に遭ったときに、所得が50万円ということで最低の保障しか認められないといったケースもあったそうです。これでは、地域を守り暮らしを支える中小零細業者の後継者は育たず、外に働きに行かざるを得なくなります。

世界的に見ても、アメリカ、ドイツ、韓国、フランス、イギリスなど主要先進国では、家族的業者の働き分は必要経費として認めています。働き分を経費として認めれば配偶者や同居家族の所得が増え、結果、税収入も増え、地域活性化や少子高齢化の問題解決の一つの糸口になると思います。

2016年3月、国連の女性差別撤廃委員会がこの所得税法の見直しを日本政府に勧告し、56条が人権を侵害する差別法規であると指摘をしています。2020年には、参議院常任委員会調査室で諸課題について調査がされ、社会環境等の変化や家族経営の形態の変化、働き方の多様化などを踏まえ見直しを検討することが求められているとのまとめがされています。

国内では、既に572を超える自治体が56条の廃止を求める意見書を国に上げています。熊本県内では5つの自治体が意見書を採択しています。

「家族経営への偏見、地域振興の妨げ」「働き分の正当な評価と適切な報酬」「男女格差を助長する女性の無償労働は解消」など、国に対して家族従業員の労働が適正に評価されるよう、所得税法56条の廃止を強く要望するものであります。

以上、請願第1号、家族従業者の働き分を認めない所得税法第56条の廃止を求める意見書提出の請願について、不採択への反対討論を終わります。議員各位の御賛同をよろしく願います。以上です。

○議長（中川公則君） 次に、委員長報告に賛成の方の発言を許します。

16番荒牧議員。

○16番（荒牧昭博君） 皆さん、こんにちは。16番荒牧でございます。

請願第1号、家族従業者の働き分を認めない所得税法第56条の廃止を求める意見書提出の請願について、賛成討論を行います。

家族従業者の働き分を認めない所得税法第56条廃止を求める意見書提出の請願についてであります。所得税法第56条においては、家族従業者の自家労賃の対価の支払いは必要経費として認められていないが、所得税法第57条の特例で青色申告を行うことで家族従業者に支払った給料は必要経費として認められております。

現在、青色申告と白色申告の制度がある限り個人の選択の自由も守られており、矛盾した制度とは考えにくいと思います。よって、現段階では委員長報告に賛成です。議員各位の御賛同をよろしく願います。

以上で賛成討論を終わります。

○議長（中川公則君） ほかに討論はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） ないようですので、これで討論を終わります。

これより請願第1号について採決します。

この採決は電子採決によって行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。

請願第1号「家族従業者の働き分を認めない所得税法第56条の廃止を求める意見書提出の請願」を採択することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

（表 決）

○議長（中川公則君） 投票を締め切ります。

賛成少数です。したがって、請願第1号「家族従業者の働き分を認めない所得税法第56条の廃止を求める意見書提出の請願」については、不採択とすることに決定しました。

次に、請願第2号に対する討論を行います。

請願第2号「町民憩の家存続について請願」に対する福祉常任委員長の報告は採択です。

まず、委員長報告に反対の方、採択することに反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

7番松本議員。

○7番（松本昭一君） 7番松本です。請願第2号、町民憩の家存続についての請願に反対の立場から討論します。

まず、利用者に対する意見聴取について町では、本年度5月に実施された基本計画案に係る住民説明会やましき便等を通じて意見を聞いており、公の施設のあり方検討委員会にもその意見は伝えられています。請願での御指摘、利用者との話し合いを一切していないは当たらないと考えます。また、昨年度のあり方に関する基礎調査及び基本構想、基本計画は、アンケート調査のみに重きを置いた業務委託ではないと言えます。そもそも、町民憩の家に関する検討は、平成24年の公の施設のあり方検討委員会において詳細な検討が重ねられており、請願にあるような今年度の3回の討議のみで判断されたものではないと考えます。

また、請願では、利用者の減少はコロナ感染症対策によるものとされていますが、平成24年以前から利用者は減少し続けており、この間、利用者増や地域活性化に取り組まれたものの、令和5年度のコロナ明けでも微増にとどまっています。よって長期的な運営における利用者減少という観点からの議論がなされているものと考えます。さらに、利用者が固定化しており、新規の方が利用しにくいとの意見があるとも聞いています。

なお、アンケートは無作為に抽出された町民2,000人が対象で、有効回収率は35.7%となっており、その結果については十分に有効性があるものと考えます。

次に、町民憩の家の老朽化につきましては、ボイラー等の故障による臨時休館がたびたび発生している状況から、施設や設備の故障、不具合が頻繁に発生しているものと考えられます。また、屋根、外壁、内部にも劣化が見られ、照明のLED化、トイレの乾式化やバリアフリー等も、現行基準に達していないことが明らかになっております。

施設設置から34年が経過し、その間、大がかりな改修を行っていない現状では、利用者の安全

性確保に懸念があります。簡易な数年利用目的での改修では不十分で、利用を継続するのであれば長寿命化改修が必要と考えられます。一方、長寿命化改修を行う場合、今後40年間の維持管理費と改修費用の合計はおよそ13億円に上ります。厳しい財政状況が予想される中、巨額の改修・運営費用を町が負担し続けることは難しいと考えます。

今回の請願においては2年という期限を設けた上での運営を要望されておりますが、その根拠が不明確であることに加え、安全性に関する部分について根本的な解決に至っておらず、利用者の安全性が確保できないと考えます。またさらに、2年間運営を延長したとしても劇的な変化は考えにくいと思われま

す。本議会の監査委員からの決算監査報告では、限られた財源と人的資源をもって、合理的、効率的、効果的な行財政運営を行うためのさらなる努力が求められます。将来を見据えた多角的な分析に基づく財政計画とその運営に期待します、とされています。

以上のように、町民憩の家の老朽化及びこれに伴う利用者の安全性への不安並びに財政負担の問題を総合的に勘案すると、現行の町民憩の家の運営を継続することは困難と言わざるを得ません。

一方、公の施設のあり方検討委員会の答申における附帯意見では、町内の民間施設への誘導が適切であること、利用料及び移動距離の負担増を軽減させる施策を検討すること、これらにより利用者の理解を得るよう配慮することなどが挙げられています。この附帯意見を十分に踏まえ、町が利用者に対しこれからも語らいのできる場を提供することを期待したいと思いますし、議会としてはこの附帯意見が確実に実行されるよう訴えていくべきではないでしょうか。

以上のとおり、請願第2号、町民憩の家存続についての請願については反対するものです。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。終わります。

○議長（中川公則君） 次に、委員長報告に賛成の方の発言を許します。

11番宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） 11番宮崎です。大変長らくお待たせいたしました。もう12時を過ぎました。私は、町民憩の家の存続の請願について賛成の立場から意見を述べます。

ただいま、反対の意見についていろいろございました。随分と認識が違うんだなというふうに感じました。本請願の趣旨は、コロナウイルス感染症対策のため、利用客が減少、今後町の財政を圧迫すると考えられることから同施設を廃止しようという考え方に対して、取りあえずコロナの影響がなくなった2年間の限定延長をして、その結果を見て廃止か存続かを決めてほしいというものであります。

請願は、存続を願う会の皆さんが町民憩の家の置かれた環境や町の財政状況等を十分に考慮されてまとめられたものです。当然、施設を新築、大規模な改修や長期的な運営を求めるものではなく、特に古い施設の現状から2年間であれば大きな改修費用の可能性は低いと判断して決められています。

何よりも申し上げたいのは、今回、4,348人の皆様から署名をいただきました。この署名をいただいておりますが、署名をいただきに上がったとき、9割以上の皆さんから、何で町民憩の家

を潰すのか、その背景も理由も存じ上げないと皆さんがお話しされていました。これは町の廃止への動きが先行し過ぎて、町民の皆様は蚊帳の外に置かれている状況のように感じています。

次に、これまでの町の委員会や町民の皆様が話している事項について述べますと、まず、改修費用は町の見積りで1億7,000万円という数字が独り歩きおりますけれども、この修理費の話はあくまでも一般的な経費の見積りをもってしているもので、憩の家の建坪8,003平方メートルに単価1平方メートル当たり21万6,000円を掛けたもので、実際は必要な箇所限定して修理をすれば数千万円以下で済むことになります。

それから、利用客のことについてでございますけれども、町は、今後も利用客増大は望めないと言われますが、そんなことは決してないと断言できます。

先般、婦人会長さんも、各地区で行っているサロンの一部を元のように憩の家で行うことや、総合運動公園や町民グラウンドで汗を流しておられるアスリートの皆さんを憩の家に誘導、利用客増や施設の新たな意義づけが可能となり、利用者は増大することになります。

3番目に町民との対話についてですが、私がこの問題に首を突っ込んだのは今年に入ってからでしたが、週1回以上は入浴でお世話になり、2週に1回程度意見交換会を行って皆さんの意見を聞き、これはぜひ町に伝えておかなければと思う事項は伝えてまいりました。私の知る限り、町長や町職員の方が町民の皆さんの声を聞かれる場を設定してこられなかったと思います。町としては、廃止決定後にその後の段取りを町民の皆様にも多分説明されるのですが、それでは遅いし、民意の反映とは言えないと思います。

それから最後に、言うまでもなく町の行政は執行部と議会の二元制で行われます。我々議員は、町民の皆様からの意見や要望を基に、執行部が行う行政への反映を目指して活動を続けています。特に今回、町民憩の家の署名活動に賛同された議員さんから署名の取消し等の連絡や通報は一切受けておりませんので、多分、ここにお名前を挙げられた方は協力していただけるというふうに信じております。

最後にもう一度申し上げます。

今回の町民憩の家存続の請願で挙げた2年間の延長は、決して町として無理な期間、無駄な時間ではありませんし、将来の我が町から見ても、決して後悔する時間ではないと確信しております。傍聴席にお集まりの皆様のお酌み取りいただき、ぜひ本請願への賛同を議員各位にお願いして、私の賛成討論を終わります。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（中川公則君） ほかに討論はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） ないようですので、これで討論を終わります。

これより請願第2号について採決をいたします。

この採決は電子採決によって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

請願第2号「町民憩の家存続について請願」を採択することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長（中川公則君） 投票を締め切ります。

賛成少数です。したがって、請願第2号町民憩の家存続について請願については不採択とすることに決定しました。

日程第2 議案第75号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

○議長（中川公則君） 日程第2、議案第75号「固定資産評価審査委員会委員の選任同意について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第75号、固定資産評価審査委員会委員の選任同意について御説明申し上げます。

令和6年9月26日に固定資産評価審査委員会委員の任期が満了することに伴い新たに委員を選任する必要がありますので、地方税法第423条第3項の規定に基づき議会の同意を求めるものです。

新たな委員としまして、木下宗徳氏を提案するものです。木下氏の履歴につきましては履歴書を添付しておりますので御確認ください。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（中川公則君） 提出者の説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なし)

○議長（中川公則君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

(なし)

○議長（中川公則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第75号「固定資産評価審査委員会委員の選任同意について」を採決します。

この採決は電子採決によって行います。

議案第75号について賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長（中川公則君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議案第75号「固定資産評価審査委員会委員の選任同意について」は、同意することに決定しました。

日程第3 議員提出第2号 益城町議会会議規則の一部を改正する会議規則の制定について

○議長（中川公則君） 日程第3、議員提出第2号「益城町議会会議規則の一部を改正する会議規則の制定について」を議題といたします。

提出者議員の説明を求めます。

17番榮正敏議員。

○17番（榮 正敏君） 17番榮です。議員提出第2号、益城町議会会議規則の一部を改正する会議規則の制定についての提案理由を申し上げます。

まず、今回の改正の経緯ですが、令和4年12月28日の第33次地方制度調査会において、議会に関わる手続は一括してオンラインにより行うことを可能とするべきであると提言がなされました。これを受けて、議会に関わる手続のオンライン化などを内容とする地方自治法の一部を改正する法律が第211回国会で令和5年4月26日に成立し、令和6年4月1日から施行されています。また、それに伴いまして全国町村議会議長会作成の標準町村議会会議規則が一部改正されたことに伴い、今回、改正を行うものです。

なお、改正案では、議会に関わる手続のオンライン化に関する条項だけでなく、標準町村議会会議規則に基づいた全体的な内容の整理を行っております。改正内容の主なものを申し上げますと、第8条では新たに第3項として、緊急を要するとき、その他特に必要があるときは、議長は会議中でない場合でも会議時間を変更することができることとしています。

第85条では、請願の配布方法について、提出された請願書の写しを配布することとしています。

第97条では、議場に入る者の服装、携帯品に係る禁止事項について時代に応じた表現とし、議長の許可制から届出制に変更しています。

また、情報通信機器、その他写真機及び録音機等の携帯に関しては議長の許可制として、撮影、録音及び録画機能を使用してはならないとしています。

最後に、会議規則中に規定される文書等のデジタル化、オンライン化については、通則的な規定として第113条の2及び第113条の3を新設することにより可能とすることとしています。

第113条の2では、1項において、議会または議長もしくは委員長に対して行われる通知のうち、文書等により行うことが会議規則により規定されているものについて、議長が定めるオンラインの方法によって通知できることとし、第2項では、議会または議長もしくは委員長を行う通知のうち、文書等により行うことが会議規則により規定されているものについて、通知を受ける者がオンラインにより受入れ表示をする場合は、議長が定めるオンラインの方法によって通知できることとしています。

また、第3項では、オンラインで行われた通知については会議規則の規定による方法によってなされたものとみなすとしています。

第4項では、オンラインで行われた通知の到達時期について規定し、第5項、第6項においては、署名・連署・記名・押印することが規定されているもの及び対面による本人確認、原本確認の必要があり、オンラインで行うことが困難もしくは著しく不相当と認められるものについて、

議長が定めるところによつてしています。

そして、第113条の3では、1項で議会または議長もしくは委員長が文書等を作成し、または保存することが規定されているものについては、議長が定めるところにより電磁的記録によって行うことができることとし、第2項で電磁的記録による作成等についても本来の文書等により行われたものとみなして会議規則の規定を適用することとしています。

以上、提案理由の説明を終わります。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中川公則君） 提出者議員の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議員提出第2号「益城町議会会議規則の一部を改正する会議規則の制定について」を採決します。

この採決は電子採決によって行います。

原案のとおり承認することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

（表 決）

○議長（中川公則君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議員提出第2号「益城町議会会議規則の一部を改正する会議規則の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議員提出第3号 国による学校給食費無償化を求める意見書

○議長（中川公則君） 日程第4、議員提出第3号「国による学校給食費無償化を求める意見書」を議題とします。

提出者議員の説明を求めます。

4番上村幸輝議員。

○4番（上村幸輝君） 4番の上村でございます。

議員提出第3号は、国による学校給食費無償化を求める意見書を、地方自治法第99条の規定により別紙のとおり提出するものです。

令和6年9月18日提出。

提出者議員、上村幸輝。

賛成者議員、冨田徳弘。賛成者議員、甲斐康之。賛成者議員、吉村建文。

意見書提出の趣旨説明を申し上げます。

近年、全国で学校給食の無償化が少しずつ進められており、子育て世帯においては大きな関心事となっています。文科省の学校給食実施状況等調査（令和5年5月1日現在）によりますと、全公立学校の約30%で完全無償化が実施されております。これは、2017年度調査時の約4%からおおよそ7倍と、大幅に増加した結果となっております。

このことから、言うなれば財源に余裕のある自治体は無償化に簡単に取り組むことができますが、反対に財源確保が厳しい自治体においてはなかなか無償化に踏み切ることができないという自治体間格差であり、子育て世帯においては、居住地による地域間格差が発生している状況となっていることが分かります。

学校給食は学校給食法第1条で、食育の推進がその役目と目的として規定されており、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、望ましい食習慣を養うなどの教育的効果は大きく、教科学習と並んで学校教育の一環となっております。その教科学習と並び学校教育の一環となっている学校給食がその自治体の財政状況に左右されるなど、居住地域における教育負担の格差があってはならないと思います。

以上のことから、基礎的な教育に係る子育て家庭の負担軽減となる学校給食費の無償化を、自治体の財政力によって格差が生じぬよう国の財政による制度設計により迅速に実現することを求めるため、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしたく、別紙のとおり提案するものです。

宛先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、こども政策・少子化対策担当大臣でございます。議員各位の御理解と御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中川公則君） 提出者議員の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議員提出第3号「国による学校給食費無償化を求める意見書」を採決します。

この採決は電子採決によって行います。

原案のとおり承認することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長（中川公則君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議員提出第3号「国による学校給食費無償化を求める意見書」は原案のとおり可決されました。

日程第5 議員派遣の件

○議長（中川公則君） 日程第5、議員派遣の件を議題とします。

お諮りいたします。

議員派遣については、お手元に配付しておりますとおり派遣することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（中川公則君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件についてはお手元に配付しておりますとおり派遣することに決定しました。

日程第6 閉会中の継続調査の件

○議長（中川公則君） 日程第6、閉会中の継続調査の件を議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第70条の規定により別紙継続調査一覧表のとおり閉会中の継続調査の申出がっております。

お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（中川公則君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に提案されました全ての案件は議了されました。9月9日から本日まで10日間にわたりまして御協力いただき、誠にありがとうございました。

これで、令和6年第3回益城町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後0時35分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

益城町議会議長

署名議員

署名議員